

**(仮称) 上大岡C北地区第一種市街地再開発事業**

**計画段階配慮書**

令和4年7月

上大岡C北地区市街地再開発準備組合



## はじめに

(仮称)上大岡C北地区第一種市街地再開発事業(以降、「本事業」とします。)を実施しようとする区域(以降、「計画区域」とします。)が属する「横浜上大岡駅西地域」は、A、B、C北、C南の4地区での市街地再開発事業<sup>※1</sup>により、交通拠点として道路・鉄道施設を改良するとともに、商業・業務・文化等の都市機能の強化を行うことで安全で快適な市街地環境を再整備することが段階的に進められています。

現在、C北地区を除く3地区の事業が完了しており、残るC北地区は、「横浜国際港都建設計画都市再開発の方針」<sup>※2</sup>(以降、「都市再開発の方針」とします。)において、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」(2号再開発促進地区)として指定されており、「横浜上大岡駅西地域」における市街地再開発事業の総仕上げの「最後のピース」となっています。

本事業は、「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業に該当する高層建築物の計画であることから、同条例に基づき「(仮称)上大岡C北地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」を取りまとめました。

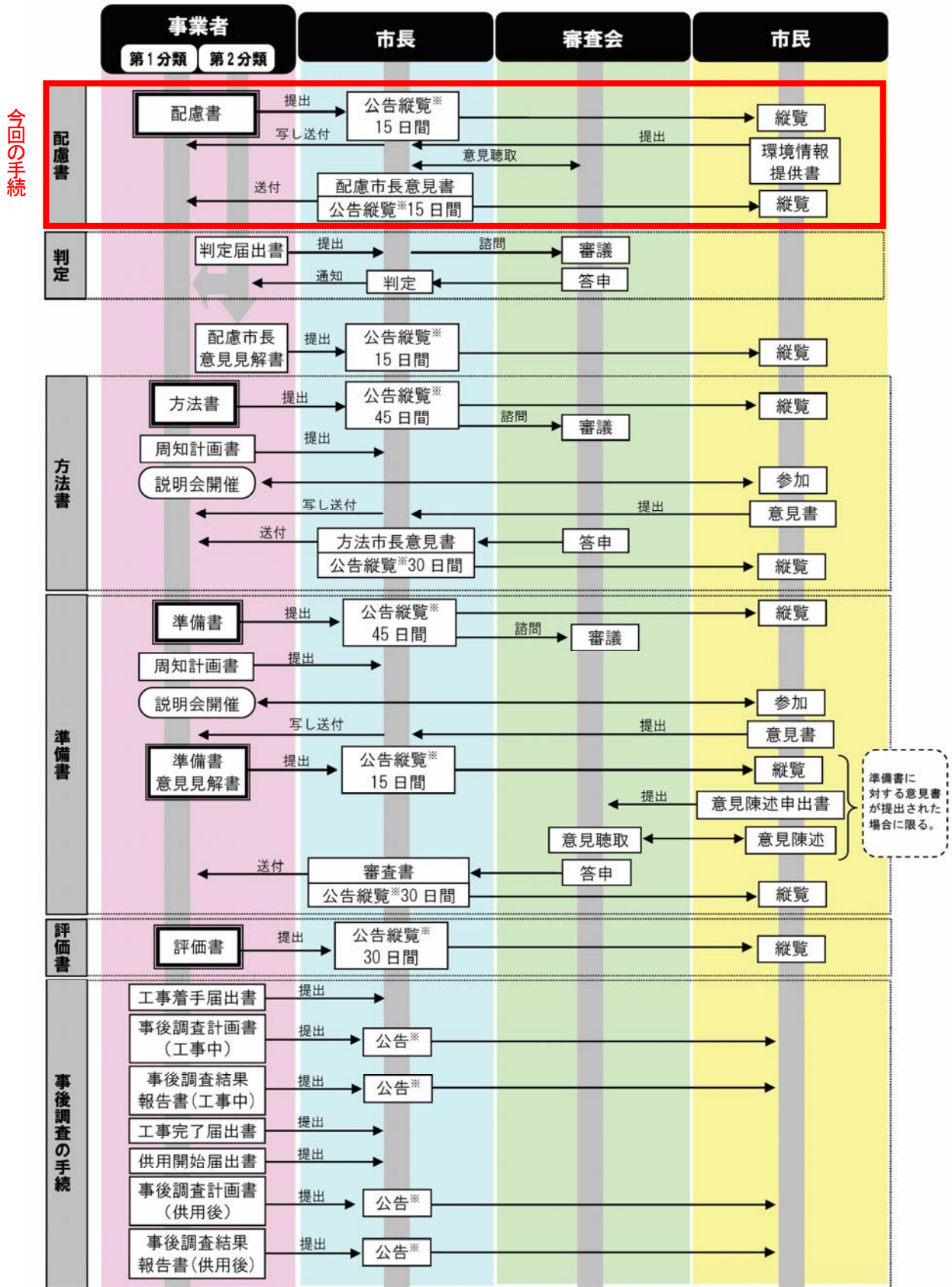
本事業は、令和8年の工事着工、令和13年の竣工及び供用開始を目指しています。今後、事業計画の策定並びに事業の実施にあたり、今般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえつつ、環境に配慮したより良い事業にしたいと考えます。

---

※1:「市街地再開発事業」:市街地再開発事業とは、市街地内の、土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がない等の都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業です。

※2:「横浜国際港都建設計画都市再開発の方針」(昭和45年6月都市計画決定(平成30年3月変更)、横浜市)詳細は、資料編「1. 上位計画関連」(p.資-1~3参照)に示すとおりです。

横浜市環境影響評価条例の手続の流れと配慮書の段階



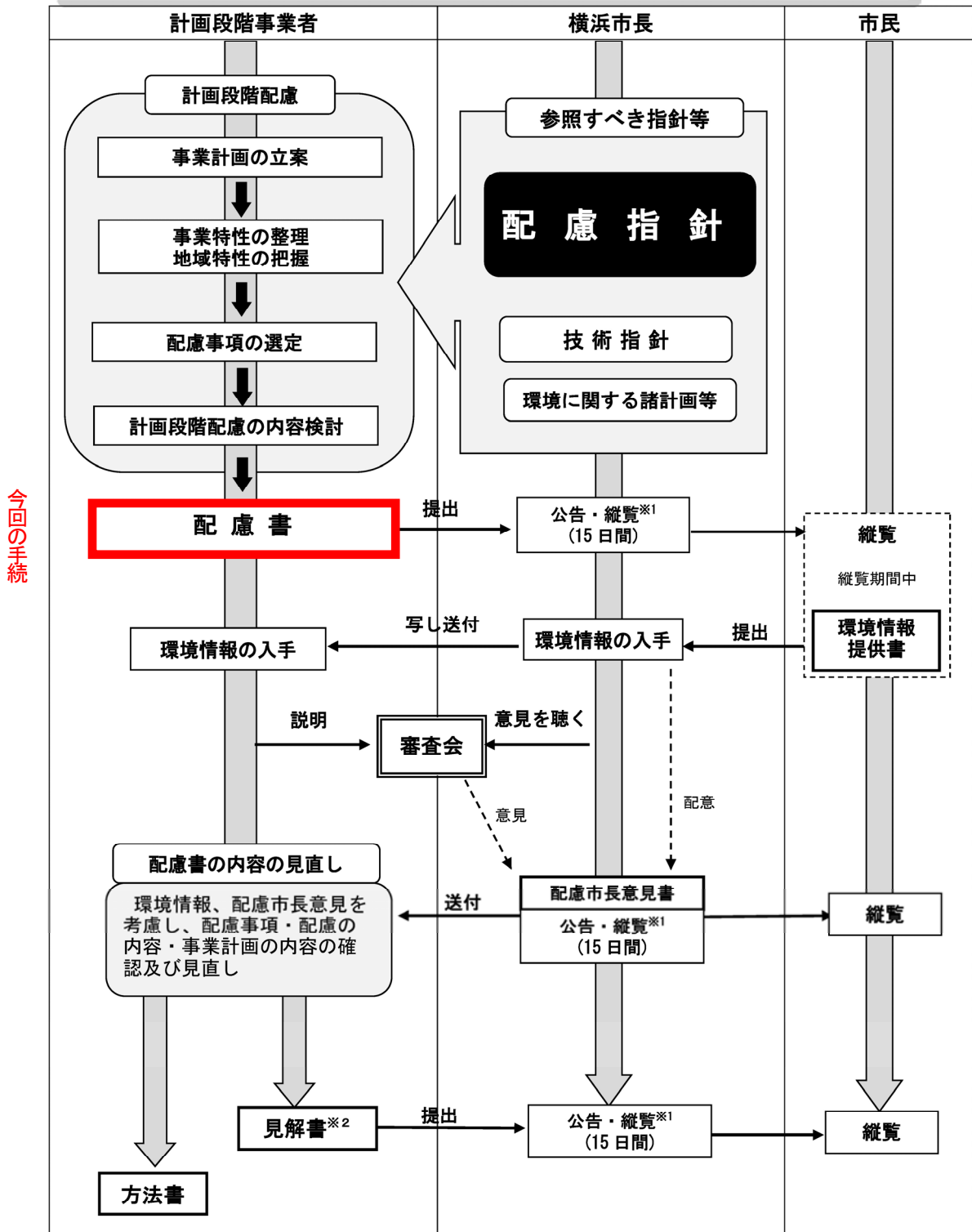
※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日 施行)

資料：「横浜市環境影響評価条例の手続の流れ【手続きフロー図】」（横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）より引用し一部加筆

計画段階配慮の検討手順

資料1 計画段階配慮の検討手順（概要）



今回の手続

※1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。  
 ※2 条例第16条第1項第2号の措置をとられた第2分類事業を実施しようとする者が作成します。



## 目 次

第1章 事業計画の概要.....	1
1.1 事業計画の概要.....	1
1.2 事業の目的及び必要性.....	4
1.3 事業計画の内容.....	9
1.3.1 計画区域の位置及び面積等.....	9
1.3.2 施設配置計画.....	10
1.3.3 交通計画.....	14
1.3.4 駐車場計画.....	14
1.3.5 自動二輪車・自転車駐車場計画.....	14
1.3.6 歩行者動線計画.....	16
1.3.7 熱源計画.....	16
1.3.8 給排水・供給施設計画.....	16
1.3.9 排気・換気計画.....	16
1.3.10 廃棄物処理計画.....	18
1.3.11 省エネルギー計画.....	18
1.3.12 「建築環境総合性能評価システム」等の活用.....	18
1.3.13 緑化・空地計画.....	19
1.3.14 防災等に関する計画.....	20
1.3.15 施工計画.....	20
1.4 事業計画を立案した経緯.....	22
1.4.1 開発計画の策定経緯.....	22
1.4.2 事業スケジュール案.....	22
第2章 地域の概況及び地域特性.....	23
2.1 調査対象地域等の設定.....	23
2.2 地域の概況.....	24
2.2.1 気象の状況.....	24
2.2.2 地形、地質、地盤の状況.....	25
2.2.3 水循環の状況.....	30
2.2.4 植物、動物の状況.....	32
2.2.5 人口、産業の状況.....	43
2.2.6 土地利用の状況.....	46
2.2.7 交通、運輸の状況.....	48
2.2.8 公共施設等の状況.....	54
2.2.9 文化財等の状況.....	68
2.2.10 公害等の状況.....	73
2.2.11 災害の状況.....	89
2.2.12 廃棄物の状況.....	105
2.2.13 法令等の状況.....	107
2.3 調査対象地域等の地域特性.....	111

第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容 .....	115
---------------------------------	-----

資料編

1.上位計画関連 .....	資-1
2.用語集 .....	資-13



## 第 1 章 事業計画の概要



## 第1章 事業計画の概要

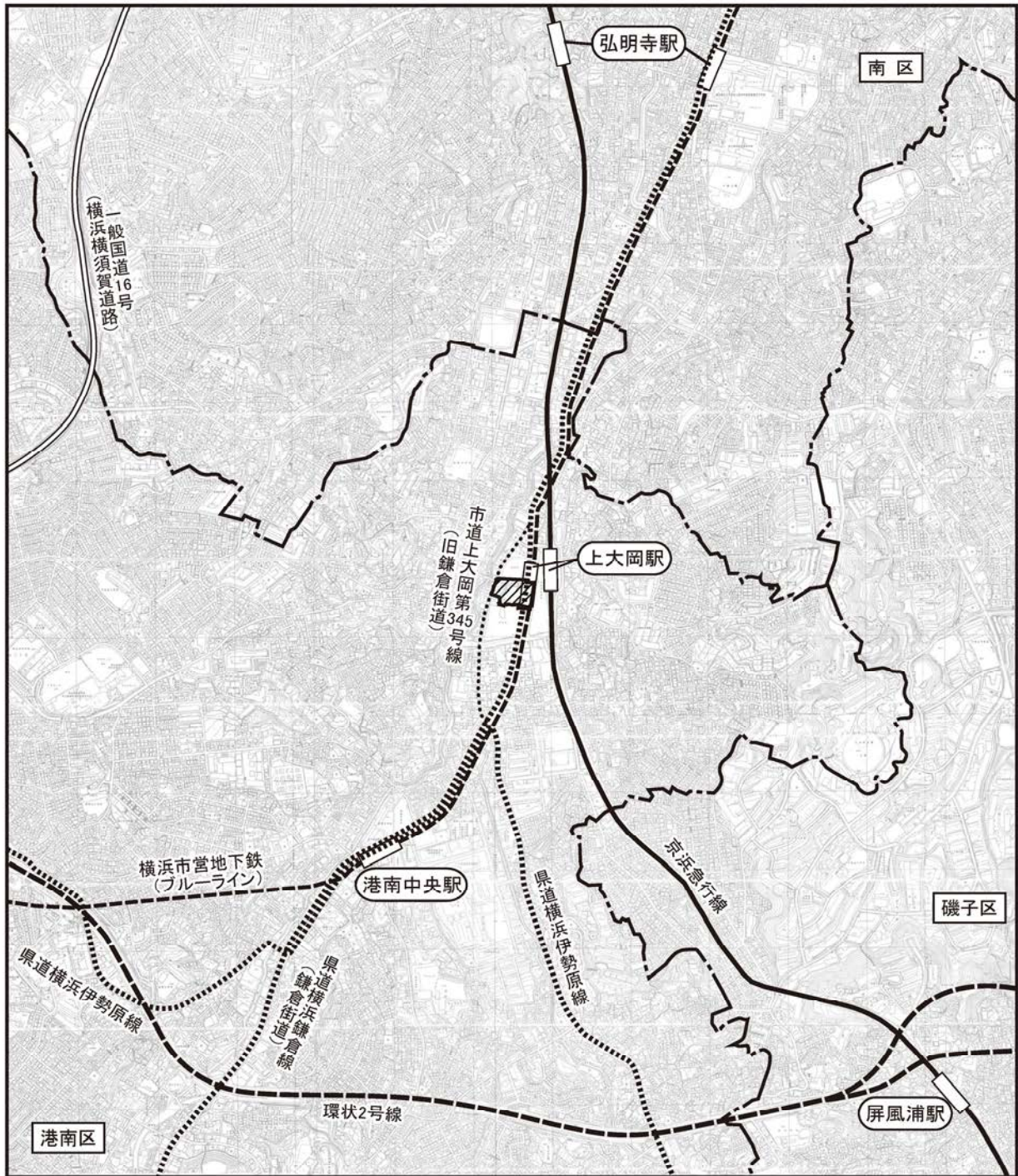
### 1.1 事業計画の概要

事業計画の概要は表 1.1-1、計画区域は図 1.1-1(1)～(2)に示すとおりです。

表 1.1-1 事業計画の概要

計画段階事業者の氏名及び住所	上大岡C北地区市街地再開発準備組合 理事長 渡辺 聡 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 16 番 13 号
事業の名称	(仮称) 上大岡C北地区第一種市街地再開発事業
事業の種類、規模	高層建築物の建設(第1分類事業)※ 建築物の高さ: 約 140m 延べ面積: 約 64,750 m <sup>2</sup>
計画区域	横浜市港南区上大岡西一丁目の一部
事業計画に係る許可等の内容	<b>【建築物の確認】</b> 建築基準法第6条第1項  <b>【地区計画等の区域内における建築物等の届出等】</b> 都市計画法第58条の2第1項  <b>【特定建築物の建築主の基準適合義務】</b> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条  <b>【土壌汚染調査】</b> 土壌汚染対策法第4条第1項  <b>【アスベスト調査】</b> 大気汚染防止法第18条の15
図書作成の受託者	株式会社オオバ東京支店 支店長 皆木 信介 東京都千代田区神田錦町3丁目7番1号

※: 横浜市環境影響評価条例施行規則において、高層建築物の建設における第1分類事業の要件は、「建築物の建設の事業であって、建築物の高さが100m以上で、かつ、延べ面積が5万m<sup>2</sup>以上であるもの」とされています。



凡例

-  計画区域
-  区界

図1.1-1(1) 計画区域位置図

S=1/20,000  
0 100 500m



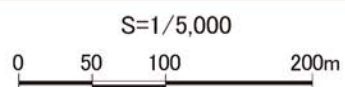


凡 例

 計画区域

資料：「国土地理院撮影の空中写真」（令和元年撮影）

図1.1-1(2) 計画区域位置図



## 1.2 事業の目的及び必要性

横浜市では、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として、「都市再開発の方針」が平成30年3月に改正されています。その中で基本方針として、横浜型のコンパクトな市街地の形成のために、『横浜都心、新横浜都心とともに鉄道駅周辺を中心に重点的な再開発を進める』、既成市街地の再開発の整備方針として、『公共施設整備や土地利用の適正化・効率化により、積極的に市街地の整備改善を進める』ことが定められています。具体的には、土地の高度利用に関する方針において、『鉄道駅周辺では、都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、業務・商業施設や生活利便施設、福祉施設等の都市機能や、多様な住まいを供給する居住機能の立地、誘導を促進する』とされています。

「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」（令和元年8月改定、横浜市）（以降、「マスタープラン」とします。）では、港南区の将来像として、区内の5つの鉄道駅周辺を主要な生活拠点とし、拠点相互の連携や住宅市街地の特性を踏まえた生活圏を形成し、生活圏ごとに商業や公共サービス機能など、区民の日常生活に必要な機能を備えたまちを目指すとしていています。この実現に向け、特に上大岡駅及び港南中央駅周辺は、「拠点機能の強化、拠点間の連携の強化」の観点で、区を中心部にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、区民の日常生活に必要な商業・公共サービス機能などの充実や、各拠点と都市機能を補い合いながら拠点間との連携・強化を図ることを進めていく必要があるとされています。

また、横浜市営地下鉄と京浜急行線等の交通結節点である上大岡駅の周辺地域は、横浜市内の主要な生活拠点と位置付けられており、平成14年10月に都市再生特別措置法に基づき、図1.2-1に示す都市再生緊急整備地域「横浜上大岡駅西地域」の指定を受けました。この「横浜上大岡駅西地域」は、A、B、C北、C南の4地区で市街地再開発事業が段階的に進められており、現在、C北地区を除く3地区の事業が完了しています。

残るC北地区は、「都市再開発の方針」において、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（2号再開発促進地区）として指定されており、横浜上大岡駅西地域における市街地再開発事業の総仕上げの「最後のピース」となっています。

計画区域の現況図は図1.2-2に、現況写真は写真1.2-1(1)～(2)に示すとおりです。

現在、C北地区内の既存建築物は、建物の老朽化が進み、一部木造建築物が密集している箇所があります。また、狭い通路が存在する等、防災上の課題があります。

上記を踏まえ、商業機能を中心とした高度利用及び住宅供給による土地の有効利用を図るとともに、横浜上大岡駅西地域全体の一体性と歩行者空間の利便性・快適性の向上を図った横浜市が掲げるコンパクトな市街地の形成に寄与していきます。

また、市民が安心して暮らせるよう福祉に配慮した人に優しいまちづくりを進めるとともに、「上大岡駅周辺地区街づくり協議指針」を踏まえて、周辺地区との調和を図った建築物としていく計画です。

**B 地区で実施された再開発事業**

- 上大岡 B 地区第一種市街地再開発事業  
(完了公告：平成 15 年 12 月 3 日)

B 地区周辺の道路及びペDESTリアンデッキ等が整備されました。また、商業・業務・住宅・保育園等を配置した再開発ビルが完成しました。

**A 地区で実施された再開発事業**

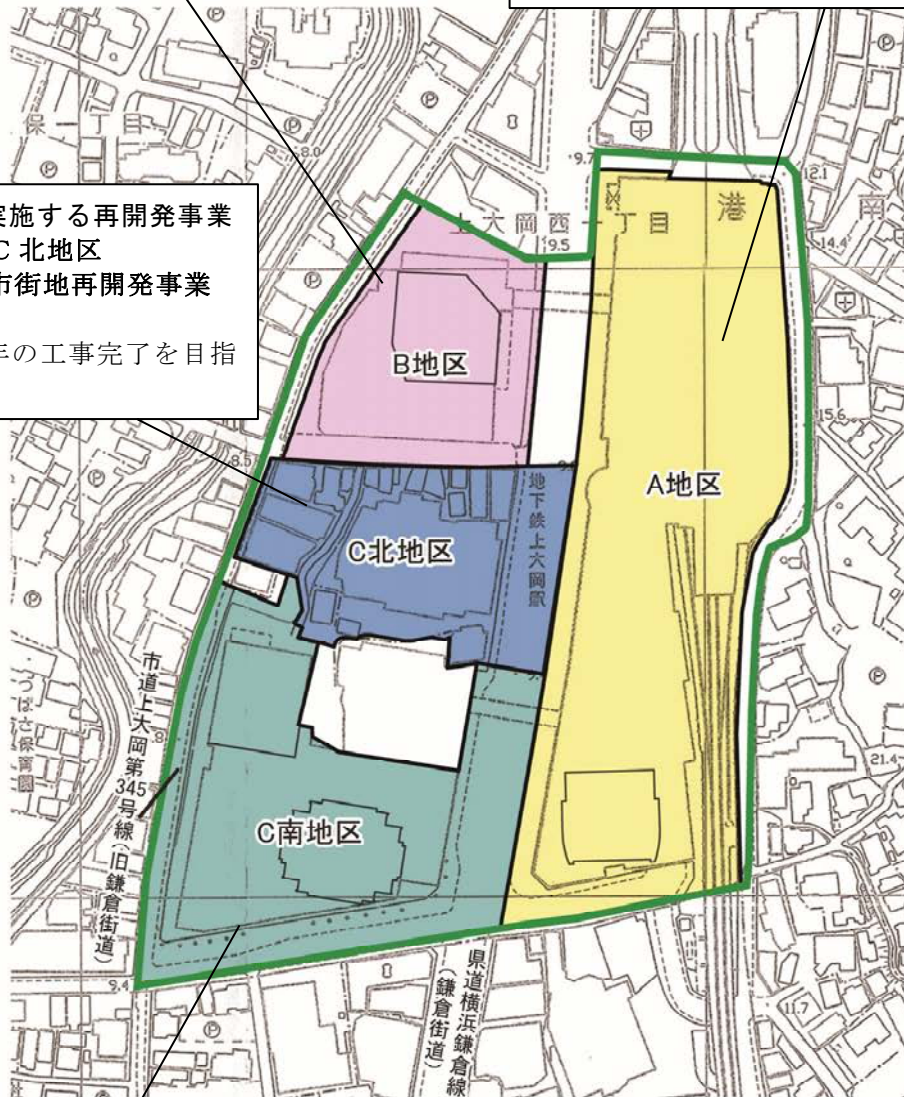
- 上大岡駅西口地区第一種市街地再開発事業  
(完了公告：平成 9 年 3 月 14 日)
- 上大岡駅前地区第一種市街地再開発事業  
(完了公告：平成 9 年 3 月 14 日)

駅舎の改良や周辺道路及びバスターミナル等が再整備されました。また、オフィスタワーや京急百貨店・専門店等を配置した複合ビルが完成しました。

**C 北地区で実施する再開発事業**

- 上大岡 C 北地区  
第一種市街地再開発事業

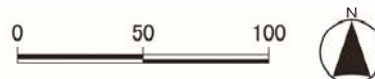
令和 13 年の工事完了を目指します。



**C 南地区で実施された再開発事業**

- 上大岡 C 南地区第一種市街地再開発事業  
(完了公告：平成 22 年 2 月 26 日)

C 南地区周辺の道路の拡幅整備等が行われました。また、商業・住宅・市営自転車駐車場等を配置した再開発ビルが完成しました。なお、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価手続きが行われました（手続き終了）。

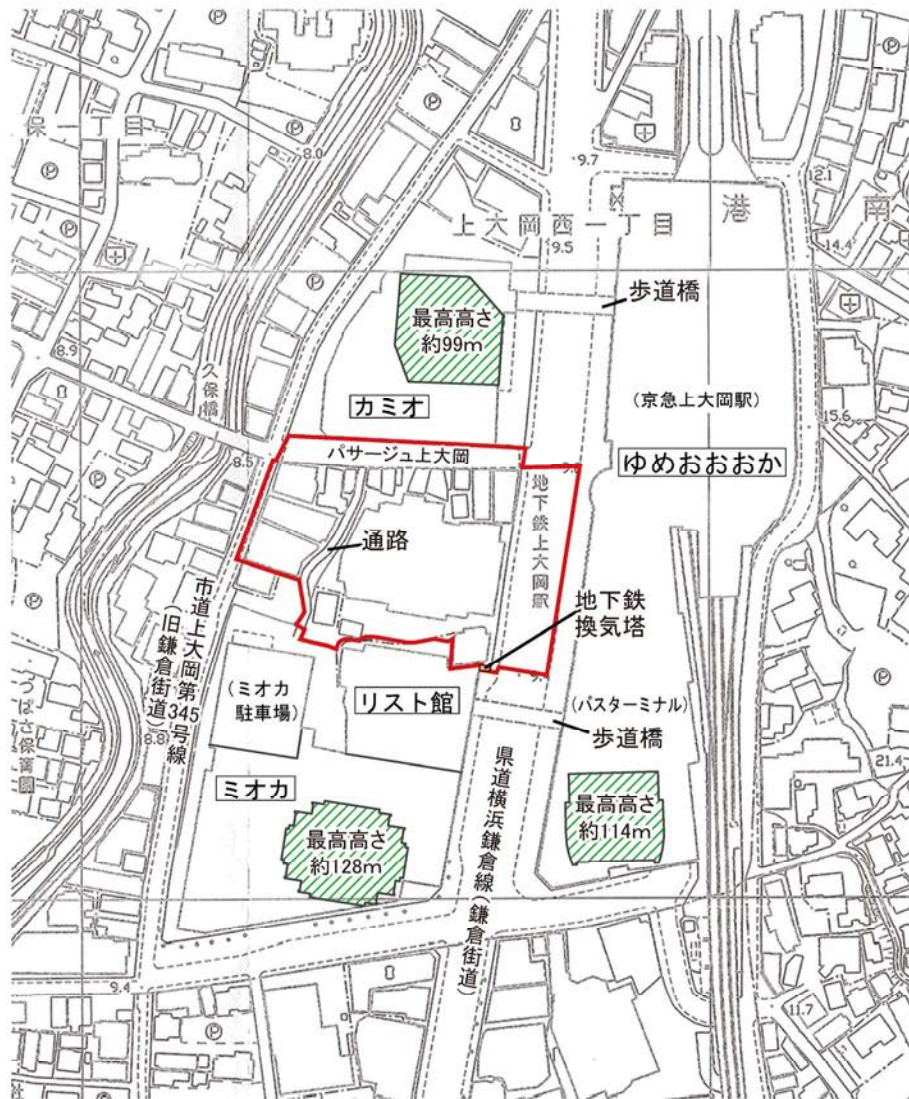


**凡例**

横浜上大岡駅西地域

注)「上大岡駅周辺地区」(横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)を参考に作成しました。

図 1.2-1 横浜上大岡駅西地域の整備状況



**凡例**

- 計画区域
- 高層棟



注) 本事業では、地域貢献として、計画区域内の北側にある商店街（以降、「パサージュ上大岡」とします。）の路面のフラット化や、既存の地下鉄換気塔の移設による歩道整備を実施することを検討しています。そのため、C北地区に加えて、パサージュ上大岡及び既存の地下鉄換気塔の範囲についても「計画区域」に含めています。

図 1.2-2 現況図





① 計画区域の東側より計画区域を望む（撮影日：令和3年10月21日）



② 計画区域の東側より計画区域を望む（撮影日：令和3年10月21日）



③ パサージュ上大岡の状況  
（撮影日：令和3年10月21日）



撮影位置

写真 1.2-1 (1) 現況写真



④ 計画区域の北西側交差点より計画区域を望む  
(撮影日：令和3年10月21日)



⑤ 計画区域内通路の状況  
(撮影日：令和2年1月8日)



⑥ 地下鉄換気塔の状況  
(撮影日：令和4年5月18日)



撮影位置

写真 1.2-1 (2) 現況写真

## 1.3 事業計画の内容

### 1.3.1 計画区域の位置及び面積等

事業の概要は表 1.3-1 に示すとおりです。

表 1.3-1 事業の概要

計画区域	横浜市港南区上大岡西一丁目の一部
主要用途	共同住宅、店舗、駐車場、駐輪場
地区計画	(仮称) 上大岡 C 北地区地区計画
用途地域	商業地域 (防火地域)
指定容積率/建ぺい率 <sup>※1</sup>	500% / 80% (防火地域内の耐火建築物)
計画容積率 <sup>※2</sup> /建ぺい率	約 850% / 約 71%
敷地面積	約 6,060 m <sup>2</sup>
建築面積	約 4,300 m <sup>2</sup>
延べ面積	約 64,750 m <sup>2</sup>
容積対象床面積	約 51,500 m <sup>2</sup>
建築物の最高高さ <sup>※3</sup>	約 151m
建築物の高さ <sup>※4</sup>	約 140m
階数	地下 1 階、地上 39 階、塔屋 2 階
住戸数	約 450 戸
工事予定期間	令和 8 年～令和 13 年
供用予定時期	令和 13 年

注) 今後の関係機関協議により、数値等は変更になる可能性があります。

※1: 建ぺい率の限度が 80%とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率の規定が適用除外となります。なお、計画建築物は、耐火建築物とするため、建ぺい率の規定が適用除外となります (建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号)。

※2: 計画区域の容積率は、「都市再生特別地区」による容積割増しを予定しています。

※3: 最高高さは、パラペット天端より上の塔屋及び設備等を囲う冠壁やホバリングスペース (非常用) 等を含む高さです。なお、ホバリングスペース (非常用) は、航空法第 81 条の 2 の特例の適用により空港等に当たらないことから、横浜市環境影響評価条例の対象事業である「飛行場の建設」には該当しません。

※4: 建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 6 号の規定による高さです。

### 1.3.2 施設配置計画

供用後の施設配置図は図 1.3-1、施設断面図は図 1.3-2～3 に示すとおりです。

#### 1)施設配置計画

本事業では、「都市再開発の方針」を踏まえ、商業機能を中心とした高度利用及び住宅供給による土地の有効利用を図るとともに上大岡駅周辺の利便性の向上を図り、市街化を促進し、横浜市が掲げるコンパクトな市街地の形成に寄与していきます。

計画建築物は、低層部を低く抑えるとともに、高層部を可能な限りセットバックして圧迫感の低減を図ります。また、風害対策として、高層部は計画区域周辺の既存高層建築物と可能な限り離隔をとるほか、コーナー部の面取りにより、吹き降ろしの抑制を図ります。

計画建築物の色彩については、「上大岡駅周辺地区街づくり協議指針」を踏まえて周辺地区との調和を図った色彩となるよう協議していきます。

計画建築物の北東側は既存アーケードと一体感のあるガラス屋根の吹き抜け空間を設ける計画です。また、上大岡駅前の賑わいと利便性及び快適性に配慮した歩行者空間を確保するため、計画区域の東側、北側及び西側では、歩道の道路拡幅を行うとともに、敷地内に空地を設けるほか、計画区域の南東側の歩道橋へと繋がるリスト館 2 階の歩行者通路と連結する歩行者デッキを設ける計画です。

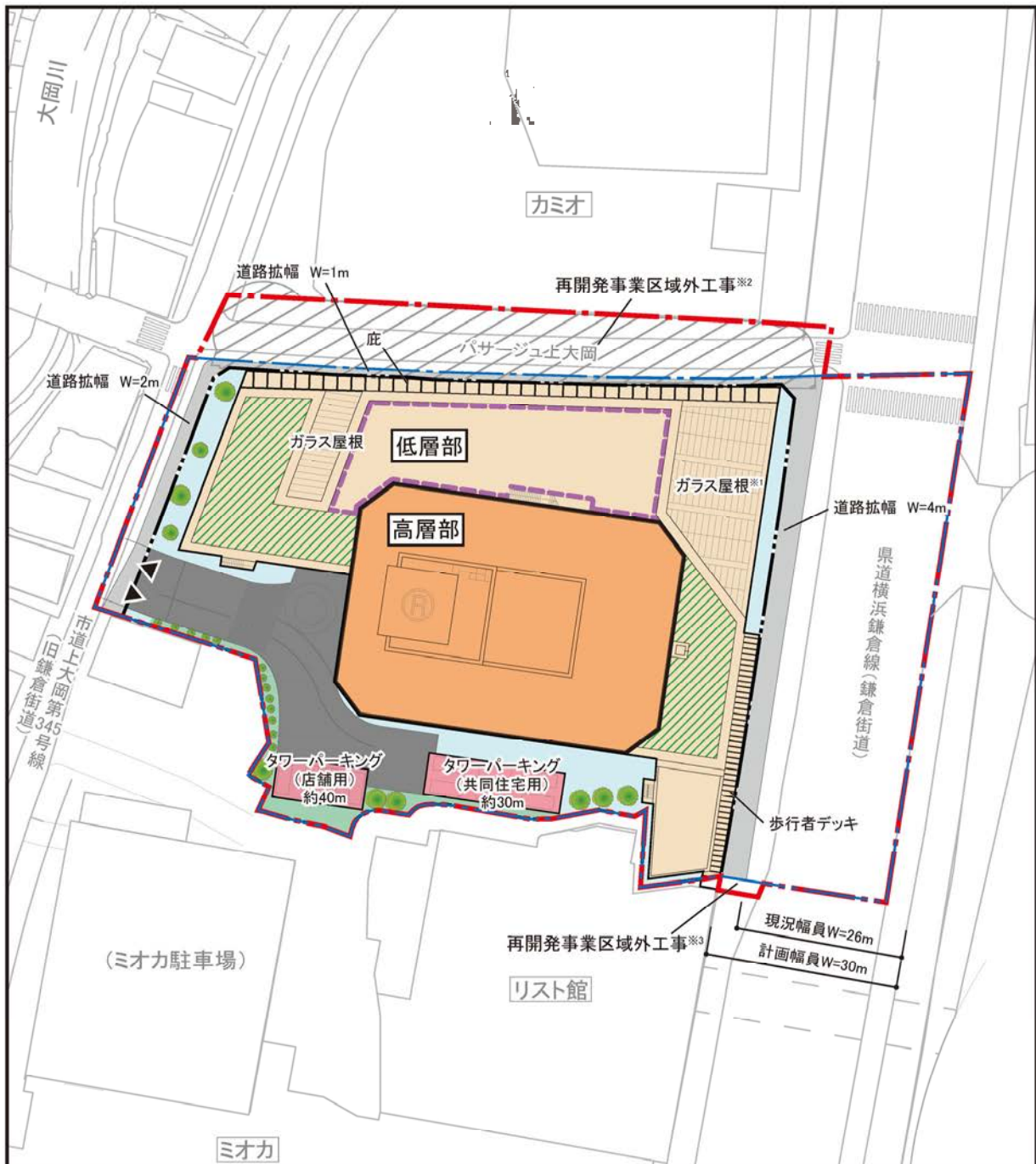
なお、パサージュ上大岡と旧鎌倉街道を繋ぐ計画区域内の既存通路は、道路拡幅部分の一部に付け替える計画です。

計画建築物の外構については、ヒートアイランド対策として環境配慮型舗装である保水性舗装等の導入や高木の適切な配置等を検討しています。また、光害対策として計画区域周辺に悪影響を及ぼさない外構照明計画とします。

#### 2)施設利用計画

計画建築物は、地下階及び低層部（1～3 階）を店舗とし、高層部（4 階以上）を共同住宅とする計画です。また、1 階及び地下 1 階には広場を設け、地下 1 階の広場は横浜市営地下鉄上大岡駅と接続させる計画です（広場の位置は、図 1.3-5（p.17）参照）。これらにより、上大岡駅前の歩行者空間を確保するとともに、地域の賑わいと魅力向上を図ります。

なお、駐車場は、店舗及び共同住宅の駐車場として、計画区域内の南側にタワーパーキングを 2 棟（店舗用：約 40m、共同住宅用：約 30m）配置する計画です。

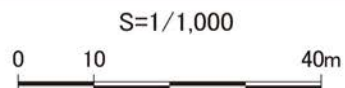


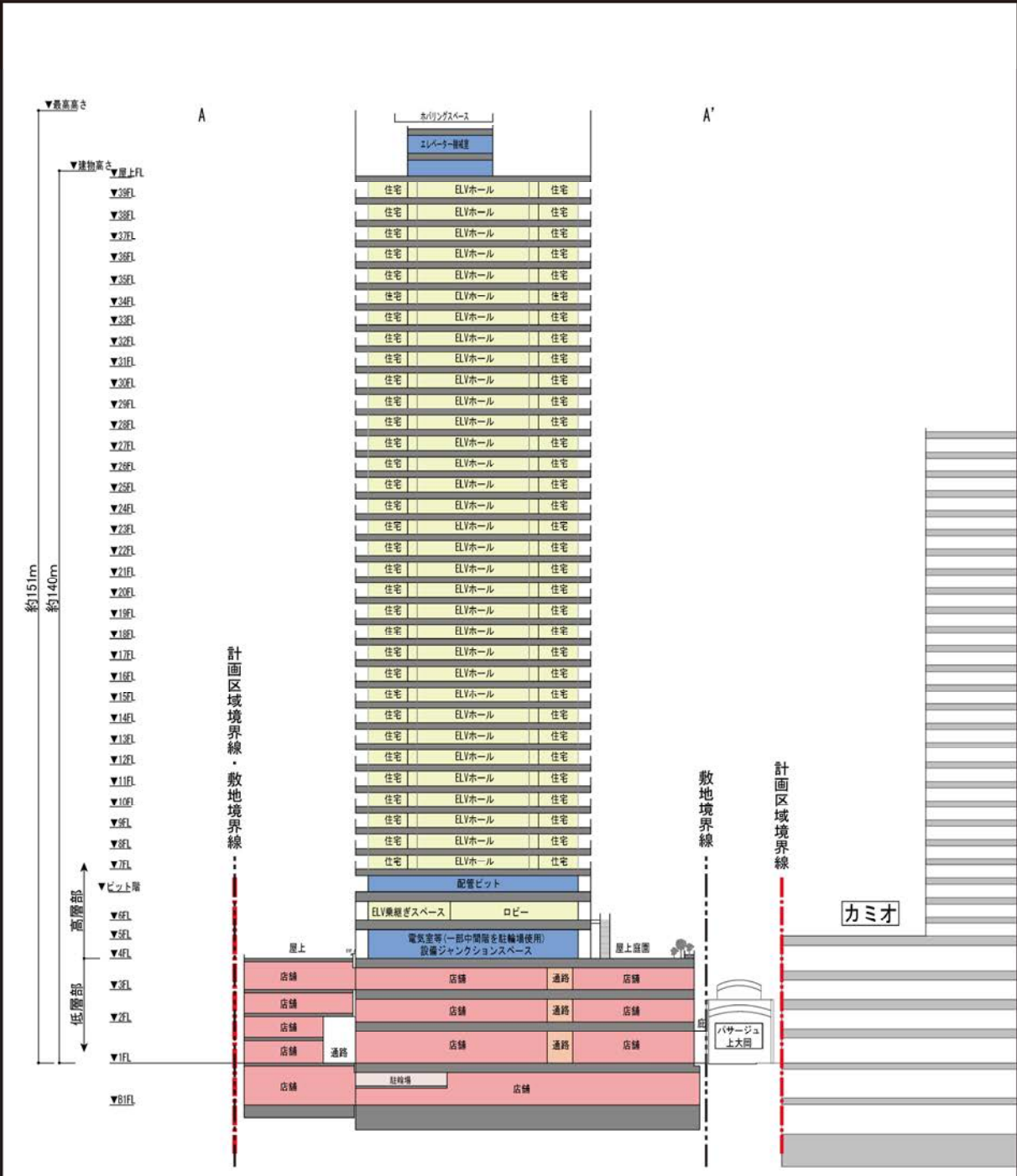
**凡 例**

- |                                                 |           |           |
|-------------------------------------------------|-----------|-----------|
| <span style="color: red;">- - -</span> 計画区域     | 緑地 (地上部)  | 樹木 (イメージ) |
| <span style="color: blue;">- - -</span> 再開発事業区域 | 屋上緑化      | 車両出入口     |
| <span style="color: black;">- - -</span> 敷地境界   | 屋上庭園      |           |
| 計画建築物 (低層部)                                     | 空地        |           |
| 計画建築物 (高層部)                                     | 道路拡幅 (歩道) |           |
| 計画建築物 (タワーパーキング)                                | 車路        |           |

注) 図示している樹木はイメージであり、配置や形状等は、今後行政協議等により変更する可能性があります。  
 ※1: 計画区域北東側のガラス屋根の下の階 (2~3階) は、吹き抜けです。  
 ※2: 地域貢献として、パサージュ上大岡にて、路面のフラット化等を実施する予定です。  
 ※3: 地域貢献として、現在地上部にある地下鉄換気塔 (図1.2-2 (p.6) 参照) を計画建築物内へ移設する予定です。

図1.3-1 施設配置図





**凡例**

- 共同住宅
- 店舗
- 通路
- 駐輪場
- 機械室等

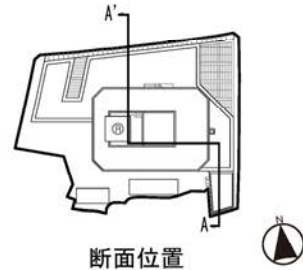
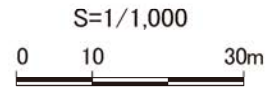
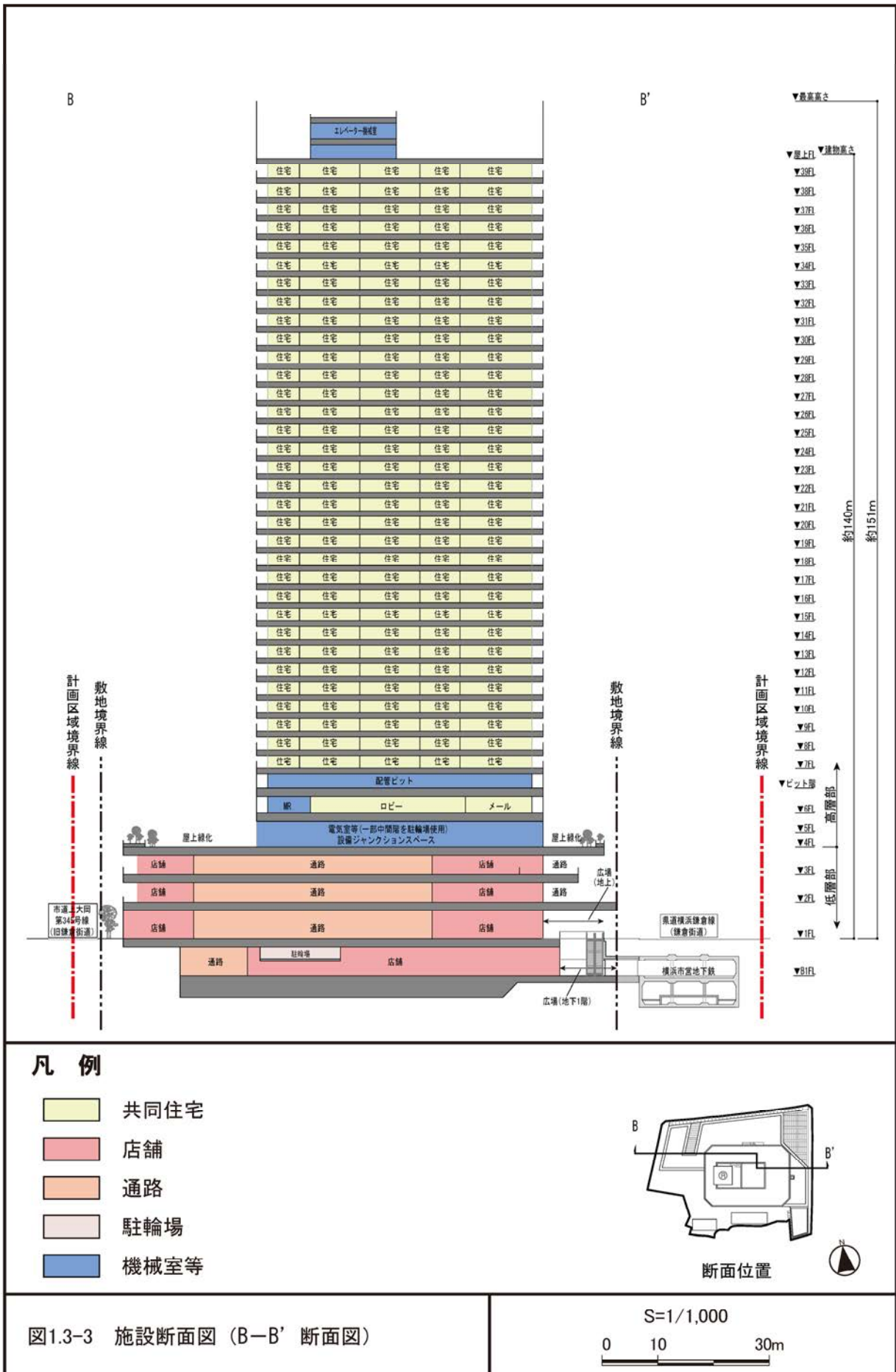


図1.3-2 施設断面図 (A-A' 断面図)





### 1.3.3 交通計画

供用後の交通計画は、図 1.3-4 に示すとおりです。

計画建築物には、主に共同住宅の居住者、店舗の利用者が利用する車両及び搬入車両（以降、「関連車両」とします。）が出入りする予定です。

関連車両の出入口は、B 地区にあるカミオ及び C 南地区にあるミオカと同様に地域の幹線道路であり、計画区域内の東側を通る鎌倉街道の交通を阻害することがないように、計画区域の西側に接する一方通行路の旧鎌倉街道沿いに整備し、右折入庫右折出庫とする計画です。

### 1.3.4 駐車場計画

駐車場は、計画区域内の南側に店舗用と共同住宅用のタワーパーキングを各 1 棟配置する計画であり、駐車台数は「横浜市駐車場条例」又は「横浜市建築基準条例」の附置義務に基づき、必要台数を確保する計画です。

「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」に定められている駐車場の必要台数については、今後想定される入居テナントの業種を基に算定し、横浜市経済局及び警察等と協議していきます。

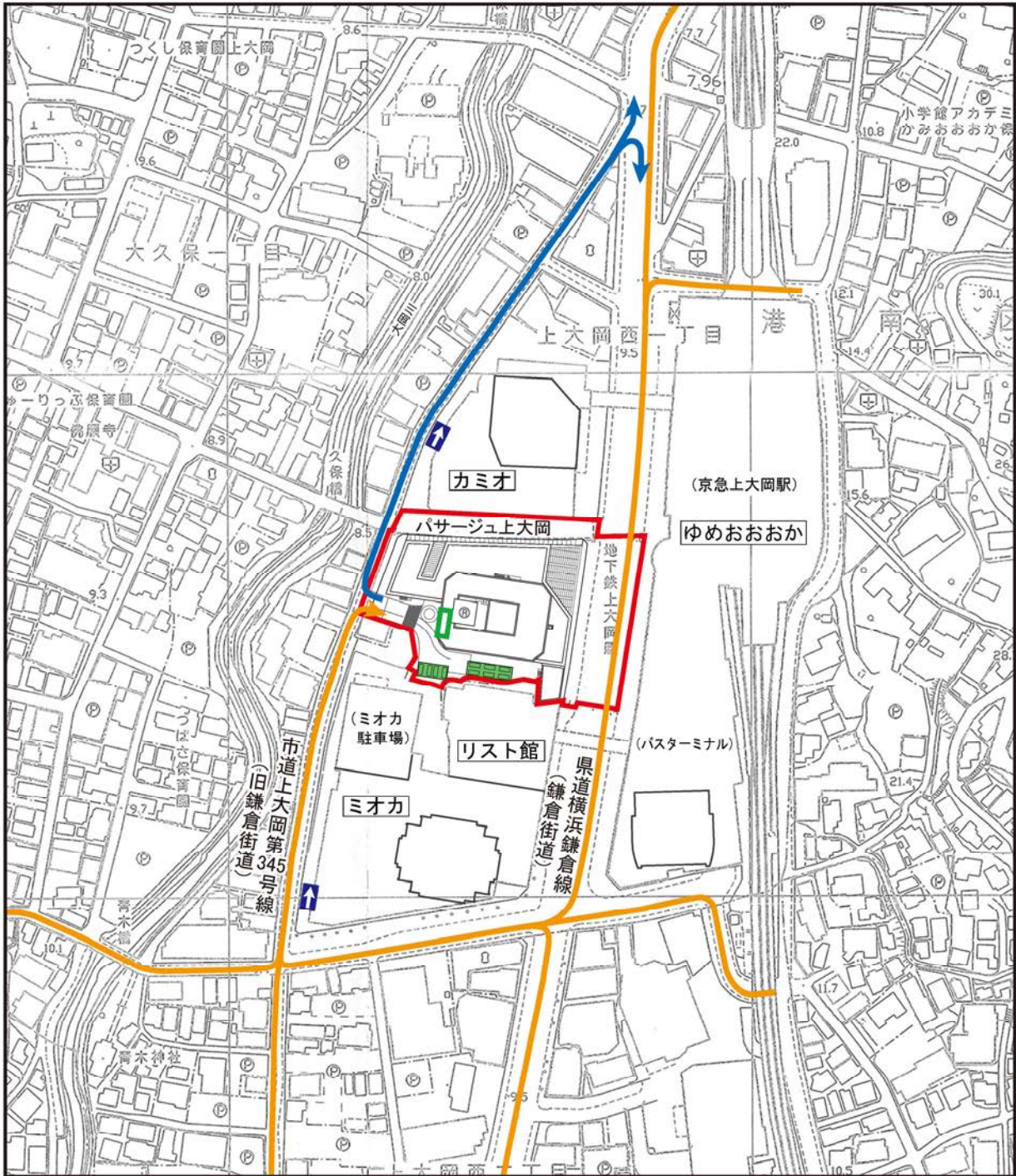
また、電気自動車の充電設備の設置について検討します。

### 1.3.5 自動二輪車・自転車駐車場計画

自動二輪車駐車場は、「横浜市駐車場条例」の附置義務に基づき、必要台数を確保する計画です。また、自転車駐車場は、上大岡駅前の地域貢献として「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」及び「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」を満たす必要台数以上の台数を確保し、自転車活用の推進と地域課題の放置自転車対策に寄与する計画です。

自動二輪車・自転車の出入口は、関連車両の出入口と同様に計画区域の西側に接する旧鎌倉街道沿いに整備する計画です。





**凡例**

- |                                                                                     |            |                                                                                     |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|  | 計画区域       |  | 関連車両の主な走行ルート：入庫 |
|  | タワーパーキング   |  | 関連車両の主な走行ルート：出庫 |
|  | 荷捌き駐車場（1階） |  | 主要走行ルート上の一方通行路  |

図1.3-4 関連車両の主な走行ルート



### 1.3.6 歩行者動線計画

歩行者の動線計画は、図 1.3-5 に示すとおりです。

本事業では、横浜上大岡駅西地域において形成されている立体的な歩行者ネットワークを繋ぐことで、駅前地区にふさわしい利便性と安全で快適な歩行者空間を提供する計画です。

地上レベルでは、計画区域の北東側の交差点付近に広場を設け、鎌倉街道を横断する歩行者の十分な滞留空間と往来する歩行者が快適に通行できる空間を確保し、歩道混雑の緩和を図ります。さらに、計画区域の北側、東側、西側では、歩道の道路拡幅を行うとともに、敷地内に空地を設けるほか、計画区域内の南東側にある鎌倉街道歩道上の地下鉄換気塔（図 1.2-2 (p.6) 参照）の移設を行うことで、歩行者空間を拡大し、歩道の環境向上を図る計画です。

また、パサージュ上大岡と旧鎌倉街道を繋ぐ計画区域内の既存通路については、計画建築物内の同様な位置に通路を設けることで、歩行者動線を確保する計画です。

2 階レベルでは、計画区域の南東側の歩道橋へと繋がるリスト館 2 階の歩行者通路と歩行者デッキ（図 1.3-1 (p.11) 参照）を連結させることで、駅前の歩行者の回遊空間を確保する計画です。

地下レベルでは、計画区域の東側の鎌倉街道地下にある横浜市営地下鉄上大岡駅の地下通路と接続する広場を設けることで歩行者の快適性の向上を図る計画です。

これら各レベル間の移動においては、エスカレーターやエレベーターを適宜配置して、バリアフリー化を図る計画です。

また、地域貢献としてパサージュ上大岡にて路面のフラット化を図る等、横浜上大岡駅西地域がより魅力的となるよう、福祉に配慮した人に優しい歩行者空間とする計画です。

### 1.3.7 熱源計画

本事業では、都市ガスを使用する計画です。

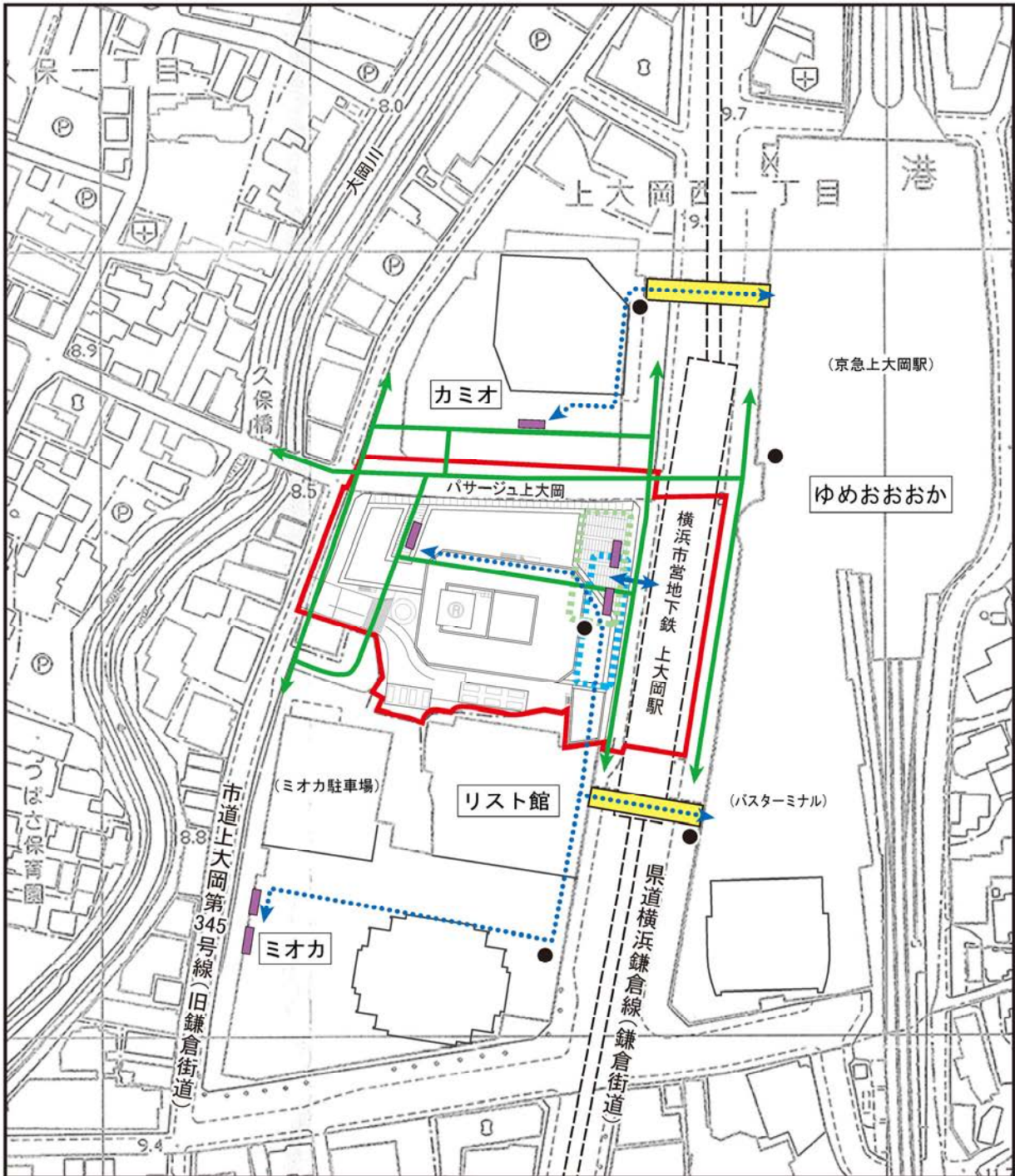
### 1.3.8 給排水・供給施設計画

上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用する計画です。地下水の揚水及びその使用の計画はありません。その他、店舗が供給を受ける電力は、可能な限り低炭素電気の利用を図ります。

また、省資源の観点から、節水型衛生器具を導入する計画です。なお、雨水利用については今後検討していきます。

### 1.3.9 排気・換気計画

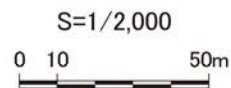
計画建築物低層部の店舗については、自然換気システムを取り入れ、中間期や災害時の換気機能の自立性を高める計画を検討していきます。



凡例

- 計画区域
- 歩道橋
- 広場（地上）
- 広場（地下1階）
- ↔ 施設利用者の主な歩行ルート：2Fデッキレベル
- ↔ 施設利用者の主な歩行ルート：地上レベル
- ↔ 施設利用者の主な歩行ルート：地下通路レベル
- エレベーター
- エスカレーター

図1.3-5 歩行者の主な歩行ルート



### 1.3.10 廃棄物処理計画

計画建築物高層部の共同住宅から発生する一般廃棄物は、廃棄物保管場所で一時保管の上、横浜市により回収される計画です。

また、計画建築物から発生する事業系廃棄物は分別して回収し、廃棄物保管場所で一時保管の上、廃棄物の種類に応じた許可を有する廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する計画です。

### 1.3.11 省エネルギー計画

本事業では、計画建築物高層部の共同住宅共有部や低層部の店舗については、高性能な省エネルギー機器の導入を検討します。

また、以下の環境制御技術や、建築技術等の採用を検討し、運用エネルギーの低減を図った環境配慮型建築とします。

- ・自然採光の活用、高効率電気機器、LED 照明の採用
- ・高性能 Low-E ガラスや二重ガラス・断熱サッシの採用等による熱負荷低減
- ・日射遮蔽効果のある庇による外壁負荷削減
- ・太陽光発電設備の設置

### 1.3.12 「建築環境総合性能評価システム」等の活用

本事業では、建築物の建設から解体に至るまでの長期にわたり、建築物が環境に与える負荷を低減するため、建築物の長寿命化、地上部や計画建築物低層部の屋上緑化、高性能な省エネルギー機器の導入検討等の様々な環境配慮事項に取り組み、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）において、Aランク以上の認証取得を目指します。

### 1.3.13 緑化・空地計画

#### 1)緑化方針

横浜市では、「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」（平成 30 年 11 月、横浜市）において『地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高める』等の目標を掲げています。また、「横浜市環境管理計画」（平成 30 年 11 月改定、横浜市）においては、横浜が目指す将来の環境の姿として『郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち』を掲げています。

これらを踏まえ、本事業の緑化にあたっては、可能な限り市民の目に触れる場所での緑化や生物多様性に配慮した樹種の選定等、緑を活用した潤いある空間の創出を図ります。

#### 2)緑化・空地計画

計画区域内の南側に緑地を、計画建築物低層部の東側と西側に屋上緑化を設け、「緑の環境をつくり育てる条例」で定められている緑化面積以上の緑化面積を確保する計画です。

樹種の選定にあたっては、耐陰性や耐風性のある計画区域の特性に合った樹種を用いるほか、地域の潜在自然植生や、「環境エコアップマスタープラン」（平成 10 年 2 月、横浜市）（p.資-11～12 参照）に示される「ふるさと生物候補」等を参考に、可能な限り郷土種を採用します。単一種や同一規格による植栽を避けつつ、都市部に生息する鳥や蝶等の生き物を誘う誘鳥木や食草の配植に配慮した計画とし、生物多様性の創出に配慮します。また、可能な限り緑化面積を確保してヒートアイランド現象の緩和に貢献するほか、適切に維持管理を行う計画です。

また、計画区域の西側の旧鎌倉街道沿いの空地には、C南地区の空地の並木（樹種：シマトネリコ）と連続性のある樹木を植栽した歩行者空間を形成する計画です。さらに、北側の屋上庭園にも樹木植栽を行うことにより、居住者や施設利用者に潤いある空間を提供します。

### 1.3.14 防災等に関する計画

計画建築物は、支持地盤までの直接基礎とする計画です。高層建築物の耐震性を確保するために、制震構造等を採用し、大規模な地震への対策を講じます。

本事業では、大規模な災害が発生して交通機関が麻痺した場合の帰宅困難者等への一時滞在場所を提供するほか、水や食料、防災用品等を備蓄した防災備蓄倉庫を計画建築物4階に設置し、地域全体の災害対応力の強化に寄与します。

なお、「内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)によると、想定最大規模の降雨(1時間に最大153mm)が発生した場合、計画区域及びその周辺は、「浸水のおそれのある区域」に該当していることから、本事業では、浸水対策として、主要な電気室等を2階以上に設置するとともに非常用発電を整備する計画とします。

さらに、「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月、国土交通省)等に則り、人が常時利用する場所が浸水しないよう、出入口などの床の高さを浸水のおそれのないレベルに設定することや、防水板などの施設を必要に応じ設置する対策を行います。

なお、関係部署と協議の上、計画建築物の最上部には緊急用のホバリングスペースを確保する予定です。

本事業においては、災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定し、防災イベントや防災訓練を定期的に行い、避難・誘導手順、滞留者や帰宅困難者への対応手順等の情報共有を行う予定です。

### 1.3.15 施工計画

本事業の施工計画の立案にあたっては、以下に示す配慮を検討します。

#### 1)安全に関する配慮事項

- ・安全に配慮した工法や、建設機械・工事用車両の集中を回避した工程等を検討するとともに、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき、標識の設置や近隣住民への説明会の実施等、情報の提供を実施する予定です。
- ・工事の実施にあたっては、仮囲いを設置します。また、車両出入口には交通誘導員を配置し、工事用車両通行時の歩行者及び一般車両の安全を確保します。
- ・車両出入口は市立桜岡小学校の通学路上に位置するため、今後、市立桜岡小学校と協議を行い、必要な対策を講じます。
- ・「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」(平成17年6月、横浜市)を参考に歩行者のバリアフリーの推進に努めます。
- ・土壌汚染調査は、工事前の適切な時期及び方法で実施し、調査結果に応じて法令等に基づき適切に対応します。

## 2)建設機械、工事用車両に関する配慮事項

- ・ 排出ガス対策型、低燃費型、低騒音型の建設機械を極力採用する計画とします。
- ・ 工事関係者に対しては、受入時教育、業者送り出し教育等で、建設機械のアイドリングストップ、高負荷運転の防止、低速走行の実施、工事用車両の規制速度の遵守、過積載・急発進・急加速の禁止等に関する教育・指導を徹底します。
- ・ 建設機械及び工事用車両が正常に稼働、走行できるように整備・点検を徹底する計画とします。

## 3)施工方法等に関する配慮事項

- ・ 既存建築物の解体に際しては、既存建築物の高さまで防音シートなどで囲い、解体工事時の騒音に配慮します。また、振動にも配慮した工法を極力採用する計画とします。
- ・ 散水や工事用車両のタイヤ洗浄等を必要に応じて実施し、粉じんの飛散防止、周辺道路の汚れ防止に努めます。
- ・ 工事で発生する建設発生土は、分析調査を行い、受入先での基準を満たす適正処分を行い、可能な限り場内仮置き・埋戻し利用を計画し、場外処分量の削減を図ります。また、可能な限り近隣の建設工事現場での再利用に努めます。
- ・ ボーリング調査を実施して地盤状況をしっかり把握した上で、設計上の適切な対策を検討します。
- ・ 解体工事着工前にアスベスト調査を実施します。調査によりアスベストを含有する建築材料が確認された場合には、届出の上、事前に周知し、飛散防止を行うなどの適切な措置を講じます。また、アスベストの廃棄にあたっては、法令、行政指導等に基づき適切に対応します。
- ・ 電波障害対策として、クレーン未使用時のブームを電波到来方向に向ける等の対策を講ずる計画とします。
- ・ 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度-32年度）」（平成28年3月、横浜市）の取組を推進し、解体工事、建設工事中においては、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再使用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討します。
- ・ 横浜市営地下鉄については、横浜市交通局の担当部署と各種協議を実施して駅利用者と地下鉄運行に配慮した工事を行います。
- ・ 問い合わせ窓口を現場事務所に設け、苦情等が発生した場合には、迅速に適切な対応を行います。

## 1.4 事業計画を立案した経緯

### 1.4.1 開発計画の策定経緯

本事業は、平成14年10月に指定された都市再生緊急整備地域「横浜上大岡駅西地域」内で、まちづくりの勉強会活動を続けてきました。平成24年6月に地元権利者の意向がまとまり、「上大岡C北地区市街地再開発準備組合」が設立され、現在は、事業化に向けて検討を進めています。

国、県、市で策定されている上位計画を踏まえたこれまでの検討により、本事業では商業、サービス、都市型住宅等の複合施設を建設することで、周辺地区の完了した市街地再開発事業等との連携や都市計画道路の拡幅を完了し、横浜上大岡駅西地域における市街地再開発事業の総仕上げとなる「最後のピース」をはめこむことを目指しています。

また、計画区域周辺には3地区の市街地再開発事業により高層建築物が建設されているため、それらの複合的な影響を踏まえた建築計画を検討し、高層階のセットバックやコーナ一部面取りによる吹き降ろしの抑制や歩行者の往来や滞留が多い計画建築物の北東から北西にかけてガラス屋根や庇を設置することなどを計画しています。

### 1.4.2 事業スケジュール案

本事業は、令和6年～令和8年に基本設計、実施設計、関係行政協議を行い、令和8年の工事着工、令和13年の工事完了を目指します。



## 第 2 章 地域の概況及び地域特性



## 第2章 地域の概況及び地域特性

### 2.1 調査対象地域等の設定

計画区域及びその周辺地域における自然的社会的状況に関する情報等を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。自然的社会的状況に関する情報等の収集は、図2.1-1に示すとおり、計画区域を中心とした約3.5km四方の区域（以降、「調査区域」とします。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、港南区、南区、磯子区の合計3区（以降、「調査対象地域」とします。）を対象としました。

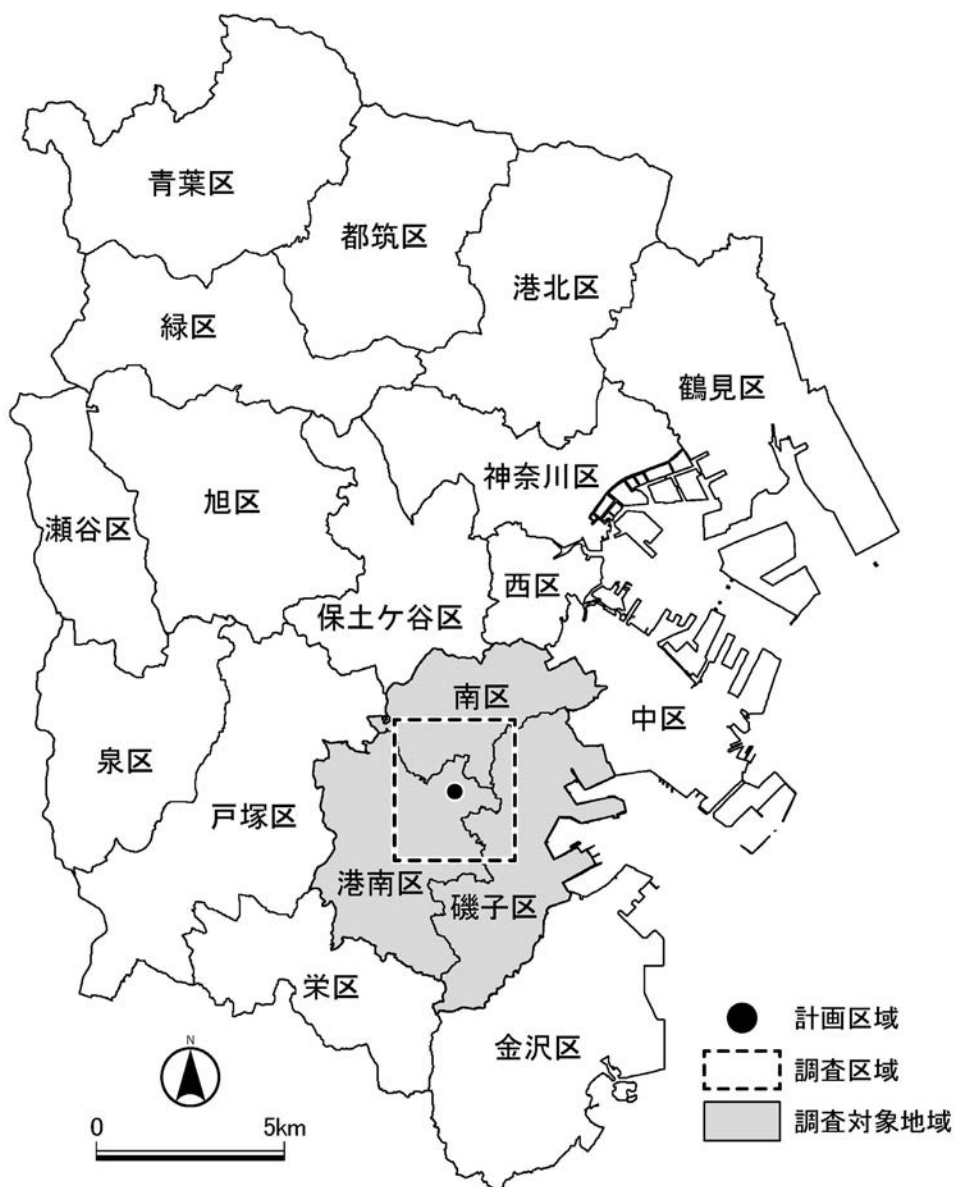


図 2.1-1 調査対象地域等の位置

## 2.2 地域の概況

### 2.2.1 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町：地上 19.8m）における令和 3 年の気象状況は、表 2.2-1 に示すとおりです。

令和 3 年の年平均気温は 17.0℃、年平均相対湿度 68%、年平均風速 3.5m/s、最多風向は北、年間降水総量 2,056.5mm となっています。

表 2.2-1 気象の状況（令和 3 年）

項目	年間	令和 3 年											
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温 (℃)	17.0	6.2	9.1	13.2	15.2	19.6	22.7	26.0	27.5	22.6	18.7	14.3	8.8
最高気温 (℃)	35.1	18.1	21.9	23.1	26.1	28.3	30.4	34.2	35.1	32.0	29.2	21.9	20.4
最低気温 (℃)	-0.8	-0.8	0.5	4.3	7.4	11.8	16.5	20.0	19.0	17.3	9.3	5.2	-0.7
平均相対湿度 (%)	68	56	48	62	60	73	76*	82	79	80	74	63	57
平均風速 (m/s)	3.5	3.3	4.0	3.9	3.7	3.9	2.9	2.7	3.7	3.2	3.6	3.3	3.6
最多風向	北*	北	北	北	北	南西	南南東	南	南南西	北	北	北*	北
日照時間 (h)	2,215.8	185.3	227.4	191.1	218.5	162.6	148.5	189.5	191.7	115.2	171.0	208.7	206.3
日照率 (%)	50	60	75	52	56	38	34	43	46	31	49	68	68
降水総量 (mm)	2,056.5	46.5	97.5	219.0	155.5	113.5	113.5	368.0	274.0	197.5	209.5	127.5	134.5

※：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80% を基準とします。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

## 2.2.2 地形、地質、地盤の状況

### 1)地形

調査区域の地形の状況は、図 2.2-1 に示すとおりです。

計画区域は、人工地形分類では盛土地、自然地形分類では谷底低地に分類されます。

### 2)地質

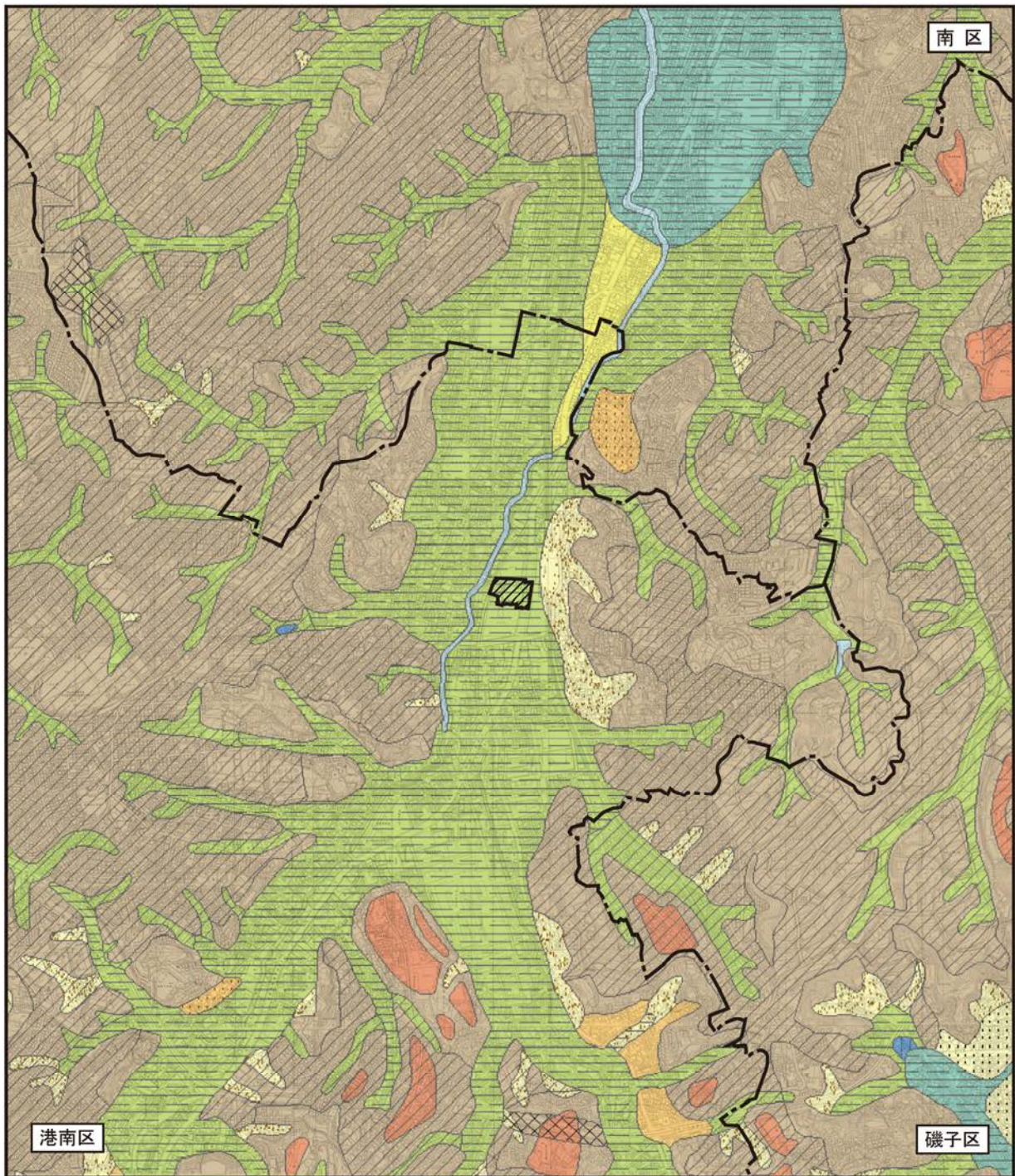
調査区域の表層地質の状況は、図 2.2-2 に示すとおりです。

計画区域の位置する場所の表層地質は、未固結堆積物となっています。

### 3)地盤・土壌

調査区域の土壌の状況は図 2.2-3 に、軟弱地盤の分布状況は図 2.2-4 に示すとおりです。

計画区域の位置する場所の土壌は人工改変地土であり、層厚 5~20m程度の軟弱地盤が存在するとされています。

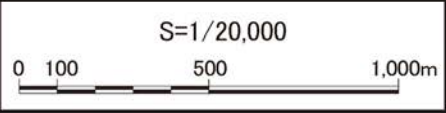


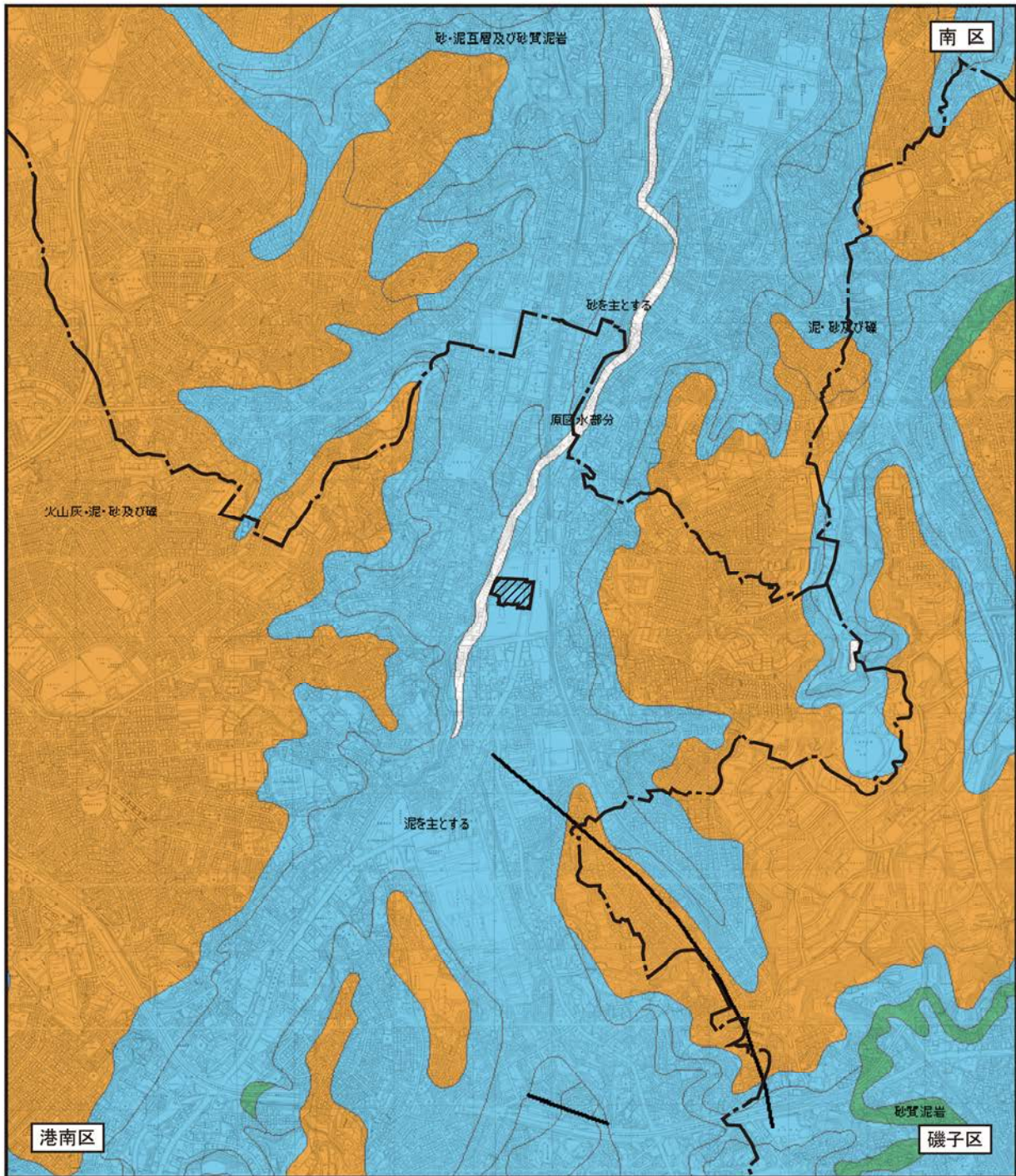
**凡例**

計画区域	<b>人工地形分類</b>	<b>自然地形分類</b>	谷底低地
区界	人工平坦地 (切り盛り造成地)宅地等	山地斜面等	自然堤防
	盛土地	麓斜面及び崖錐	三角州・海岸低地
	埋立地	砂礫台地(更新世段丘)	砂州・砂堆(礫州・礫堆)
	切土地	砂礫台地(完新世段丘)	現水部
		ローム台地(更新世段丘)	旧水部

資料：「土地履歴調査データ(人工地形及び自然地形分類図)」(国土交通省ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-1 地形分類図









**凡例**

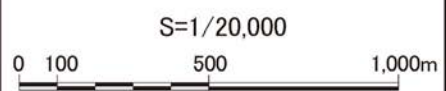
 計画区域  
 区界

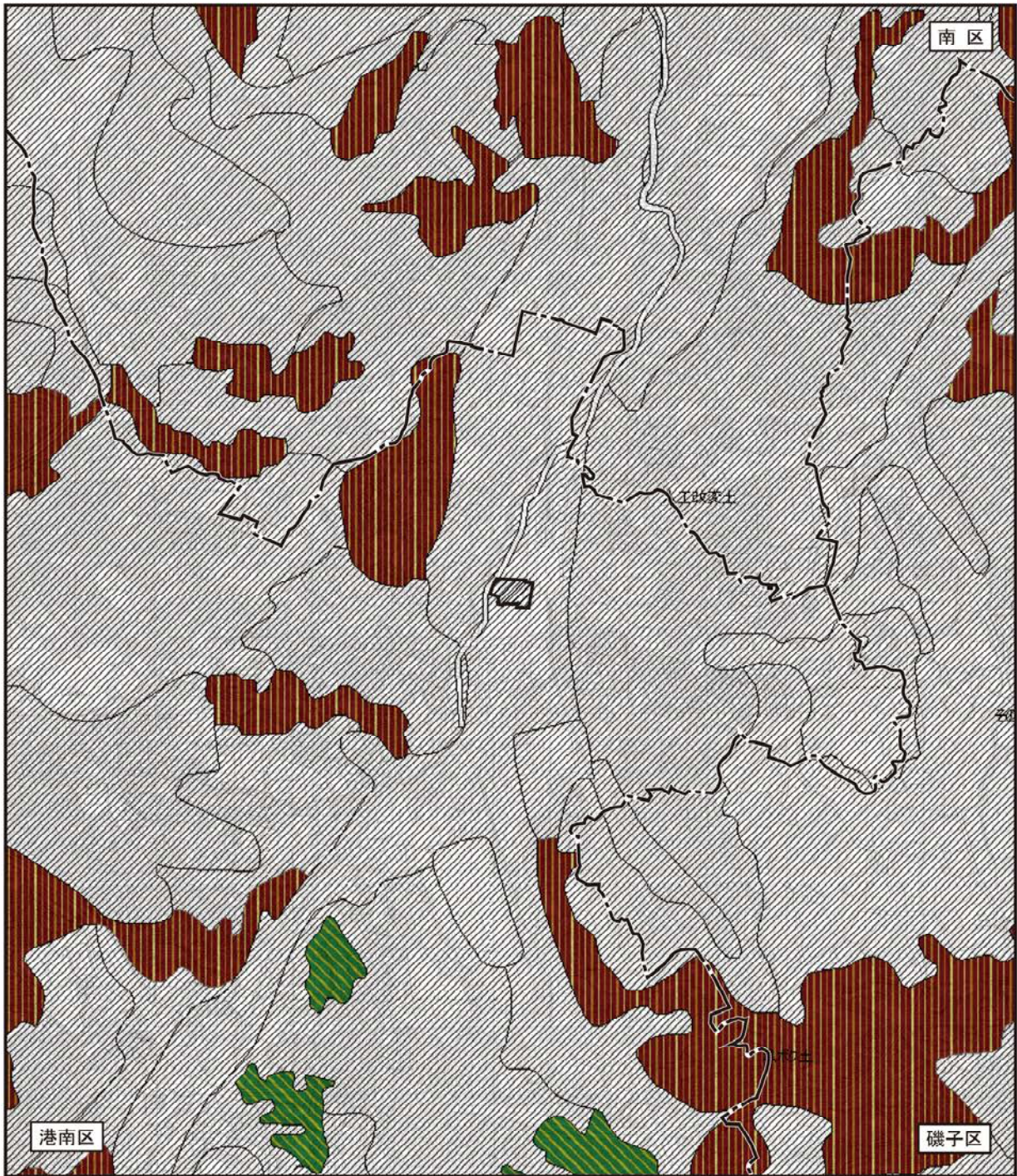
断層  
 断層線

表層地質図  
 未固結堆積物  
 固結堆積物  
 火山性岩石  
 水部






資料：「1/50,000土地分類基本調査(表層地質図)」(国土交通省ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-2 表層地質図



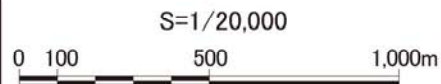


凡例

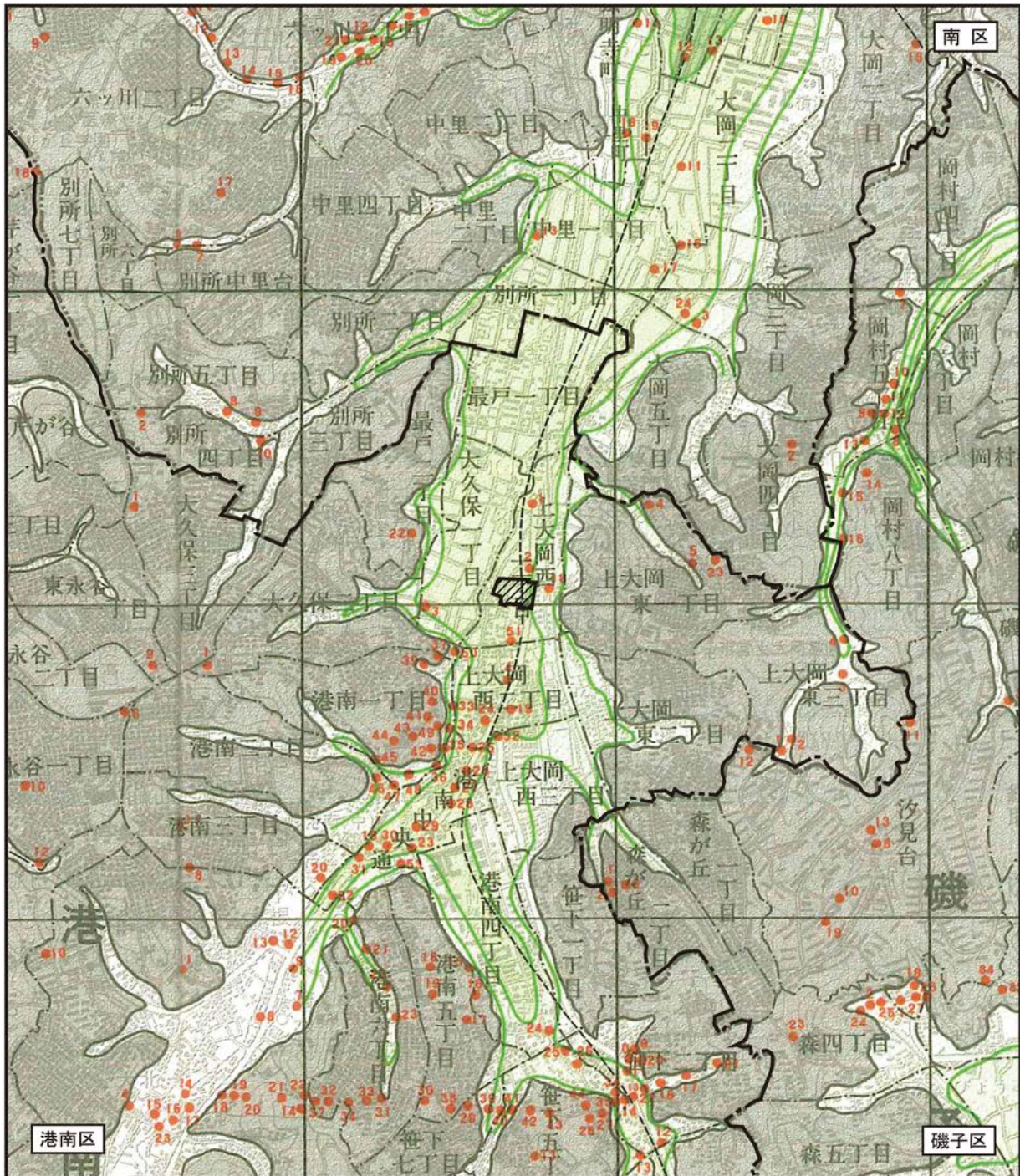
- |                                                                                          |                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  黒ボク土   |
|  区界   |  褐色森林土  |
|                                                                                          |  人工改変地土 |

資料：「1/50,000土地分類基本調査(土壤図)」(国土交通省ホームページ、令和4年4月調べ)








図2.2-3 土壤図





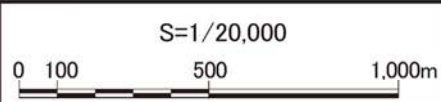


**凡例**

- |                                                                                     |          |                                                                                     |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|  | 計画区域     |  | 0~5m   |
|  | ボーリング地点  |  | 5~10m  |
|  | 丘陵地及び台地面 |  | 10~20m |
|                                                                                     |          |  | 20~30m |

資料：「横浜市地盤環境調査報告書」（平成15年3月、横浜市環境科学研究所）

図2.2-4 軟弱地盤分布図



### 2.2.3 水循環の状況

調査区域における主な河川の状況は、表 2.2-2 及び図 2.2-5 に示すとおりです。

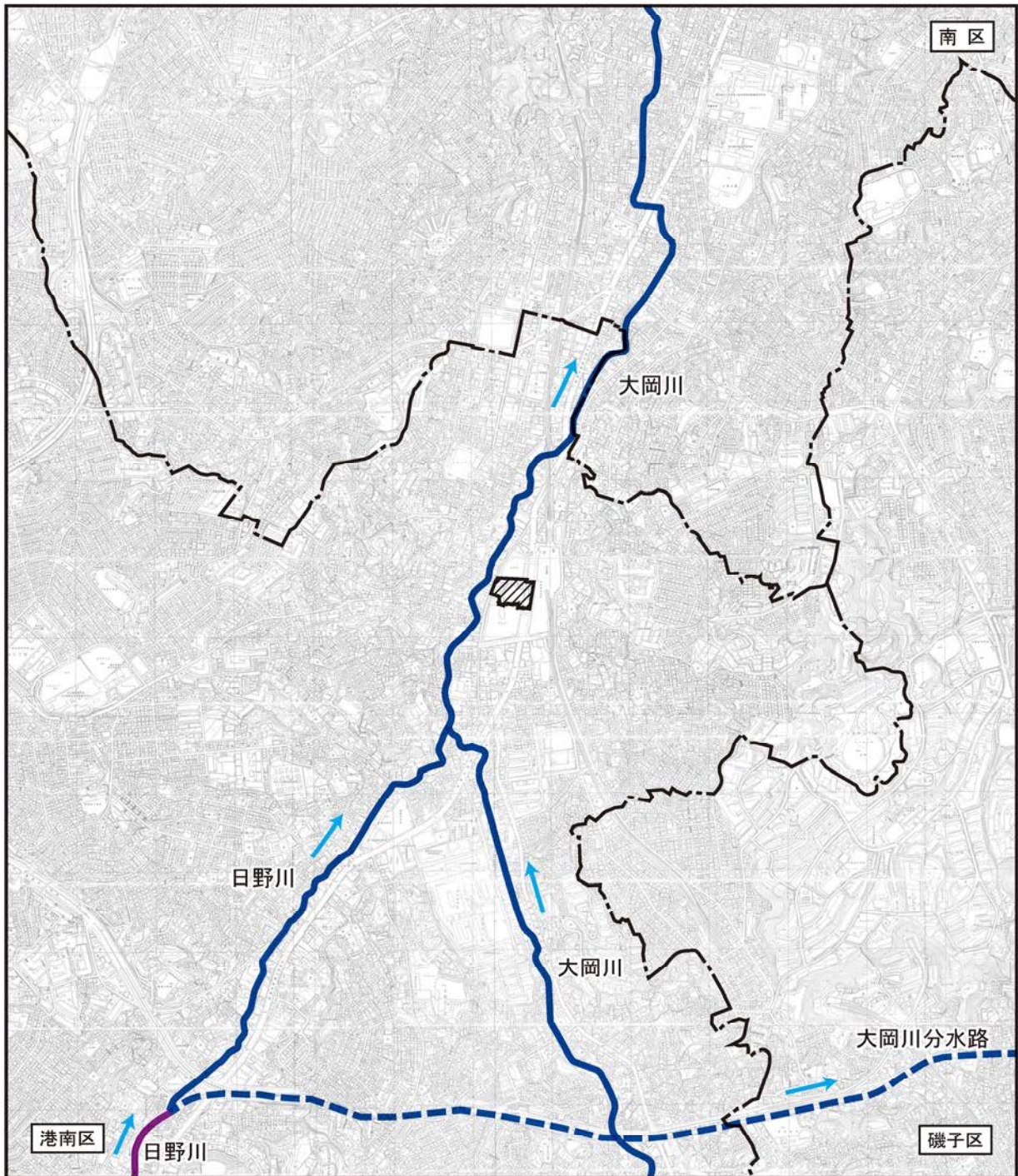
計画区域の南側から北側へ二級河川の大岡川が流れており、大岡川には日野川が流入しています。

また、大岡川の治水対策として、大岡川分水路が設けられています。

表 2.2-2 河川の状況

河川区分	水系名	河川名	延長 (m)	管理
二級河川	大岡川	大岡川	10,540	神奈川県知事管理
		日野川	1,900	
		大岡川分水路	3,640	
準用河川	大岡川	日野川	970	横浜市長管理

資料：「横浜市を流れる河川一覧」（横浜市道路局ホームページ、令和4年4月調べ）

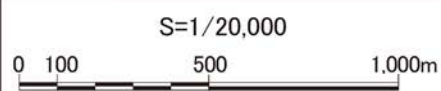


**凡例**

- 計画区域      流下方向
- 区界
- 二級河川
- 準用河川

注) 点線はトンネル内部であることを示しています。  
 資料: 「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-5 河川図



## 2.2.4 植物、動物の状況

### 1)植物

調査区域における現存植生図は図 2.2-6 に、潜在自然植生図は図 2.2-7 に示すとおりです。

調査区域は、ほとんどが市街地及び緑の多い住宅地となっていますが、計画区域の東約 1km に位置する久良岐公園(p.64、p.67 参照)等、一部に樹林地(植生区分)が残っています。なお、計画区域及びその周辺は、市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地(植生区分)はありません。計画区域及びその周辺に現存する緑地等に生育する樹木は、近年人工的に植栽されたものです。また、森林法に基づく保安林等の重要な樹林もありません。

調査区域の潜在自然植生としては、開放水域を除き、概ね常緑樹林が成立するとされており、計画区域及びその周辺は、主にイノデタブ群集・典型亜群集が成立するとされています。

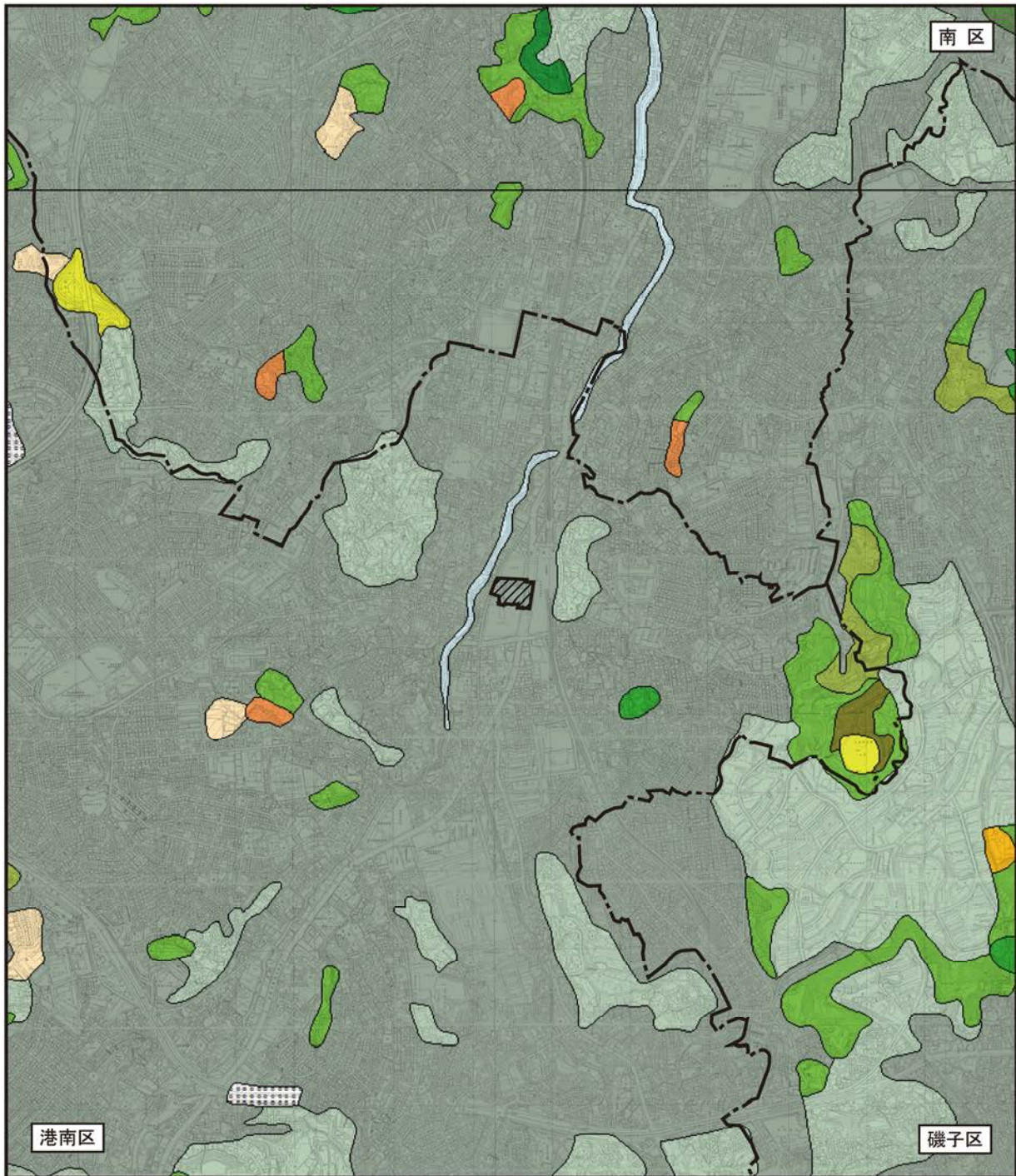
調査区域における特定植物群落、巨樹・巨木林、名木古木及び天然記念物の分布状況は表 2.2-3～5 及び図 2.2-8 に、地域森林計画対象民有林の分布状況は図 2.2-9 に示すとおりです。

調査区域には、「自然環境保全基礎調査」(環境省)により選定された特定植物群落が 2 箇所、巨樹・巨木林が 2 本、横浜市指定の名木古木が 9 本、天然記念物が 2 箇所存在しています。また、地域森林計画対象民有林は、計画区域の東約 1km に分布しています。なお、調査区域には、「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(令和 4 年 3 月、神奈川県)に記載された「絶滅のおそれのある地域個体群」に該当する個体群はありません。








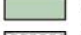


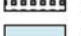





また、「令和 2 年度 陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書」(令和 3 年 3 月、横浜市環境科学研究所)によると、調査区域では、計画区域の東約 1km に位置する久良岐公園にて植生区分調査及び植物調査が行われています。調査結果は表 2.2-6 及び表 2.2-8 に示すとおりです。

久良岐公園の植生は、代償植生(森林)のオニシバリ-コナラ群集が最も多くを占めています。また、確認種数は、シダ植物で 11 科 26 種、裸子植物で 5 科 8 種、離弁花で 63 科 218 種、合弁花で 25 科 111 種、単子葉植物で 15 科 115 種であり、そのうちレッドリスト等掲載種は 9 種でした。

なお、調査区域には都市緑地法に基づく特別緑地保全地区が 3 箇所(p.66～67 参照)存在しています。

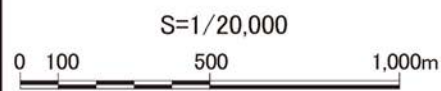


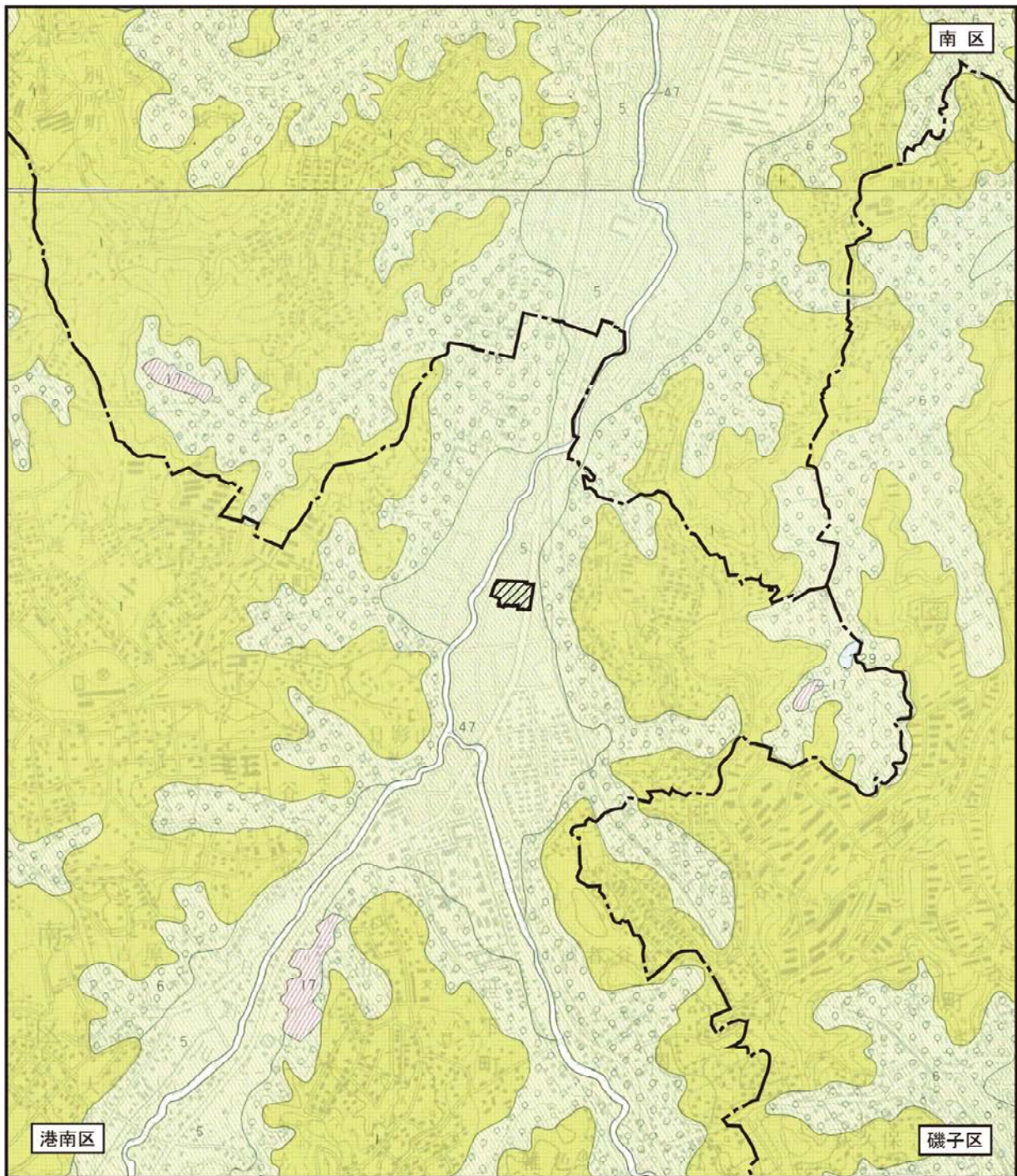
凡例

- |                                                                                          |                                                                                                       |                                                                                               |                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  ヤブコウジスダジイ群集       |  低木群落      |  市街地     |
|  区界   |  イノデタブノキ群集         |  オオシマザクラ植林 |  緑の多い住宅地 |
|                                                                                          |  シイ・カシ二次林          |  竹林        |  造成地     |
|                                                                                          |  オニシバリ・コナラ群集       |  ゴルフ場・芝地   |  開放水域    |
|                                                                                          |  アカメガシワ・カラスザンショウ群落 |  畑雑草群落     |                                                                                               |

資料：「1/25,000植生図(横浜西部・戸塚)」(環境省生物多様性センターホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-6 現存植生図

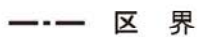




凡例



計画区域



区界



ヤブコウジスダジイ群集・典型亜群集



イノデータブ群集・典型亜群集



イノデータブ群集・ケヤキ亜群集



ハンノキ群落



ウキクサクラス及びヒルムシロクラス (開放水域植物群落)



開放水域

資料：「神奈川県潜在自然植生図」(昭和50年、神奈川県)

図2.2-7 潜在自然植生図

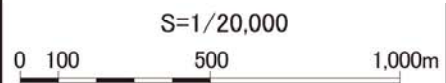


表 2.2-3 特定植物群落及び巨樹・巨木林の状況

特定植物群落

行政区分	名称	面積 (ha)
南区	大岡のイロハモミジ-ケヤキ群集	0.5
	白山神社の社叢林	0.01

巨樹・巨木林

行政区分	No.	樹種	樹高 (m)	樹幹 (cm)
南区	A	スダジイ	20	450
	B	スダジイ	10	350

注) 表中の No.は、図 2.2-8 に対応します。

資料:「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成 12 年、環境庁)

「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 関東版(Ⅱ)」(平成 3 年、環境庁)

表 2.2-4 名木古木の状況

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
港南区	1	港南一丁目 3-2	タブノキ	350	15.0	3.3
	2	最戸一丁目 2-18	タブノキ	340	8.0	3.0
	3	日野中央一丁目 1549	スダジイ	400	20.0	4.5
			スダジイ	400	20.0	3.6
	5	港南三丁目 1800-4	タブノキ	125	8.0	1.9
	6	港南三丁目 1799-4	ケヤキ	125	12.0	1.7
南区	7	別所二丁目 30-29	タブノキ	340	12.0	2.7
	8		スダジイ	290	10.0	2.6
	9		スダジイ	340	3.5	2.5

注 1) 表中の No.は、図 2.2-8 に対応します。

注 2) 平成 31 年 3 月 13 日現在

資料:「名木古木に指定された樹木一覧」(横浜市環境創造局ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-5 天然記念物の状況

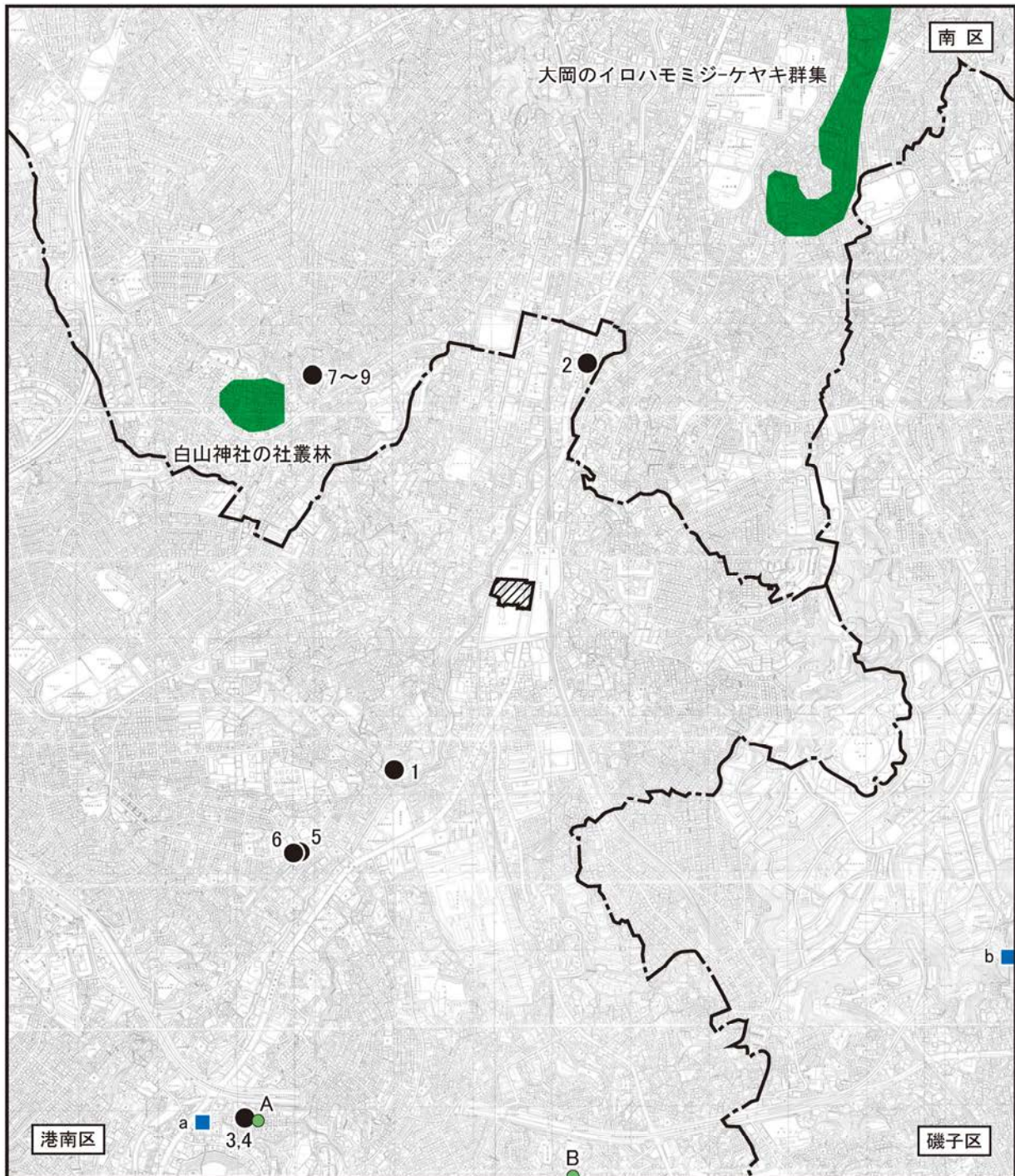
行政区分	No.	所在地	分類	種別	名称	指定・登録年
港南区	a	日野中央一丁目 6-34	指定史跡名勝 天然記念物	天然 記念物	日野のシイ	昭和 36 年県指定
磯子区	b	森二丁目 16-7 他	指定史跡名勝 天然記念物	天然 記念物	森浅間神社とその周辺の 樹叢	平成 6 年県指定

注) 表中の No.は、図 2.2-8 に対応します。







資料:「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマ Site」(横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録 (令和元年 11 月 5 日現在)」

(横浜教育委員会ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

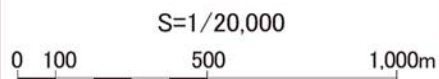


**凡例**

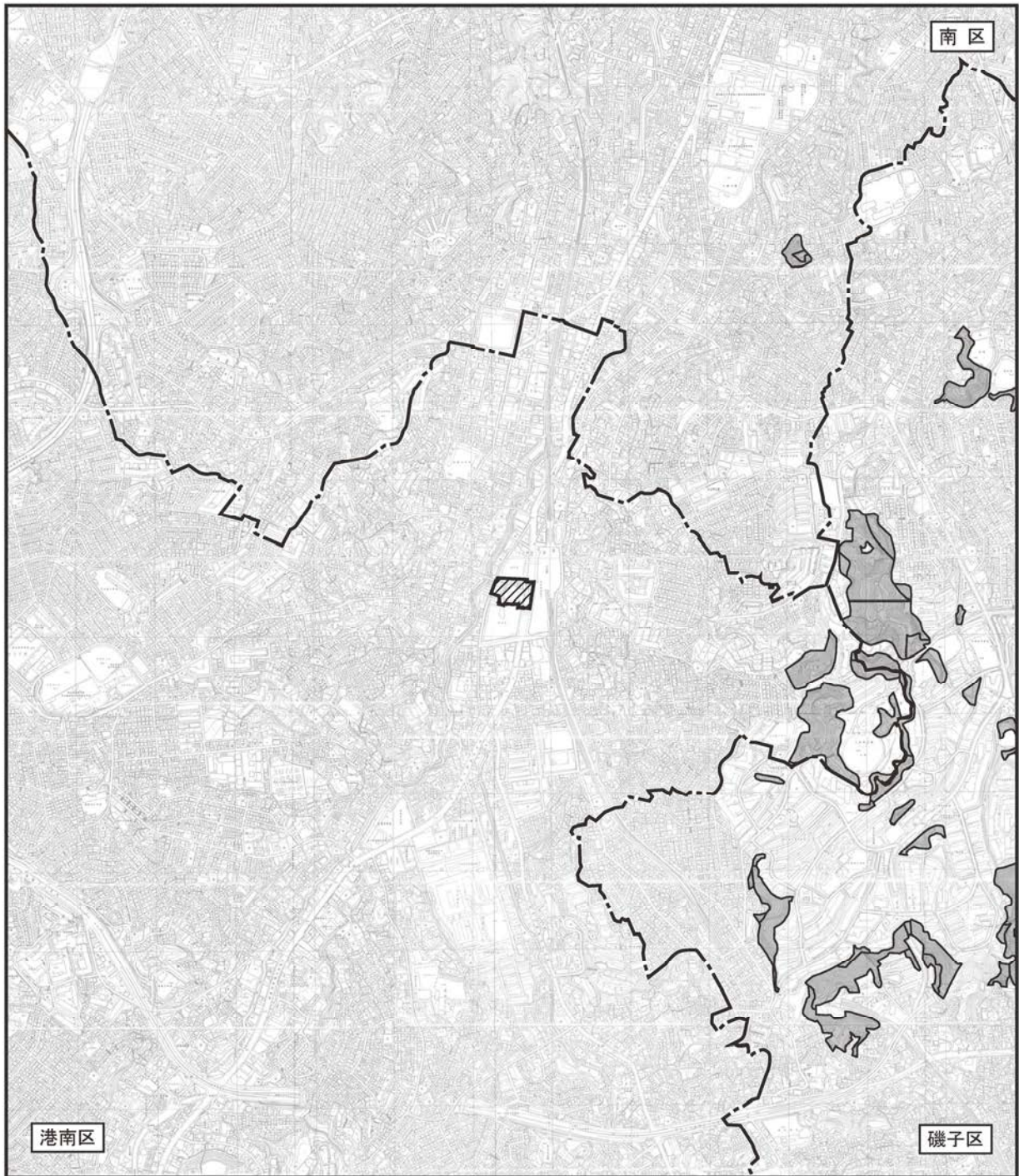
- |                                                                                          |                                                                                            |                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  特定植物群落 |  天然記念物 |
|  区界   |  巨樹・巨木林 |                                                                                           |
|                                                                                          |  名木古木   |                                                                                           |

注) 図中のNo.は、表2.2-3~5に対応します。  
 資料：「自然環境調査Web-GIS」(環境省生物多様性センターホームページ、令和4年4月調べ)  
 「名木古木に指定された樹木一覧」(横浜市環境創造局ホームページ、令和4年4月調べ)  
 「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマSite」(横浜市ホームページ、令和4年4月調べ)  
 「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録(令和元年11月5日現在)」(横浜市教育委員会ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-8 特定植物群落及び巨樹・巨木林  
 名木古木、天然記念物位置図








**凡例**

 計画区域

 地域森林計画対象民有林

 区界

資料：「地域森林計画対象民有林位置図」（神奈川県ホームページ、令和4年4月調べ）

図2.2-9 地域森林計画対象民有林位置図



表 2.2-6 植生区分【久良岐公園】

区分	植生	面積 (m <sup>2</sup> )	面積率 (%)
自然植生 (森林)	アカガシ群落	5,812	2.4
自然植生 (草地)	ヨシ群落	864	0.4
代償植生 (森林)	オニシバリ-コナラ群集	146,687	59.7
植林地	サクラの植栽地	10,817	4.4
植栽地	植栽地 (高木)	27,195	11.1
	人工草地	33,036	13.4
その他	緑の多い住宅地等	1,334	0.5
	開放水面	1,855	0.8
	構造物・人工裸地	18,173	7.4
総計		245,773	-

資料：「令和2年度 陸域生物多様性に関する調査業務報告書」（令和3年3月、横浜市環境科学研究所）

表 2.2-7 レッドリスト等掲載種の選定基準

選定基準	カテゴリー	記号
「文化財保護法」（昭和25年5月、法律第214号）	特別天然記念物	特
	天然記念物	天
「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」（平成4年6月、法律第75号）	国際希少野生動植物種	際
	国内希少野生動植物種	内
	緊急指定種	緊急
「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト2020）」（令和2年3月、環境省） 【環境省RL】	絶滅	EX
	野生絶滅	EW
	絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN
	絶滅危惧ⅠA類	CR
	絶滅危惧ⅠB類	EN
	絶滅危惧Ⅱ類	VU
	準絶滅危惧	NT
	情報不足	DD
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（平成18年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館） 【神奈川県RD】  *植物は「神奈川県レッドデータブック2022植物編」（令和4年3月、神奈川県）	絶滅	絶滅
	野生絶滅	野生
	絶滅危惧Ⅰ類	I類
	絶滅危惧ⅠA類	IA類
	絶滅危惧ⅠB類	IB類
	絶滅危惧Ⅱ類	II類
	準絶滅危惧	NT
	減少種	減少
	希少種	希少
	要注意種	要注意
	注目種	注目
情報不足	DD	
「横浜の植物」（平成15年7月、横浜植物会） 【横浜市】	絶滅種	Ex-A Ex-B*
	絶滅寸前	En-A En-B*
	危急種	V-A V-B*
	準絶滅危惧種	R

注) 【 】内は略名を示しています。

※：Aは「横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種等、分布域や分布量が限られた種」を、Bは「かつては横浜市全域に広く、あるいは点々と見られた種」を示しています。

表 2.2-8 植物調査結果の概要【久良岐公園】

分類	確認種数	レッドリスト等掲載種		
		科名	種名	選定基準：カテゴリー※
シダ植物	11科 26種	ハナヤスリ	アカハナワラビ	横浜市：En-A
		オシダ	ホソバカナワラビ	横浜市：En-B
裸子植物	5科 8種	—	—	—
離弁花	63科 218種	キンポウゲ	ボタンヅル	横浜市：V-B
		ユキノシタ	チダケサシ	横浜市：V-B
合弁花	25科 111種	キク	ホソバガンクビソウ	神奈川県 RD：II類
単子葉植物	15科 115種	カヤツリグサ	モエギスゲ	横浜市：V-B
		ラン	エビネ	環境省RL：NT 神奈川県RD：NT 横浜市：V-B
			キンラン	環境省RL：VU 神奈川県RD：NT
			マヤラン	環境省RL：VU 横浜市：En-A

※：レッドリスト等掲載種の選定基準及びカテゴリーは、表 2.2-7 に示すとおりです。

資料：「令和2年度 陸域生物多様性に関する調査業務報告書」（令和3年3月、横浜市環境科学研究所）

## 2)動物

調査区域における鳥獣保護区の状況は表 2.2-9 及び図 2.2-10 に示すとおりです。

「令和3年度鳥獣保護区等位置図」（令和3年10月、神奈川県）によると、調査区域では、港南区と磯子区にまたがる久良岐公園が鳥獣保護区に指定されています。

また、「令和2年度 陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書」（令和3年3月、横浜市環境科学研究所）によると、調査区域では、久良岐公園にて動物の調査が行われています。調査結果は表 2.2-10 に示すとおりです。

確認種数は、哺乳類で4目5科5種、鳥類で12目28科45種、両生類で1目3科3種、爬虫類で2目6科10種、昆虫類で18目154科641種であり、そのうちレッドリスト等掲載種は哺乳類で0種、鳥類で12種、両生類で1種、爬虫類で5種、昆虫類で19種でした。なお、調査区域には、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（平成18年7月、神奈川県立生命の星・地球博物館）に記載された「絶滅のおそれのある地域個体群」に該当する個体群はありません。

なお、計画区域及びその周辺は、市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地（植生区分）はありません。そのため、計画区域及びその周辺に生息する動物は、市街地等に適応した種が中心と考えられます。また、計画区域の西約20mには、南側から北側へ二級河川の大岡川が流れているため、計画区域及びその周辺には、水辺を利用する動物も生息していると考えられます。

表 2.2-9 鳥獣保護区の状況

名称	場所	面積 (ha)	種類
久良岐	久良岐公園（横浜市港南区）	23.1	身近な鳥獣生息地

資料：「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧」（神奈川県環境農政局ホームページ、令和4年4月調べ）

表 2.2-10 動物調査結果の概要【久良岐公園】

分類	確認種数	レッドリスト等掲載種					
		目名	科名	種名	選定基準：カテゴリー※		
哺乳類	4目5科5種	—	—	—	—		
鳥類	12目28科 45種	チドリ	シギ	ヤマシギ	神奈川県 RD：—/希少		
		タカ	ミサゴ	ミサゴ	環境省 RL：NT 神奈川県 RD：Ⅱ類/NT		
				ツミ	神奈川県 RD：Ⅱ類/希少		
			タカ	ハイタカ	環境省 RL：NT 神奈川県 RD：DD/希少		
		スズメ	モズ	モズ	神奈川県 RD：減少/—		
			ツバメ	ツバメ	神奈川県 RD：減少/—		
			ヨシキリ	オオヨシキリ	神奈川県 RD：Ⅱ類/—		
			ヒタキ	アカハラ	神奈川県 RD：減少/—		
				トラツグミ	神奈川県 RD：減少/—		
			セキレイ	キセキレイ	神奈川県 RD：減少/—		
			アトリ	カワラヒワ	神奈川県 RD：減少/—		
		ホオジロ	アオジ	神奈川県 RD：Ⅱ類/—			
		両生類	1目3科3種	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	神奈川県 RD：要注意
		爬虫類	2目6科10種	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	神奈川県 RD：要注意
ナミヘビ	シマヘビ				神奈川県 RD：要注意		
	アオダイショウ				神奈川県 RD：要注意		
	ヒバカリ				神奈川県 RD：NT		
	ヤマカガシ				神奈川県 RD：要注意		
昆虫類	18目154科 641種	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ	神奈川県 RD：要注意		
			カワトンボ	ハグロトンボ	神奈川県 RD：要注意		
			トンボ	コフキトンボ	神奈川県 RD：要注意		
				シオヤトンボ	神奈川県 RD：要注意		
				チョウトンボ	神奈川県 RD：IB類		
				マユタテアカネ	神奈川県 RD：要注意		
				リスアカネ	神奈川県 RD：要注意		
			バッタ	キリギリス	オナガササキリ	神奈川県 RD：要注意	
		ケラ		ケラ	神奈川県 RD：要注意		
		バッタ		ショウリョウバッタモドキ	神奈川県 RD：要注意		
		イナゴ		ハネナガイナゴ	神奈川県 RD：NT		
		チョウ	ヤガ	コシロシタバ	環境省 RL：NT		
		コウチュウ	ムネアカセン チコガネ	ムネアカセンチコガネ	神奈川県 RD：NT		
			タマムシ	タマムシ	神奈川県 RD：要注意		
			カミキリムシ	トゲヒゲトビイロカミキリ	神奈川県 RD：希少		
				キイロトラカミキリ	神奈川県 RD：要注意		
				トラフカミキリ	神奈川県 RD：要注意		
		ハチ	スズメバチ	モンズズメバチ	環境省 RL：DD		
			ミツバチ	ナミルリモンハナバチ	環境省 RL：DD		

※：レッドリスト等掲載種の選定基準及びカテゴリーは、表 2.2-7 に示すとおりです。なお、「—/—」は左が繁殖期におけるカテゴリー、右が非繁殖期におけるカテゴリーを示しています。

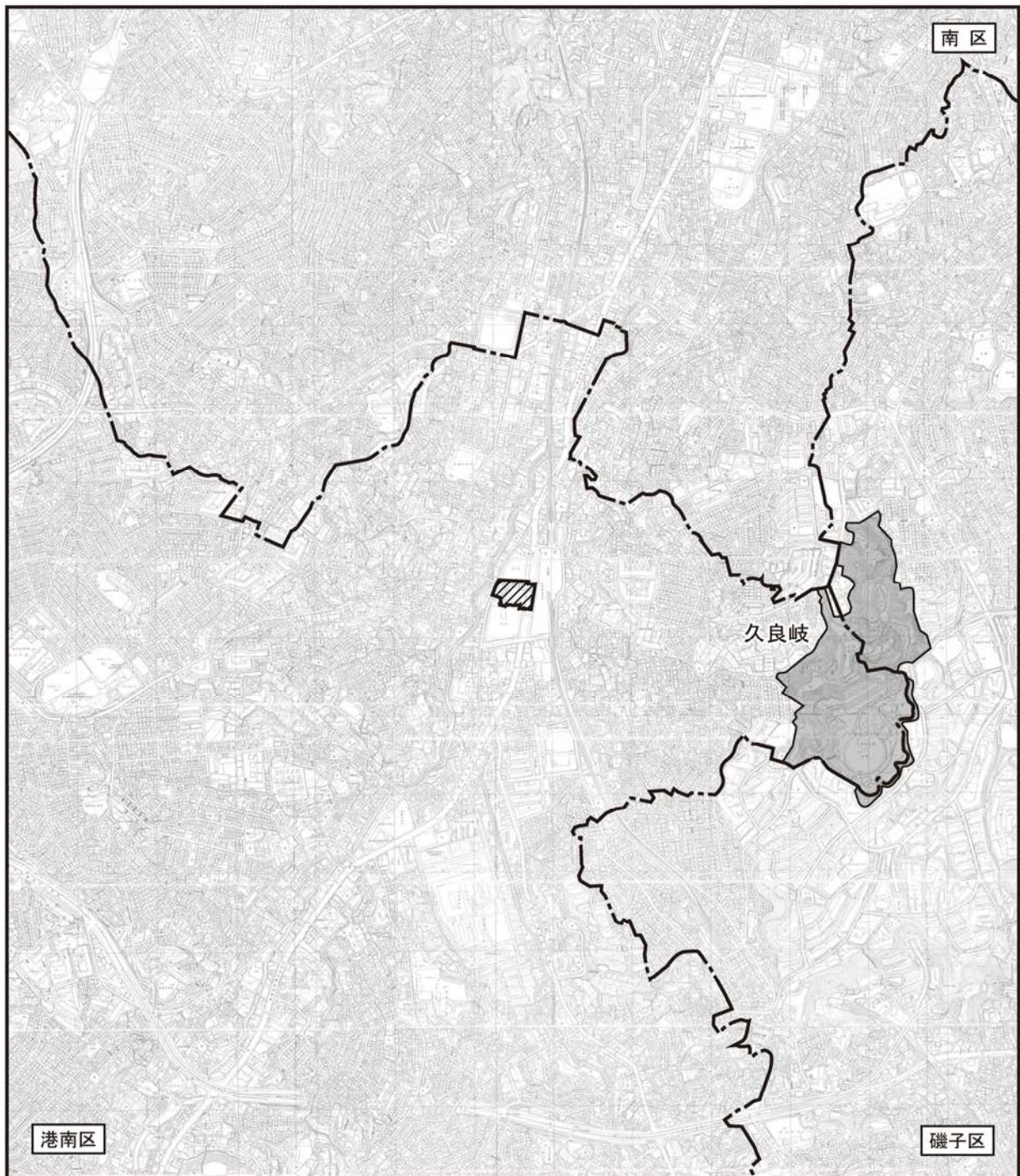
資料：「令和2年度 陸域生物多様性に関する調査業務報告書」（令和3年3月、横浜市環境科学研究所）

### 3)農地

調査区域における生産緑地地区の分布状況は図 2.2-11 に示すとおりです。

計画区域に最も近い生産緑地地区は、計画区域の西約 360m に存在しています。

また、「横浜市土地利用のあらまし（平成 26・27 年度）」（平成 30 年 4 月、横浜市建築局企画部都市計画課）によると、調査区域内に農地はありますが、計画区域及びその周辺には農地はありません。

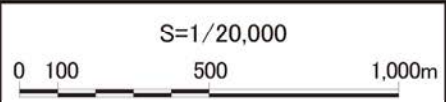


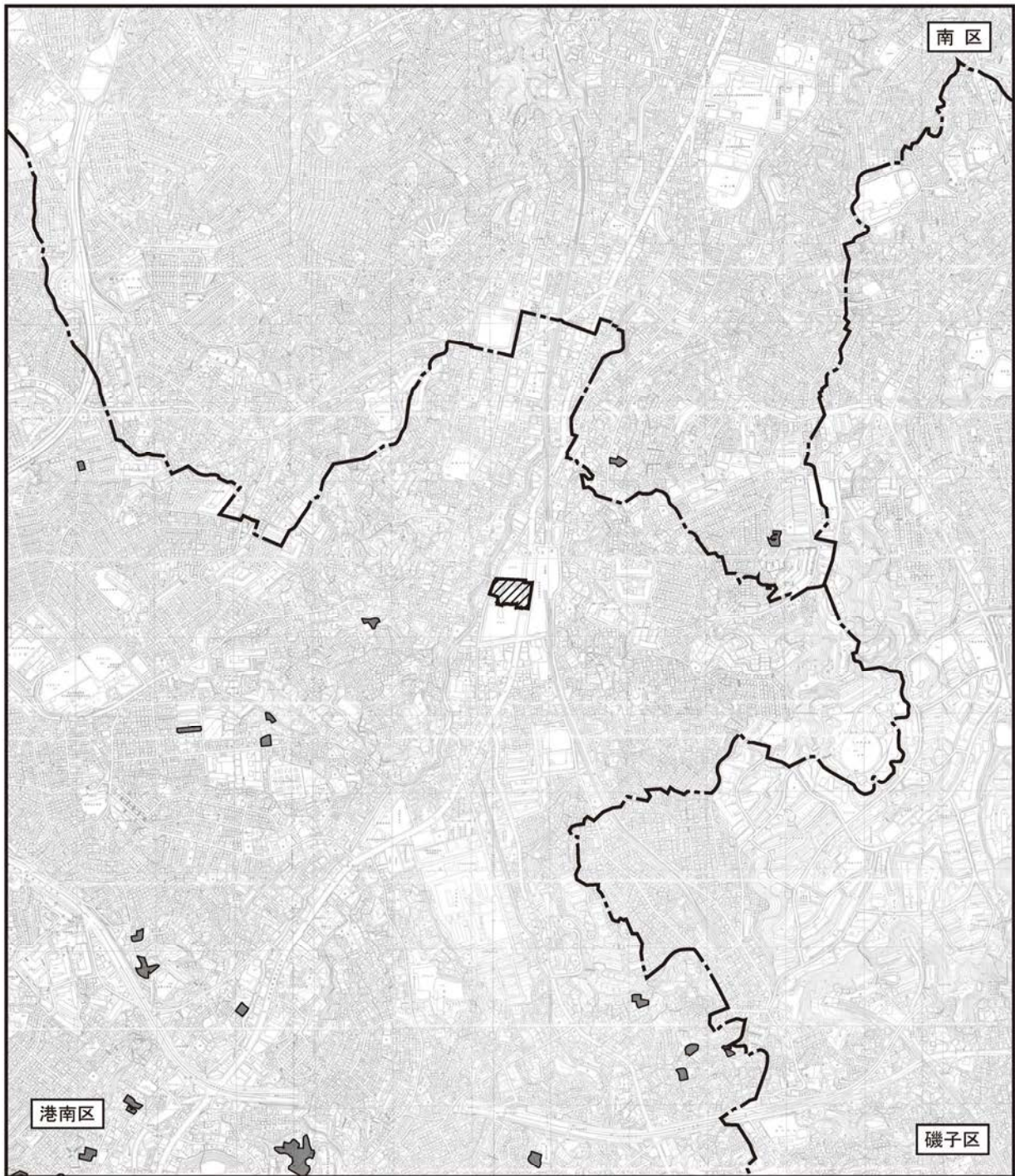
**凡 例**

-  計画区域
-  区 界
-  鳥獣保護区

資料：「令和3年度鳥獣保護区等位置図」（令和3年10月、神奈川県）

図2.2-10 鳥獣保護区位置図



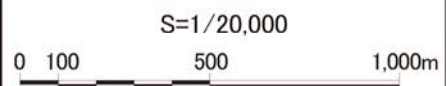


**凡例**

-  計画区域
-  区界
-  生産緑地地区

資料：「横浜市行政地図情報提供システム i-マップ」(横浜市総務局ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-11 生産緑地地区位置図



## 2.2.5 人口、産業の状況

### 1)人口

調査対象地域における人口の状況は、表 2.2-11 及び表 2.2-12 に示すとおりです。

令和 4 年の横浜市の人口は約 377 万人、一世帯あたりの人員は 2.13 人、人口密度は 8,603 人/km<sup>2</sup>となっています。また、計画区域がある港南区の人口は約 21 万人、一世帯あたりの人員は 2.23 人、人口密度は 10,800 人/km<sup>2</sup>となっています。

平成 30 年～令和 4 年の人口等の推移を見ると、横浜市及び計画区域がある港南区ともに、人口は概ね横ばい傾向にあり、世帯数は増加の傾向がみられます。

表 2.2-11 人口等の現況（令和 4 年）

行政区分	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (戸)	人口 (人)	1 世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
横浜市	437.78	1,764,011	3,766,056	2.13	8,603
港南区	19.90	96,505	214,912	2.23	10,800
南区	12.65	104,375	197,076	1.89	15,579
磯子区	19.05	79,079	166,118	2.10	8,720

注) 令和 4 年 3 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

表 2.2-12 人口等の推移

行政区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
横浜市	人口 (人)	3,729,729	3,738,419	3,748,386	3,772,457	3,766,056
	世帯数 (戸)	1,673,511	1,692,222	1,713,760	1,754,131	1,764,011
港南区	人口 (人)	213,877	213,838	213,531	214,938	214,912
	世帯数 (戸)	92,233	93,160	94,036	95,639	96,505
南区	人口 (人)	194,678	195,106	195,355	197,723	197,076
	世帯数 (戸)	97,400	98,748	99,915	103,768	104,375
磯子区	人口 (人)	166,328	166,471	166,166	166,283	166,118
	世帯数 (戸)	75,835	76,375	77,026	78,637	79,079

注) 各年 3 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

## 2)産業

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 2.2-13 に示すとおりです。  
計画区域がある港南区において、事業所数及び従業者数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。

表 2.2-13 産業大分類別事業所数及び従業者数

単位：事業所数（事業所）  
従業者数（人）

分類		横浜市			
		港南区	南区	磯子区	
全産業	事業所数	114,930	5,776	5,349	3,935
	従業者数	1,475,974	59,083	43,014	48,267
農業，林業	事業所数	163	8	3	4
	従業者数	1,403	40	15	25
漁業	事業所数	—	—	—	—
	従業者数	—	—	—	—
鉱業，採石業， 砂利採取業	事業所数	—	—	—	—
	従業者数	—	—	—	—
建設業	事業所数	10,713	612	566	415
	従業者数	89,498	4,680	4,101	3,652
製造業	事業所数	6,271	150	294	167
	従業者数	131,338	1,025	2,060	8,326
電気・ガス・ 熱供給・水道業	事業所数	49	—	—	4
	従業者数	3,234	—	—	341
情報通信業	事業所数	1,979	49	41	45
	従業者数	65,952	374	245	421
運輸業，郵便業	事業所数	3,212	88	67	98
	従業者数	90,846	2,524	1,790	4,446
卸売業，小売業	事業所数	26,784	1,260	1,269	829
	従業者数	294,029	15,060	8,624	8,298
金融業，保険業	事業所数	1,694	106	48	40
	従業者数	33,663	1,408	452	572
不動産業，物品賃貸業	事業所数	10,285	675	508	355
	従業者数	51,368	2,115	1,347	1,209
学術研究， 専門・技術サービス業	事業所数	6,116	250	205	182
	従業者数	67,125	1,139	1,134	3,908
宿泊業， 飲食サービス業	事業所数	14,426	708	750	516
	従業者数	147,486	7,380	4,073	3,664
生活関連サービス業， 娯楽業	事業所数	9,481	608	517	371
	従業者数	62,414	3,678	1,924	1,900
教育，学習支援業	事業所数	4,549	324	156	147
	従業者数	61,771	2,777	1,560	1,039
医療，福祉	事業所数	12,151	677	593	484
	従業者数	220,968	11,997	11,368	7,474
複合サービス事業	事業所数	379	24	12	17
	従業者数	5,097	403	94	432
サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数	6,678	237	320	261
	従業者数	149,782	4,483	4,227	2,560

注)平成28年6月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和4年4月調べ）



また、農業、工業、商業の生産状況は表 2.2-14～16 に示すとおりです。

計画区域がある港南区の状況を隣接区である南区、磯子区と比較すると、農業については、農家数、経営耕作地面積ともに最も多くなっています。

また、工業については、事業所数、製造品出荷額等が最も少なくなっています。

さらに商業については、事業所数は南区と概ね同様ですが、従業者数等は最も多くなっています。

表 2.2-14 農業の状況

行政区分	農家数（戸）			経営耕作地面積（a）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	152,739
港南区	64	36	28	1,830
南区	9	7	2	X
磯子区	24	14	10	556

注1) 令和2年2月1日現在

注2) X：該当数値はあるが、発表はさしひかえたもの

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和4年4月調べ）

表 2.2-15 工業の状況

行政区分	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	2,214	87,983	392,691,150	97,402,356
港南区	33	457	662,281	340,715
南区	68	1,144	1,695,559	908,560
磯子区	67	6,070	132,464,534	9,730,908

注) 令和2年6月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和4年4月調べ）

表 2.2-16 商業（卸売業、小売業）の状況

行政区分	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （㎡）
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
港南区	957	10,956	26,321,193	166,342
南区	969	6,638	13,930,230	69,166
磯子区	634	6,265	17,058,445	75,165

注) 平成26年7月1日現在

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和4年4月調べ）

## 2.2.6 土地利用の状況

都市計画区域及び用途地域について、調査対象地域の指定状況は表 2.2-17 に示すとおりです。

横浜市の総面積は約 436.5km<sup>2</sup>であり、市街化区域は約 337.4km<sup>2</sup>、市街化調整区域が約 99.1km<sup>2</sup>となっています。用途地域は住居系が約 249.6km<sup>2</sup>、商業系が約 33.6km<sup>2</sup>、工業系が約 53.9km<sup>2</sup>となっています。

計画区域がある港南区は、総面積の約 19.9km<sup>2</sup> ほぼ全てが市街化区域となっており、用途地域は住居系が約 17.6km<sup>2</sup>、商業系が約 0.6km<sup>2</sup>、工業系が約 0.7km<sup>2</sup>となっています。

また、調査区域の用途地域の指定状況は図 2.2-12 に示すとおりです。

調査区域では、主に住居系の用途が指定されています。なお、計画区域周辺は商業地域、近隣商業地域、第 1 種住居地域、計画区域は商業地域に指定されています。

表 2.2-17 都市計画区域及び用途地域

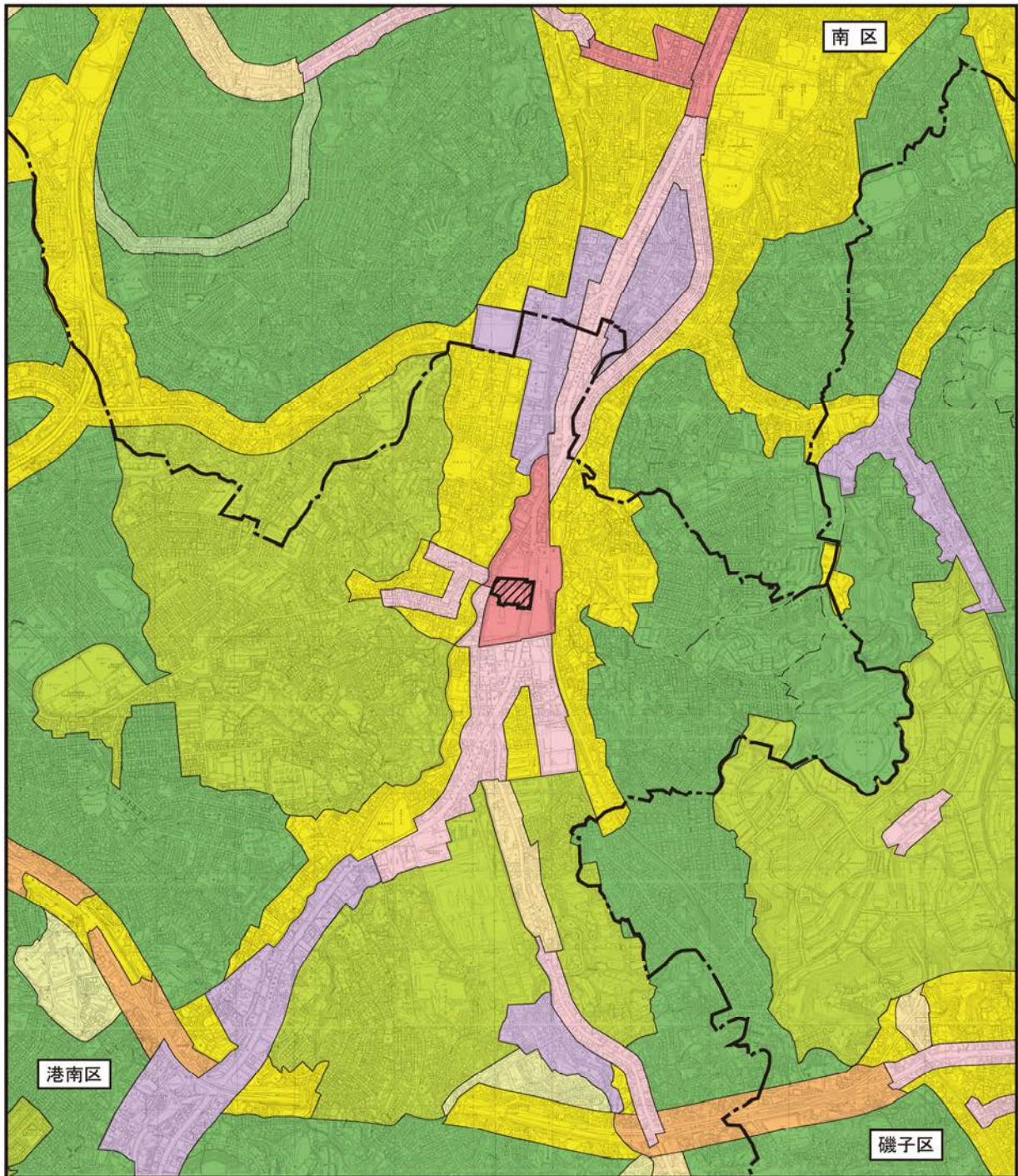
単位：km<sup>2</sup>

行政区分		横浜市				
		港南区	南区	磯子区		
都市計画区域	総面積	436.5	19.9	12.7	19.0	
	市街化区域	337.4	18.9	12.6	16.8	
	市街化調整区域	99.1	1.0	0.1	2.3	
用途地域	総面積	337.1	18.9	12.6	16.8	
	住居系	第 1 種低層住居専用地域	137.0	9.3	4.2	5.8
		第 2 種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	—
		第 1 種中高層住居専用地域	26.8	3.6	0.4	1.7
		第 2 種中高層住居専用地域	17.7	1.1	0.9	0.3
		第 1 種住居地域	46.2	2.3	3.7	2.5
		第 2 種住居地域	5.3	0.1	0.3	0.3
		準住居地域	14.9	1.1	0.1	0.6
		小計	249.6	17.6	9.7	11.2
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	1.5	1.2
		商業地域	19.3	0.1	1.1	0.3
		小計	33.6	0.6	2.6	1.5
	工業系	準工業地域	18.4	0.7	0.4	0.2
		工業地域	17.2	—	—	0.4
		工業専用地域	18.3	—	—	3.6
		小計	53.9	0.7	0.4	4.2

注 1) 令和 2 年度末現在

注 2) 小計は小数点第一位での和であるため、総面積とは合計値が異なります。

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

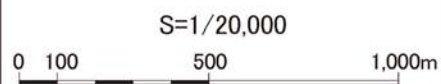


**凡例**

- |                                                                                                  |                                                                                             |                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域         |  区界      |                                                                                             |
|  第1種低層住居専用地域  |  第1種住居地域 |  商業地域  |
|  第2種低層住居専用地域  |  第2種住居地域 |  準工業地域 |
|  第1種中高層住居専用地域 |  準住居地域   |                                                                                             |
|  第2種中高層住居専用地域 |  近隣商業地域  |                                                                                             |

資料：「横浜市行政地図情報提供システム i-マップ」(横浜市総務局ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-12 用途地域図



## 2.2.7 交通、運輸の状況

### 1) 道路交通

調査区域の主要道路網及び交通量調査地点は図 2.2-13 に、交通量の状況は表 2.2-18 に示すとおりです。

計画区域周辺の主な道路網としては、計画区域内の東側を、南北方向に鎌倉街道が通っています。また、計画区域の西側は旧鎌倉街道に接しており、旧鎌倉街道は計画区域の北側及び南側において県道横浜鎌倉線と合流しています。

調査区域のバス路線は、図 2.2-14 に示すとおりです。

計画区域周辺では、横浜市営バスのほか、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、江ノ電バスが運行しています。

表 2.2-18 交通量の状況（平日 12 時間）※

No.	路線名	観測地点名	平成17年度		平成22年度		平成27年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
1	一般国道16号 (横浜横須賀道路)	高速神奈川3号狩場線 狩場IC～汐見台平戸線別所IC	—	—	—	—	41,711	12.7
2		狩場IC～別所IC	—	—	43,157	14.8	—	—
3		狩場IC～別所IC間	40,183	12.0	—	—	—	—
4	環状2号線	日野立体	—	—	—	—	9,023	9.7
5		日野立体	—	—	—	—	7,000	18.3
6		日野立体	—	—	—	—	22,375	23.2
7		打越	—	—	7,400	8.7	—	—
8		日野立体	—	—	7,631	17.8	—	—
9		港南区笠下2-13、5-19	—	—	34,338	21.1	—	—
10		磯子区森5丁目18	—	—	24,238	20.7	—	—
11		港南区笹下5丁目2-24	29,713	21.7	—	—	—	—
12		磯子区森5丁目18	14,250	21.4	—	—	—	—
13	県道横浜鎌倉線 (鎌倉街道)	関ノ下	—	—	—	—	22,292	15.3
14		関ノ下	—	—	—	—	20,013	13.0
15		日野立体	—	—	—	—	16,780	8.8
16		港南区最戸1-14	—	—	9,072	8.3	—	—
17		鎌倉街道	—	—	19,344	10.4	—	—
18		日野立体	—	—	18,862	10.8	—	—
19		南区大岡2丁目31-4	28,951	6.7	—	—	—	—
20		港南区日野1丁目2-30	23,044	11.0	—	—	—	—
21	県道横浜伊勢原線	打越	—	—	—	—	11,679	9.0
22		関ノ下	—	—	—	—	8,997	16.8
23		打越	—	—	8,933	10.3	—	—
24		環状2号線	—	—	33,662	18.1	—	—
25		港南区上大岡西3丁目2-18	8,857	11.3	—	—	—	—
26	汐見台平戸線	南区别所4-13	—	—	8,325	9.3	—	—
27		磯子区岡村6丁目17-20	9,619	9.8	—	—	—	—
28		港南区最戸1丁目21-33	11,105	10.0	—	—	—	—

注) 表中の No. は図 2.2-13 に対応します。

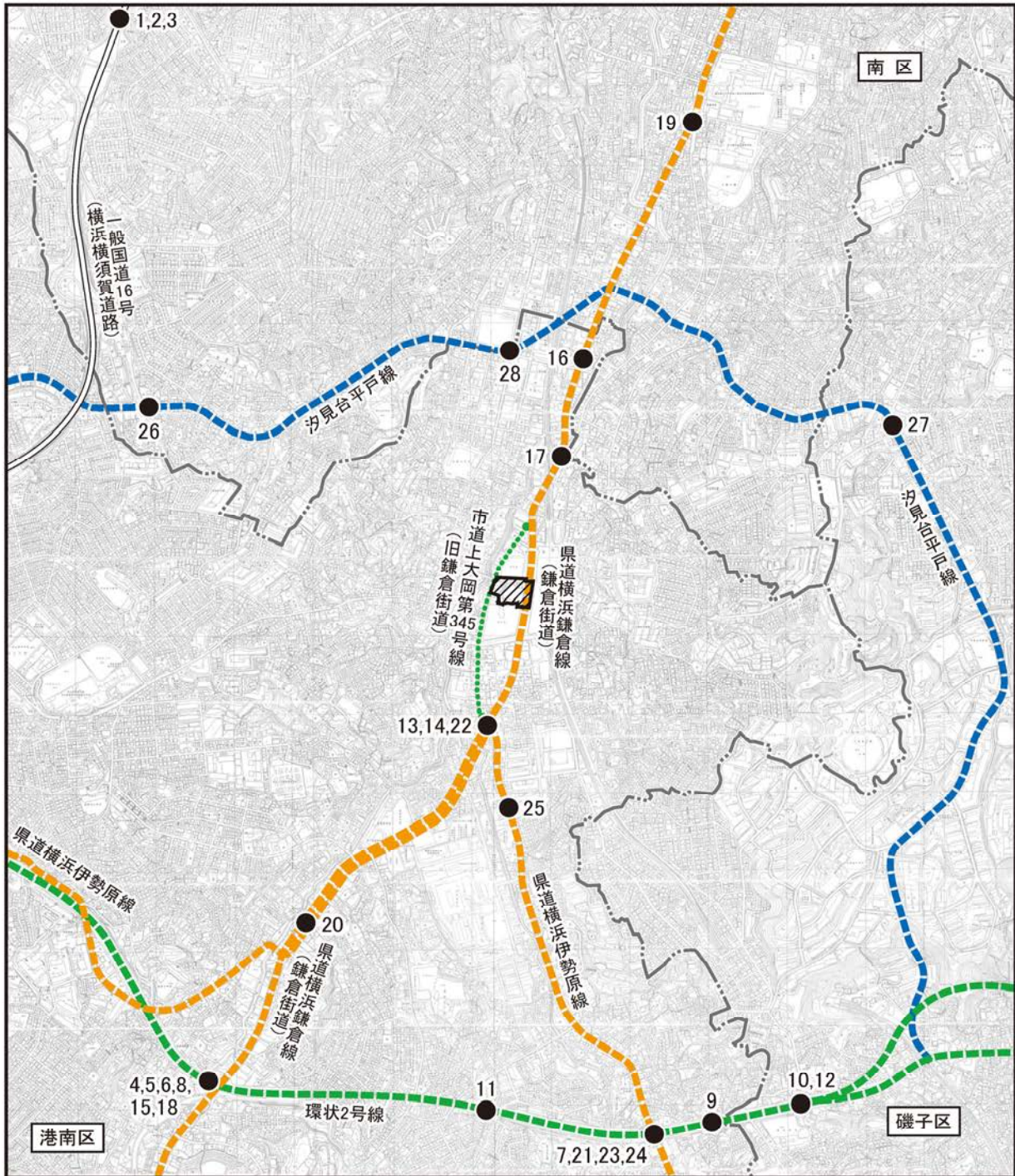
※: 12 時間は 7:00～19:00 の時間帯を指します。

資料: 「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(平成 18 年 6 月、国土交通省道路局)

「平成 22 年度道路交通センサス」(平成 23 年 9 月、国土交通省道路局)

「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」

(国土交通省道路局ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

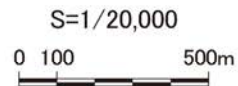


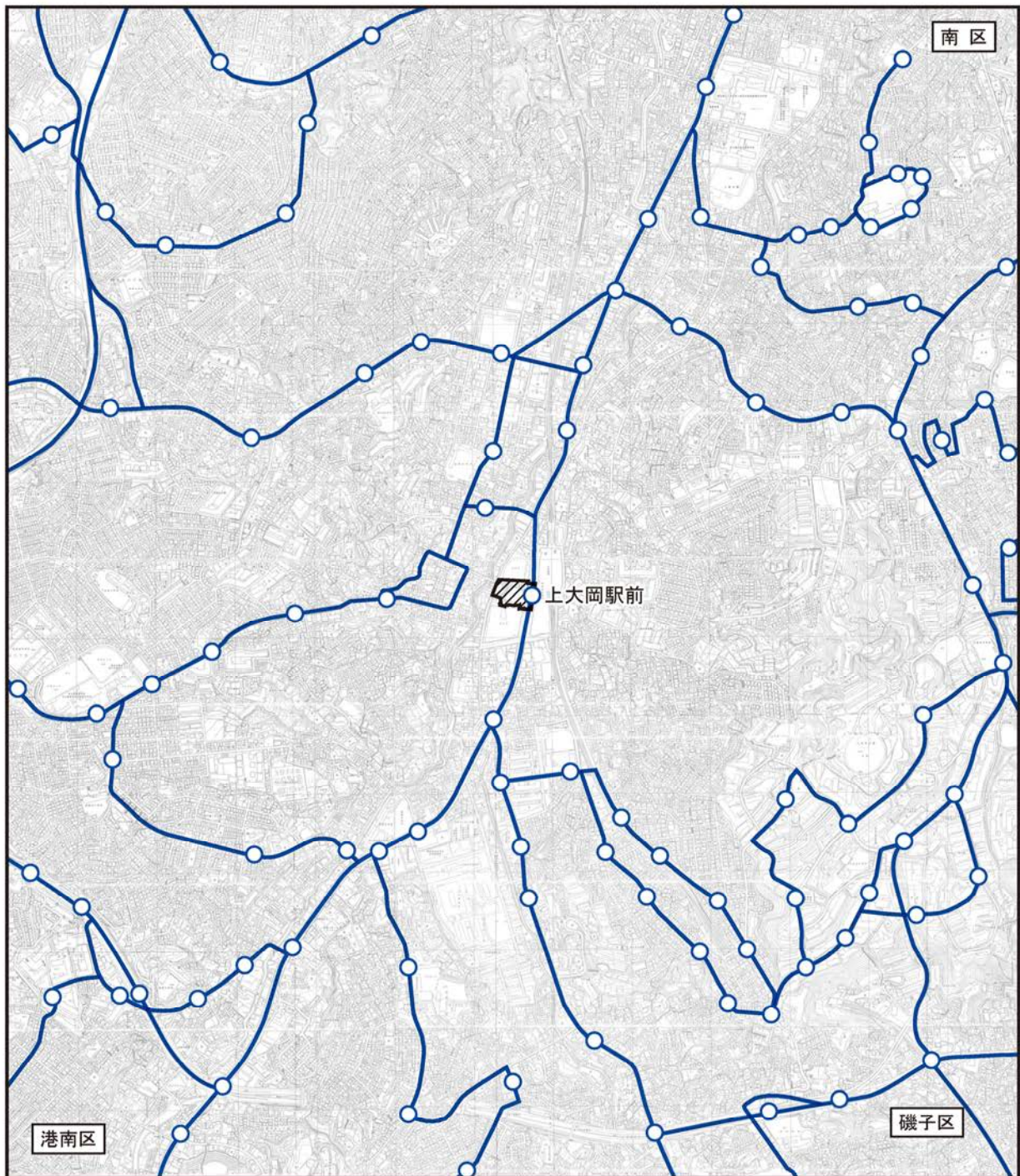
**凡例**

- |                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域          |  一般国道      |  都市計画道路 |
|  区界            |  主要地方道(市道) |  市道     |
|  交通量調査地点(一般道路) |  主要地方道(県道) |                                                                                              |

注) 図中のNo.は、表2.2-18に対応します。  
 資料: 「平成17年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(平成18年6月、国土交通省道路局)  
 「平成22年度道路交通センサス」(平成23年9月、国土交通省道路局)  
 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省道路局ホームページ、令和4年4月調べ)  
 「横浜市行政地図情報提供システム よこはまのみち」(横浜市総務局ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-13  
 主要道路網及び交通量調査地点位置図






**凡例**

 計画区域

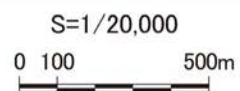
 区界

 横浜市営・神奈川中央交通・京浜急行・江ノ電 バス路線

 バス停留所

資料:「横浜市営バス路線マップ(2022年4月版)」(横浜市交通局ホームページ、令和4年4月調べ)  
 「磯子区バスマップ(令和4年4月現在)」(横浜市都市整備局ホームページ、令和4年4月調べ)  
 「舞岡営業所路線図」(令和3年3月、神奈川中央交通)  
 「横浜営業所路線図」(令和4年4月、神奈川中央交通)

図2.2-14 バス路線図



## 2)鉄道

調査区域の鉄道網の状況は、図 2.2-15 に示すとおりです。

調査区域を走行する旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線です。計画区域の一部は、横浜市営地下鉄上大岡駅の地上部に位置しています。

調査区域に位置している鉄道駅の乗降車人員は、表 2.2-19 に示すとおりです。

乗降車人員は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけては、各線・各駅ともに増加傾向にありましたが、令和元年度に一部の駅でわずかながら減少し、令和 2 年度には全ての駅で大幅に減少しています。原因としては、コロナ禍での緊急事態宣言等による人流抑制の影響が考えられます。

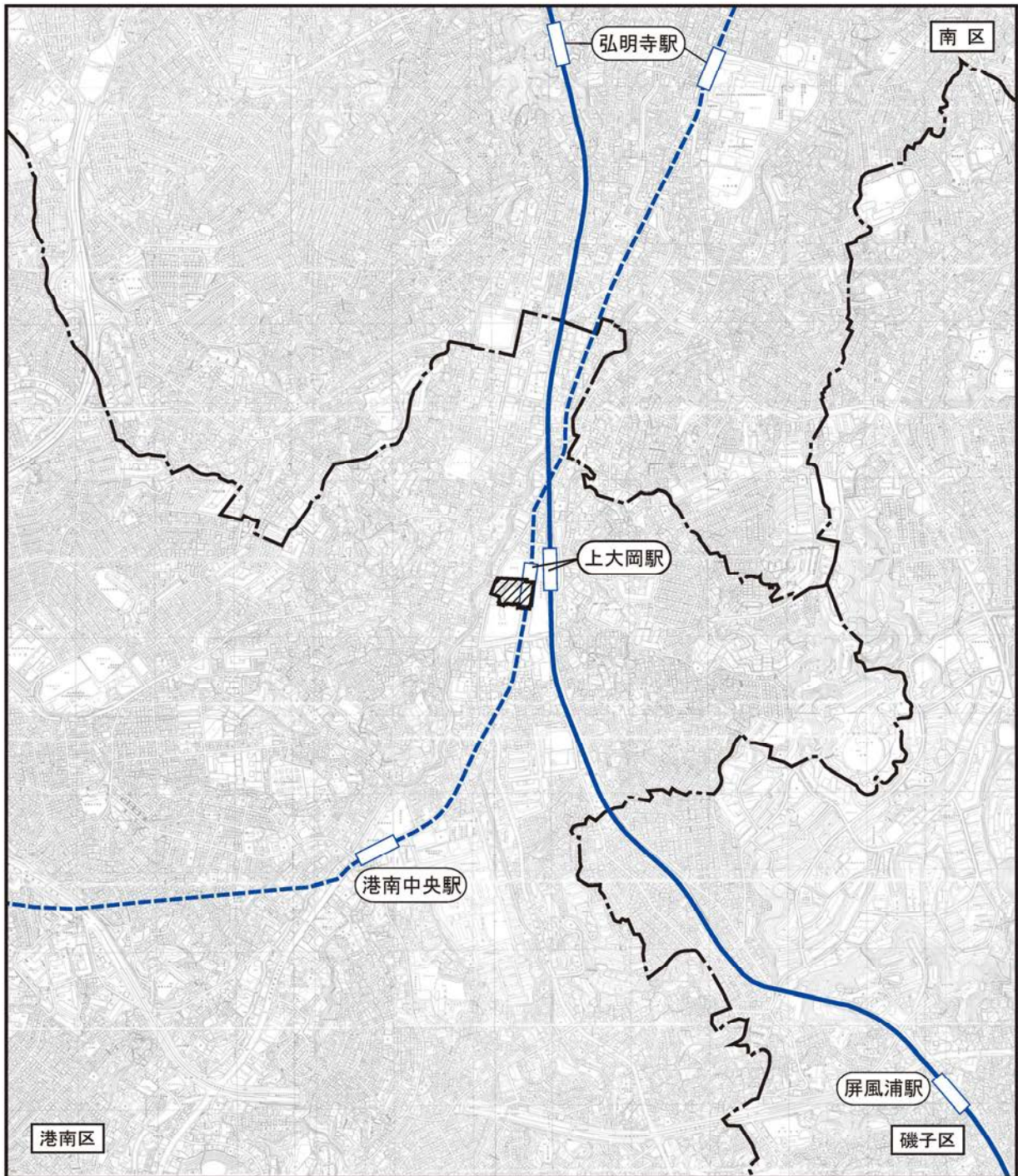
表 2.2-19 鉄道駅の乗降車人員（1 日平均）

単位：人


路線	駅名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
横浜市営地下鉄	弘明寺	19,564	20,023	20,393	20,278	15,990
	上大岡	74,741	74,722	76,601	73,500	57,119
	港南中央	18,568	18,499	19,042	19,627	15,323
京浜急行線	弘明寺	30,025	30,132	29,861	29,360	22,984
	上大岡	142,743	143,338	143,457	142,356	105,269
	屏風浦	17,560	17,785	18,174	18,038	14,208


資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）






**凡例**

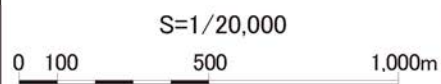
 計画区域

 横浜市営地下鉄

 区界

 京浜急行線

図2.2-15 鉄道路線図



## 2.2.8 公共施設等の状況

### 1)教育機関等

調査区域における教育機関等は、表 2.2-20(1)～(2)及び図 2.2-16 に示すとおりです。

B 地区にあるカミオの中に上大岡ゆう保育園 (No.10)、計画区域の西南西約 80mにつばさ保育園 (No.12) があります。計画区域が指定されている通学区域は、小学校は市立桜岡小学校 (No.61)、中学校は市立港南中学校 (No.74) です。

表 2.2-20(1) 教育機関等

施設種別	行政区分	No.	名称
幼稚園・保育園	港南区	1	キッズガーデン横浜最戸
		2	アスクさいど保育園
		3	上大岡ラビット保育園 TWINS
		4	つくし保育園上大岡
		5	つばさ保育園分園
		6	小学館アカデミーかみおおおか保育園
		7	めぐみ保育園
		8	大久保保育園
		9	千手院幼稚園
		10	上大岡ゆう保育園
		11	ちゅーりっぷハウス
		12	つばさ保育園
		13	上大岡はるかぜ保育園
		14	クオリスキッズ上大岡駅前保育園
		15	上大岡東保育園
		16	クオリスキッズ上大岡西保育園
		17	京急キッズランド上大岡保育園
		18	グローバルキッズ上大岡園
		19	アスク上大岡保育園
		20	ちゅーりっぷキッズ
		21	港南つくしんぼ保育園
		22	あゆみ幼稚園
		23	クオリスキッズ港南中央保育園
		24	笹下保育園
		25	森が丘幼稚園
		26	東樹院幼稚園
		27	大谷幼稚園
		28	アスク港南中央保育園
		29	Poco a Poco 保育園
		30	日野幼稚園
		31	プリスクール室の木 室の木幼稚園
		32	キッズアミ
		33	オハナ上永谷保育園
		34	港南あひる保育園
	35	よこはま風の遊育園	
	36	横浜白山幼稚園	
	37	別所保育園	
	38	上大岡ラビット保育園	
	39	くるみ幼稚園	

注) 表中のNo. は、図2.2-16に対応します。

資料：「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)

「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)

表 2.2-20(2) 教育機関等

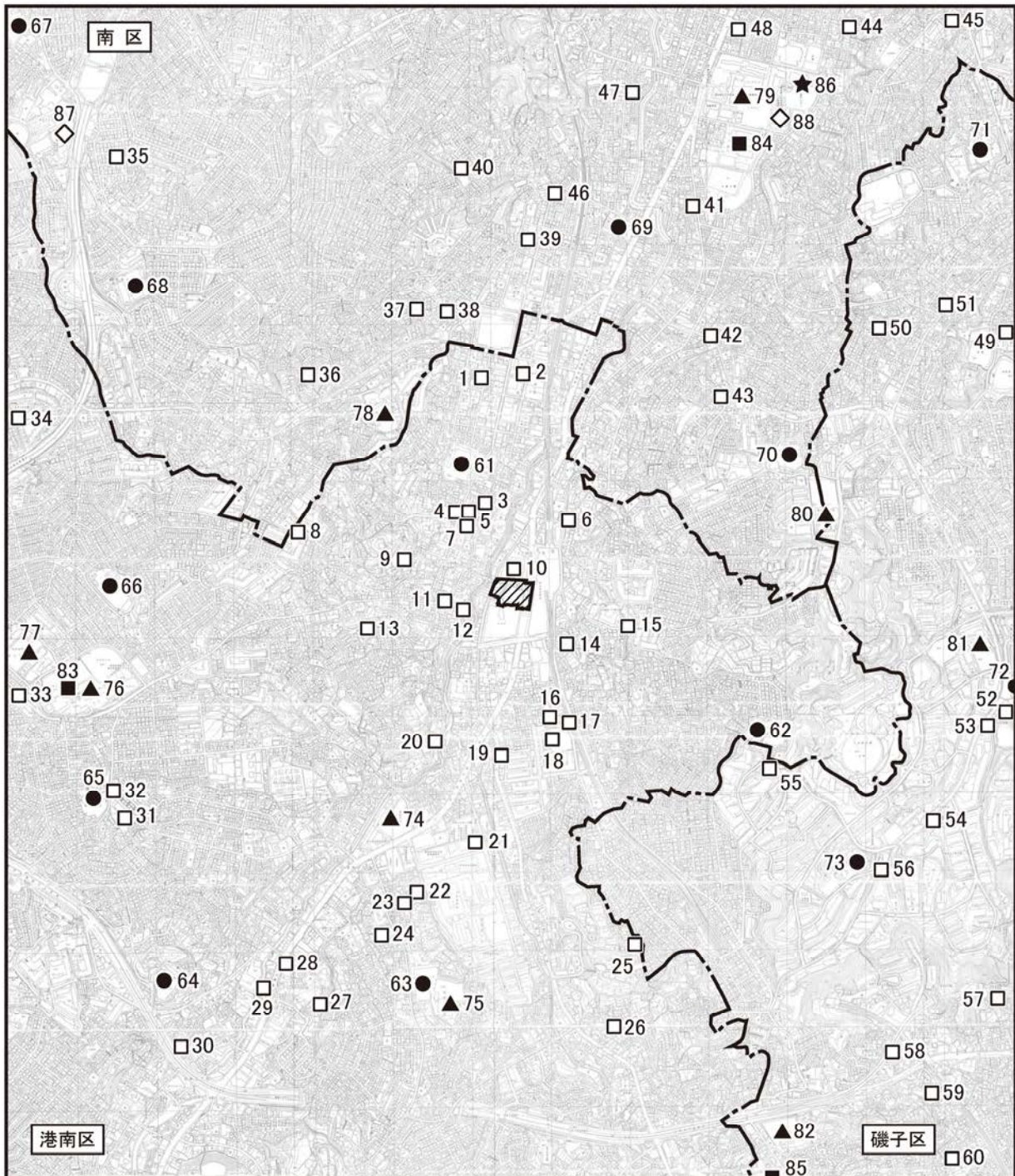
施設種別	行政区分	No.	名 称
幼稚園・保育園	南区	40	久良岐保育園
		41	アイン弘明寺保育園
		42	大岡おひさま保育園
		43	大岡はるかぜ保育園
		44	南若宮幼稚園
		45	横浜英和幼稚園
		46	キッズパートナー弘明寺
		47	プチ・ナーサリー弘明寺
	48	パナマリア保育園弘明寺園	
	磯子区	49	育美幼稚園
		50	金剛保育園
		51	岡村幼児園
		52	汐見台東幼稚園
		53	汐見台愛育園
		54	汐見台第二愛育園
		55	汐見台西幼稚園
		56	汐見台中央幼稚園
		57	森幼児園
		58	屏風ヶ浦はるかぜ保育園
		59	屏風ゆめの森保育園
60		屏風ヶ浦保育園	
小学校	港南区	61	市立桜岡小学校
		62	市立上大岡小学校
		63	市立南台小学校
		64	市立吉原小学校
		65	市立相武山小学校
		66	市立下永谷小学校
	南区	67	市立六つ川西小学校
		68	市立別所小学校
		69	市立南小学校
		70	市立藤の木小学校
	磯子区	71	市立岡村小学校
		72	市立浜小学校
		73	市立汐見台小学校
中学校	港南区	74	市立港南中学校
		75	市立笹下中学校
		76	市立南高等学校附属中学校
		77	市立東永谷中学校
	南区	78	市立南が丘中学校
		79	横浜国立大学教育学部附属横浜中学校
		80	市立藤の木中学校
	磯子区	81	市立汐見台中学校
82		市立森中学校	
高等学校	港南区	83	市立南高等学校
	南区	84	市立横浜総合高等学校
	磯子区	85	県立磯子工業高等学校
大学	南区	86	放送大学 神奈川学習センター
特別支援学校	南区	87	県立横浜南養護学校
		88	横浜国立大学教育学部附属特別支援学校

注) 表中のNo. は、図2.2-16に対応します。

資料：「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)

「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)

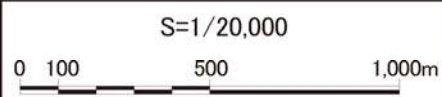


**凡例**

- |                                                                                          |                                                                                             |                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  幼稚園・保育園 |  高等学校   |
|  区界   |  小学校     |  大学     |
|                                                                                          |  中学校     |  特別支援学校 |

注) 図中のNo.は、表2.2-20(1)~(2)に対応します。  
 資料：「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部政推進課)  
 「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部政推進課)  
 「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部政推進課)

図2.2-16 教育機関等位置図



## 2)医療機関

調査区域における主な医療機関は、表 2.2-21 及び図 2.2-17 に示すとおりです。  
 計画区域の北北東約 650mに横浜東邦病院（No.3）、南西約 900mに横浜じんせい病院（No.2）があります。

表 2.2-21 主な医療機関

行政区分	No.	名称
港南区	1	日野病院
	2	横浜じんせい病院
	3	横浜東邦病院
南区	4	神奈川県立こども医療センター
磯子区	5	康心会汐見台病院

注) 表中の No.は、図 2.2-17 に対応します。

資料：「横浜市内の病院名簿（令和4年2月1日現在）」（横浜市健康福祉局ホームページ、令和4年4月調べ）

## 3)官公庁、郵便局

調査区域の主な官公庁、郵便局は、表 2.2-22 及び図 2.2-18 に示すとおりです。  
 計画区域の北約 20mに横浜上大岡郵便局（No.9）、南南東約 60mに上大岡駅前郵便局（No.10）があります。また、横浜市営地下鉄上大岡駅の構内に上大岡行政サービスコーナー（No.1）があります。

表 2.2-22 主な官公庁、郵便局

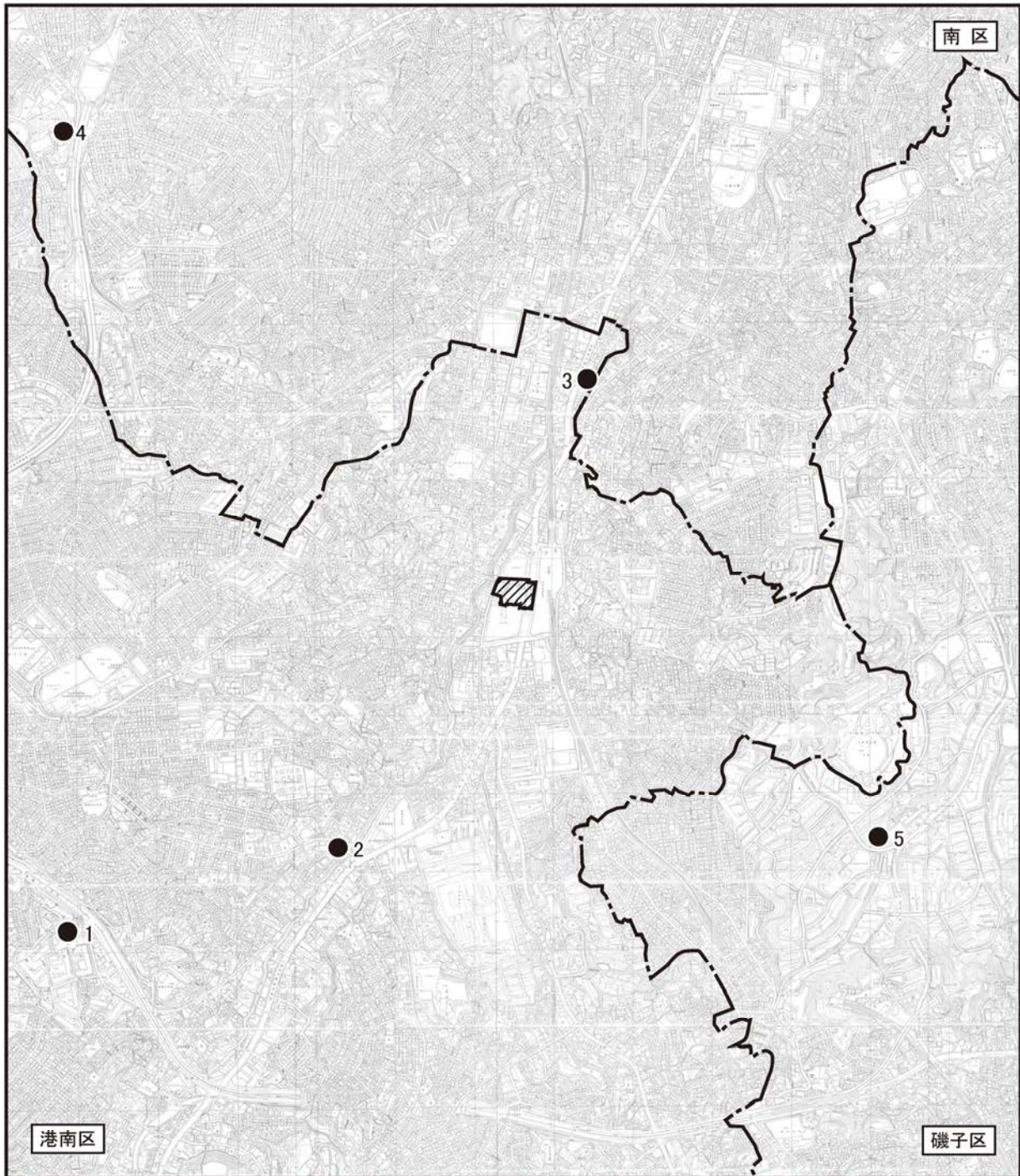
施設種別	行政区分	No.	名称	
区役所・行政サービスコーナー	港南区	1	上大岡行政サービスコーナー	
		2	港南区役所	
警察署	港南区	3	港南警察署	
	南区	4	南警察署	
消防署	港南区	5	港南消防署	
郵便局	港南区	6	横浜芹が谷一郵便局	
		7	横浜港南二郵便局	
		8	港南郵便局	
		9	横浜上大岡郵便局	
		10	上大岡駅前郵便局	
		11	横浜港南中央通郵便局	
		12	横浜笹下郵便局	
		13	横浜日野郵便局	
		南区	14	横浜六ツ川一郵便局
			15	横浜弘明寺郵便局
			16	横浜大岡郵便局
		磯子区	17	横浜岡村郵便局
			18	横浜汐見台郵便局

注) 表中の No.は、図 2.2-18 に対応します。




資料：「港南区区民生活マップ」（令和3年3月、港南区総務部区政推進課）

「南区区民生活マップ」（令和4年3月、南区総務部区政推進課）

「磯子区区民生活マップ」（令和3年4月、磯子区総務部区政推進課）

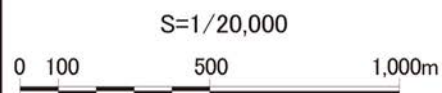


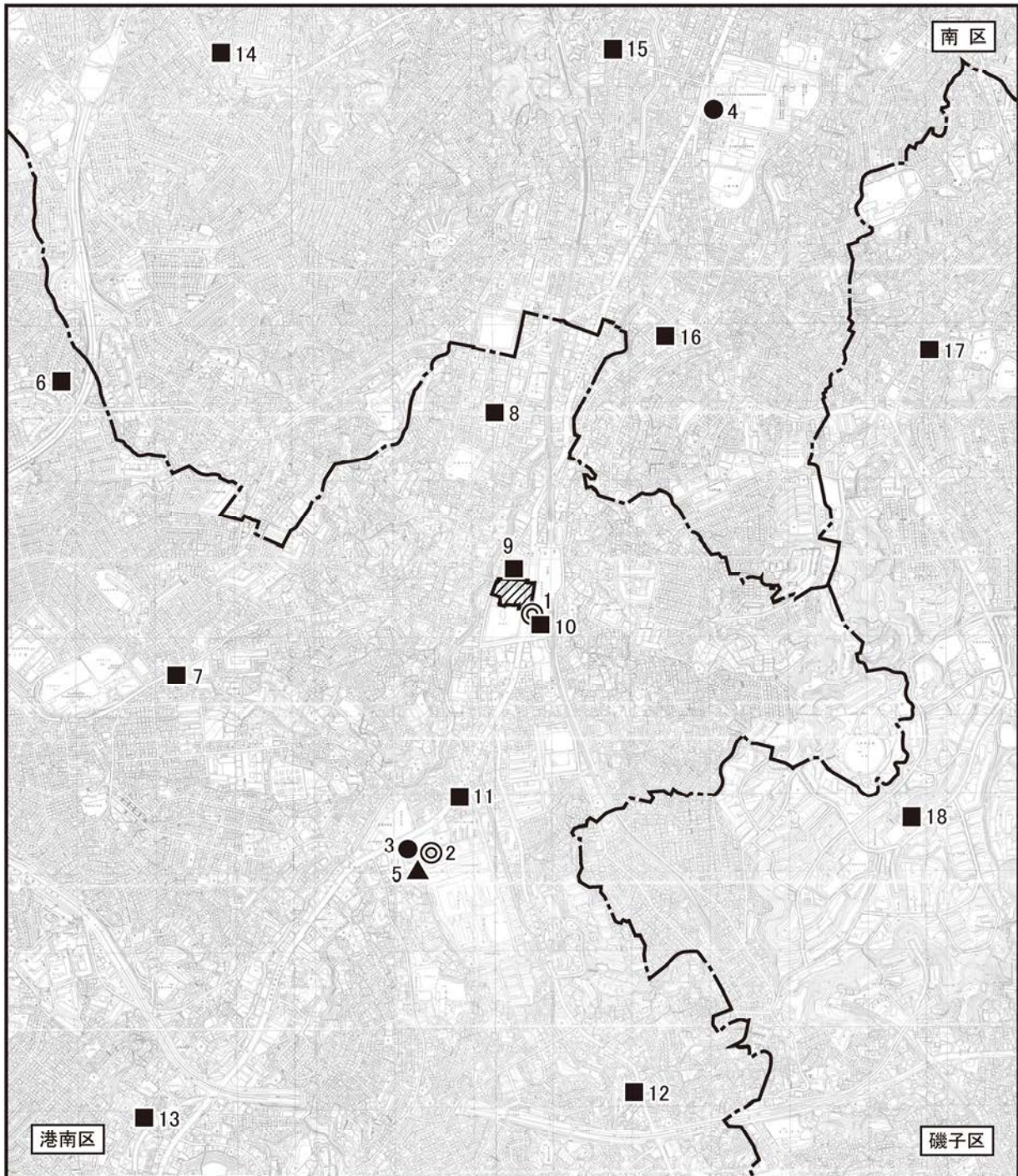
凡例

-  計画区域
-  区界
-  主な医療機関







注) 図中のNo.は、表2.2-21に対応します。  
 資料：「横浜市内の病院名簿（令和4年2月1日現在）」（横浜市健康福祉局ホームページ、令和4年4月調べ）

図2.2-17 主な医療機関位置図



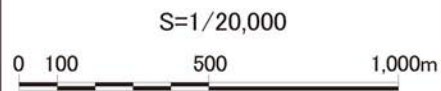


**凡例**

- |                                                                                          |                                                                                                    |                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  区役所・行政サービスコーナー |  郵便局 |
|  区界   |  警察署            |  消防署 |

注) 図中のNo.は、表2.2-22に対応します。  
 資料：「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)  
 「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)  
 「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)

図2.2-18 主な官公庁、郵便局位置図



#### 4)福祉施設等

調査区域の福祉施設等は、表 2.2-23 及び図 2.2-19 に示すとおりです。

計画区域の南南東約 70m にラポール上大岡 (No.1)、北北西約 110m に医心館 上大岡 (No.19)、南西約 150m に横浜上大岡就労支援センター (No.2) があります。

表 2.2-23 福祉施設等

行政区分	No.	名 称
港南区	1	ラポール上大岡
	2	横浜上大岡就労支援センター
	3	港南中央地域活動ホームそよかぜの家
	4	港南区生活支援センター
	5	港南中央地域ケアプラザ
	6	日下地域ケアプラザ
	7	東永谷地域ケアプラザ
	8	日野サザンポート
	9	グループホーム クロスハート港南・横浜
	10	ソクイ横浜大久保グループホーム
	11	花物語こうなん
	12	グループホームちいさな手横浜こうなん
	13	花物語こうなん新館
	14	くらら上大岡
	15	エルダーホームケア上大岡
	16	ラ・ナシカ上大岡
	17	有料老人ホーム白神
	18	グッドタイムホーム・港南中央
	19	医心館 上大岡
	20	小規模多機能ホームちいさな手横浜こうなん
	21	看護小規模多機能型居宅介護 クロスハート港南・横浜
南区	22	六ツ川地域ケアプラザ
	23	南福祉ホームむつみ
	24	別所地域ケアプラザ
	25	大岡地域ケアプラザ
	26	白朋苑
	27	花物語みなみ
	28	グループホームみのり 若さん・宮さん
	29	アズハイム横浜上大岡
	30	リアンレーヴ上大岡
	31	介護付有料老人ホームシニアフォレスト横浜南
	32	ついの住処・やな助
	33	真珠のかがやき
	34	看護小規模多機能 みのり大岡
	磯子区	35
36		屏風ヶ浦地域ケアプラザ
37		グループホーム 磯風の謡

注) 表中の No.は、図 2.2-19 に対応します。

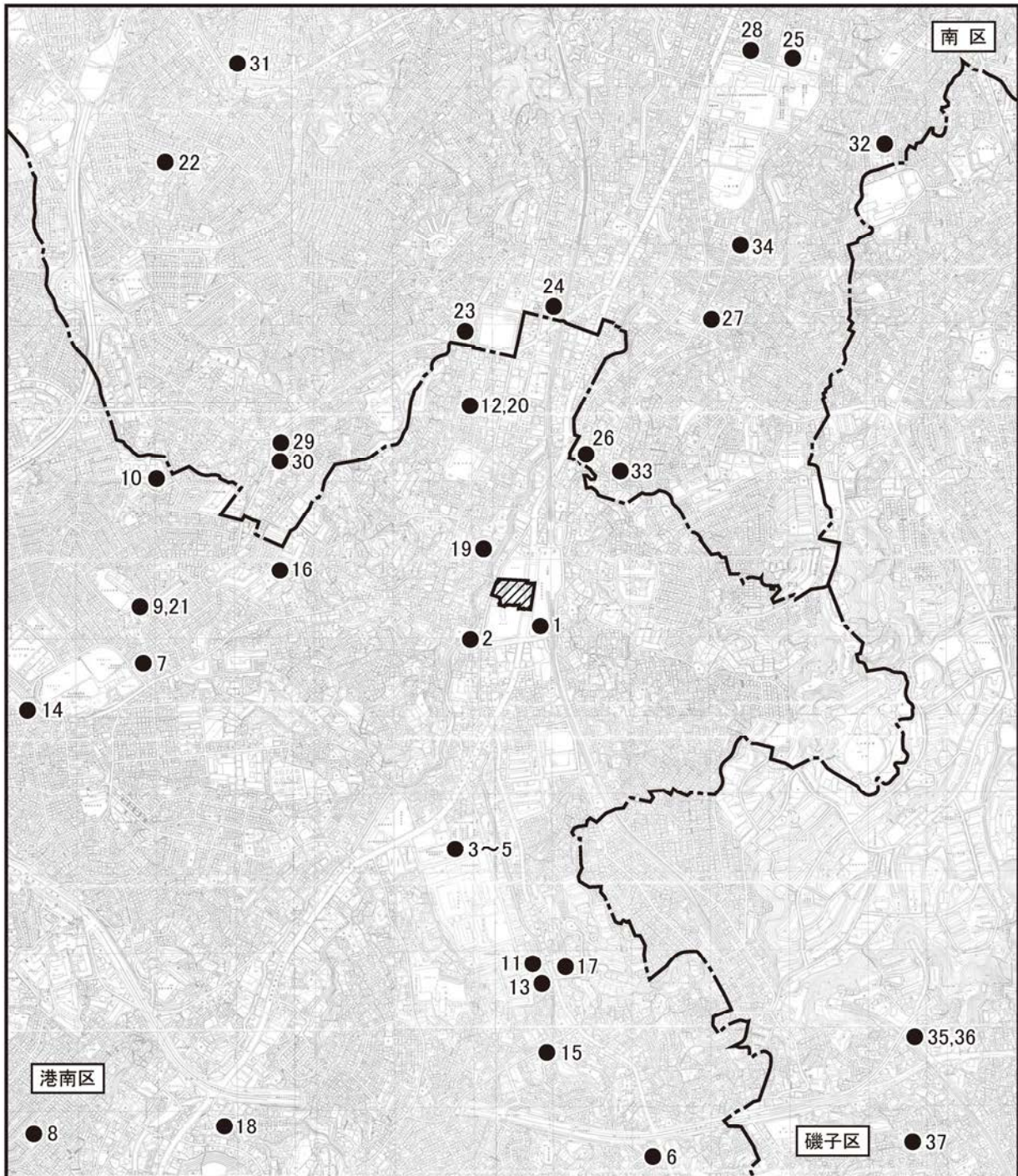
資料：「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部政推進課)

「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部政推進課)

「高齢者福祉保健施設一覧(令和4年4月1日現在)」(横浜市ホームページ、令和4年4月調べ)





**凡例**

- 計画区域
- 福祉施設等
- 区界

注) 図中のNo.は、表2.2-23に対応します。

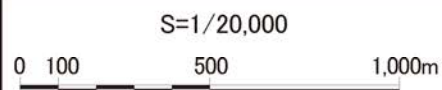
資料：「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)

「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)

「高齢者福祉保健施設一覧(令和4年4月1日現在)」(横浜市ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-19 主な福祉施設等位置図



5)その他の市民利用施設

調査区域のその他の市民利用施設は、表 2.2-24 及び図 2.2-20 に示すとおりです。

A 地区にあるゆめおおおかに港南区民文化センター ひまわりの郷 (No.8)、福祉保健研修交流センター ウィリング横浜 (No.19) 及び横浜市消費生活総合センター (No.20) があります。

表 2.2-24 その他の市民利用施設

施設種別	行政区分	No.	名称
図書館	南区	1	南図書館
公会堂、地区センター	港南区	2	東永谷地区センター
		3	港南地区センター
		4	港南公会堂
	南区	5	大岡地区センター
文化施設	磯子区	6	久良岐能舞台
		7	横浜市三殿台考古館
区民文化センター	港南区	8	港南区民文化センター ひまわりの郷
コミュニティハウス	港南区	9	上大岡コミュニティハウス
		10	桜道コミュニティハウス
	南区	11	別所コミュニティハウス
		12	六ツ川一丁目コミュニティハウス
	磯子区	13	浜小学校コミュニティハウス
スポーツ施設	港南区	14	港南スポーツセンター
	南区	15	南スポーツセンター
		16	弘明寺公園プール
	磯子区	17	岡村公園 テニスコート
		18	岡村公園 野球場
会議室、集会室	港南区	19	福祉保健研修交流センター ウィリング横浜
		20	横浜市消費生活総合センター

注) 表中の No. は、図 2.2-20 に対応します。

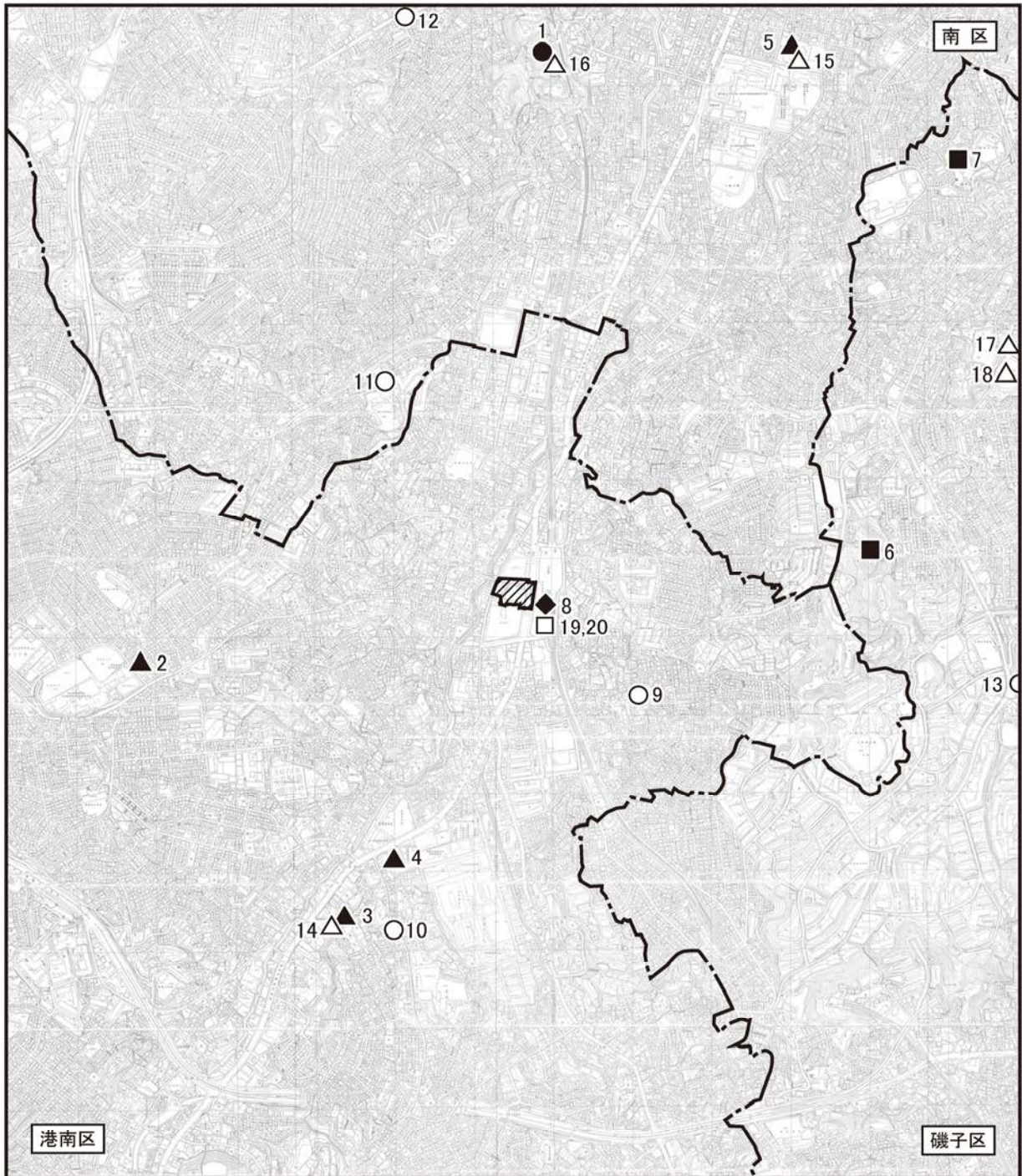
資料: 「横浜市暮らしのガイド 2022 年度版」(令和 4 年 4 月、横浜市市民局)

「港南区区民生活マップ」(令和 3 年 3 月、港南区総務部区政推進課)










「南区区民生活マップ」(令和 4 年 3 月、南区総務部区政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和 3 年 4 月、磯子区総務部区政推進課)

「横浜スポーツ情報サイト ハマスポ」(横浜市スポーツ協会、令和 4 年 4 月調べ)

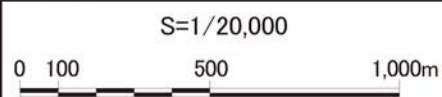


**凡例**

- |                                                                                          |                                                                                                |                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  図書館        |  区民文化センター  |
|  区界   |  公会堂、地区センター |  コミュニティハウス |
|                                                                                          |  文化施設       |  スポーツ施設    |
|                                                                                          |                                                                                                |  会議室、集会室   |

注) 図中のNo.は、表2.2-24に対応します。  
 資料：「横浜市暮らしのガイド 2022年度版」(令和4年4月、横浜市市民局)、「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)、「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)、「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)、「横浜スポーツ情報サイト ハマスポ」(令和4年4月調べ、横浜市スポーツ協会)

図2.2-20 その他の市民利用施設位置図



6) 公園・緑地等

調査区域の主な公園・緑地等は、表 2.2-25(1)～(3)及び図 2.2-21 に示すとおりです。

計画区域の西約 200mの大久保公園(No.13)、東約 200mの上大岡東一丁目公園(No.14)等が分布しています。また、西南西約 710mに港南一丁目特別緑地保全地区(No.129)が分布しています。

表 2.2-25(1) 主な公園・緑地等

公園種別	行政区分	No.	名 称	面積 (㎡)
都市緑地	港南区	1	日野五丁目緑地	391
総合公園	港南区	2	久良岐公園	230,762
地区公園	南区	3	弘明寺公園	45,543
	磯子区	4	岡村公園	68,139
近隣公園	港南区	5	港南ふれあい公園	9,701
		6	笹下中央公園	7,384
		7	芹が谷一丁目公園	8,477
	南区	8	六ツ川中央公園	23,838
		9	大岡公園	19,163
	磯子区	10	岡村西公園	12,520
街区公園	港南区	11	最戸二丁目公園	1,538
		12	最戸二丁目第二公園	543
		13	大久保公園	1,270
		14	上大岡東一丁目公園	1,090
		15	上大岡東公園	457
		16	上大岡第二公園	484
		17	上大岡公園	1,329
		18	上大岡第三公園	74
		19	笹野橋公園	458
		20	笹下松本公園	417
		21	港南二丁目公園	501
		22	港南一丁目公園	899
		23	港南一丁目第二公園	260
		24	港南荻久保公園	1,125
		25	港南二丁目第二公園	425
		26	笹下天王谷公園	7,396
		27	笹下杉本第二公園	282
		28	笹下杉本公園	385
		29	港南六丁目公園	1,497
		30	日野町清水第二公園	805
		31	日野町清水公園	258
		32	日野二丁目公園	481
		33	笹下室ノ木公園	1,258
		34	日野下根公園	188
		35	日野下根第三公園	226
		36	日野町吉原公園	718
		37	寺尾公園	673
		38	大北公園	1,159
		39	日野三丁目第二公園	1,155
		40	下野庭公園	5,024
		41	野庭永作公園	1,420
		42	日野三丁目公園	940
		43	永作公園	455
		44	南高台公園	303
		45	東永谷桜台公園	3,521

注) 表中のNo. は、図2.2-21に対応します。

資料：「横浜市公園緑地配置図(平成29年7月1日現在)」(平成30年6月、横浜市環境創造局みどりアップ推進部)

「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部市政推進課)

「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部市政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部市政推進課)

「横浜市の都市公園データ集(令和4年3月31日現在)」(横浜市環境創造局ホームページ、令和4年4月調べ)

表 2.2-25(2) 主な公園・緑地等

公園種別	行政区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
街区公園	港南区	46	東永谷二丁目公園	161
		47	下永谷東公園	3,005
		48	大久保三丁目公園	736
		49	大久保二丁目公園	293
		50	大久保三丁目第三公園	455
		51	渡戸第二公園	494
		52	井戸ノ久保公園	401
		53	井戸ノ久保北公園	261
		54	大久保三丁目第二公園	170
		55	渡戸公園	397
		56	東永谷三丁目第二公園	1,455
		57	芹が谷第六公園	887
		58	東芹が谷公園	2,657
		59	芹が谷台公園	2,505
		60	笹下菱田公園	403
		61	東芹が谷第三公園	420
		62	大久保三丁目第四公園	361
		63	上大岡東二丁目公園	4,053
		64	最戸一丁目公園	1,304
		65	六ツ川二丁目ふれあい公園	1,267
		66	別所第五公園	233
		67	別所さくら公園	1,342
		68	六ツ川二丁目第二公園	1,049
		69	六ツ川二丁目第四公園	673
	70	六ツ川二丁目南公園	166	
	71	六ツ川二丁目第一公園	2,227	
	72	六ツ川一丁目公園	2,180	
	73	六ツ川一丁目はなみずき公園	506	
	74	中里町第四公園	769	
	75	中里町第二公園	285	
	76	中里町第一公園	915	
	77	弘明寺前田公園	619	
	78	谷戸田第二公園	496	
	79	大岡三丁目第二公園	860	
	80	大岡四丁目第三公園	585	
	81	大岡四丁目第二公園	1,840	
	82	大谷戸公園	2,571	
	83	大岡四丁目公園	396	
	84	大岡五丁目第二公園	273	
	85	大岡五丁目公園	926	
	86	大岡三丁目公園	950	
	87	別所小最戸公園	647	
	88	中里二丁目公園	1,072	
	89	餅井坂公園	1,609	
	90	別所第二公園	514	
	91	別所四丁目公園	304	
	92	別所四丁目第二公園	385	
	93	別所桑原公園	525	
94	別所第四公園	627		
95	別所第三公園	1,244		
96	別所第一公園	2,501		
97	別所五丁目公園	1,729		
98	別所中里台公園	1,579		

注) 表中のNo. は、図2.2-21に対応します。

資料: 「横浜市公園緑地配置図(平成29年7月1日現在)」(平成30年6月、横浜市環境創造局みどりアップ推進部)

「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)

「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)

「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)

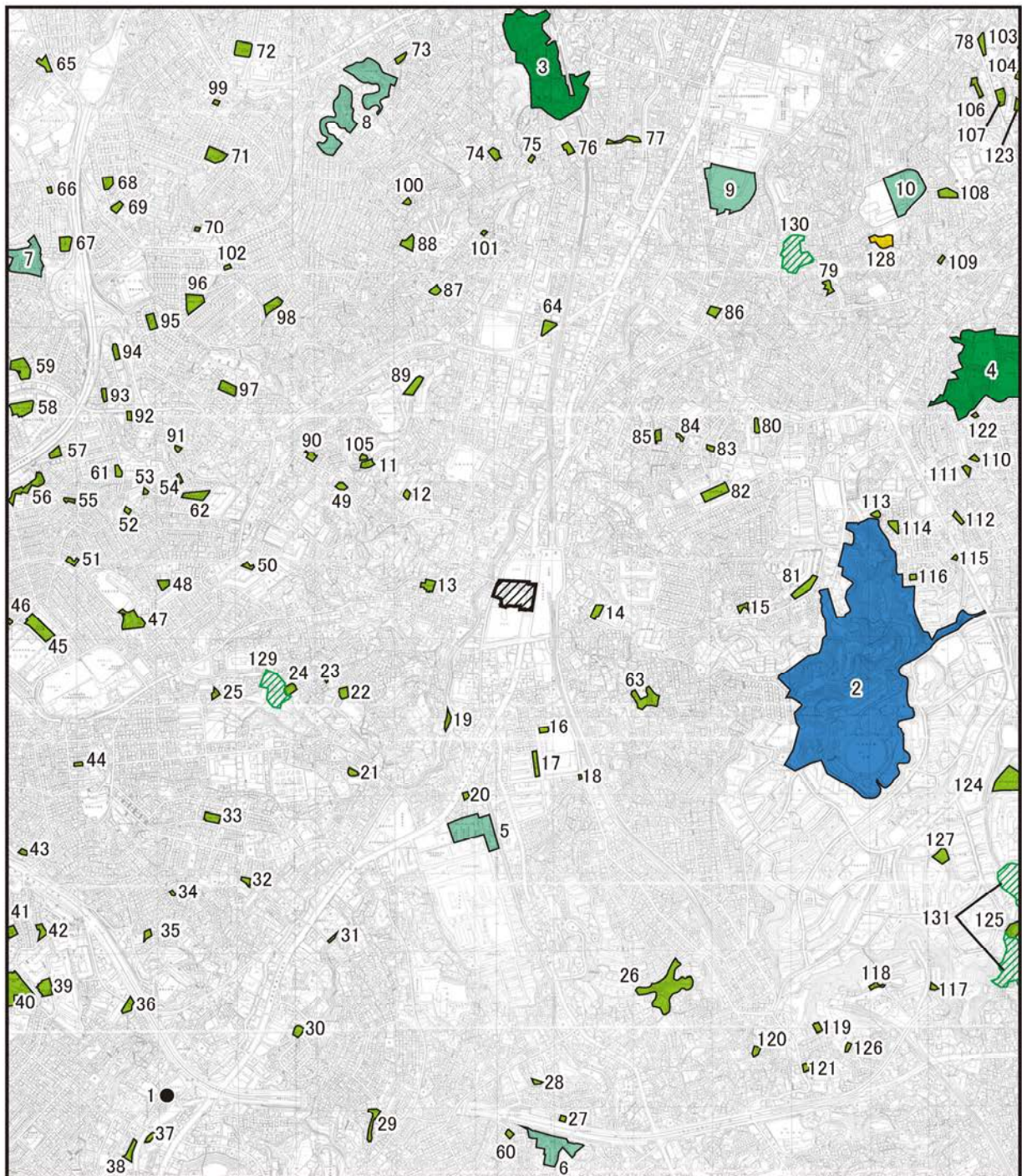
「横浜市の都市公園データ集(令和4年3月31日現在)」(横浜市環境創造局ホームページ、令和4年4月調べ)

表 2.2-25(3) 主な公園・緑地等

公園種別	行政区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
街区公園	南区	99	六ツ川二丁目第三公園	159
		100	中里四丁目公園	298
		101	中里町第三公園	201
		102	別所矢畑公園	198
		103	蒔田谷戸田上第二公園	1,268
		104	谷戸田公園	392
		105	別所三丁目公園	311
	磯子区	106	岡村ひばりヶ丘公園	1,040
		107	岡村三丁目第二公園	1,428
		108	岡村三殿台公園	1,660
		109	仲久保公園	286
		110	泉谷第二公園	328
		111	笹堀第五公園	488
		112	笹堀第三公園	648
		113	岡村八丁目公園	493
		114	笹堀第一公園	762
		115	笹堀第四公園	154
		116	笹堀第二公園	366
		117	森二丁目東谷公園	300
		118	森四丁目第二公園	415
		119	森四丁目第四公園	799
		120	森四丁目公園	587
		121	森四丁目第五公園	388
		122	泉谷第三公園	161
		123	岡村三丁目第三公園	524
		124	磯子台紅取第二公園	6,233
		125	森みはらし公園	1,793
126	森四丁目第三公園	311		
127	汐見台二丁目公園	1,418		
市有緑地	磯子区	128	岡村四丁目緑地	1,000
特別緑地保全地区	港南区	129	港南一丁目特別緑地保全地区	6,000
	南区	130	大岡特別緑地保全地区	7,000
	磯子区	131	森浅間社特別緑地保全地区	27,000

注) 表中のNo. は、図2.2-21に対応します。

資料：「横浜市公園緑地配置図(平成29年7月1日現在)」(平成30年6月、横浜市環境創造局みどりアップ推進部)  
「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部区政推進課)  
「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部区政推進課)  
「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部区政推進課)  
「横浜市の都市公園データ集(令和4年3月31日現在)」(横浜市環境創造局ホームページ、令和4年4月調べ)  
「特別緑地保全地区 指定一覧(令和4年2月4日現在)」(横浜市環境創造局ホームページ、令和4年4月調べ)

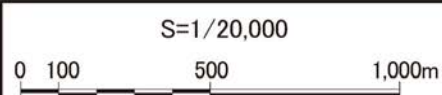


**凡例**

- |                                                                                          |                                                                                          |                                                                                          |                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  都市緑地 |  近隣公園 |  特別緑地保全地区 |
|  区界   |  総合公園 |  街区公園 |                                                                                                |
|                                                                                          |  地区公園 |  市有緑地 |                                                                                                |

注) 図中のNo. は、表2.2-25(1)～(3)に対応します。  
 資料：「横浜市公園緑地配置図(平成29年7月1日現在)」(平成30年6月、横浜市環境創造局みどりアップ推進部)  
 「港南区区民生活マップ」(令和3年3月、港南区総務部市政推進課)、「南区区民生活マップ」(令和4年3月、南区総務部市政推進課)  
 「磯子区区民生活マップ」(令和3年4月、磯子区総務部市政推進課)  
 「横浜市の都市公園データ集(令和4年3月31日現在)」(横浜市環境創造局ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-21 公園・緑地等の分布図



## 2.2.9 文化財等の状況

### 1)指定・登録文化財等

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 2.2-26 及び図 2.2-22 に示すとおりです。

計画区域に最も近い指定・登録文化財は、計画区域の南約 570m にある岡本橋記念碑 (No.1) です。

表 2.2-26 指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	所在地	分類	種別	名称	指定・登録年
港南区	1	港南中央通 14-1	地域史跡名勝 天然記念物	史跡	岡本橋記念碑	平成 5 年市登録
南区	2	別所三丁目 5-5	地域史跡名勝 天然記念物	史跡	鎌倉街道の餅井坂	平成 16 年市登録
	3	大岡二丁目 31-3	登録有形 文化財	建造物	横浜国立大学教育人間科学 部附属中学校校舎 (旧横浜 高等工業学校本館)	平成 12 年国登録
磯子区	4	岡村四丁目 11-22	史跡名勝 天然記念物	史跡	三殿台遺跡	昭和 41 年国指定

注) 表中の No.は、図 2.2-22 に対応します。

資料:「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマ Site」(横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録 (令和元年 11 月 5 日現在)」

(横浜教育委員会ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)



2)周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡

調査区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡の分布状況は、表 2.2-27(1)～(3)及び図 2.2-22 に示すとおりです。

計画区域の東約 300mに大塚古墳（前方後円墳）（No.F）がありましたが、現在では破壊されています。

表 2.2-27(1) 埋蔵文化財包蔵地・遺跡の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
港南区	A	最戸二丁目 14 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	弥生(後期)	—
	B	最戸二丁目 13・ 大久保二丁目 35 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(中・後期)	—
	C	大久保二丁目 5 付近	散布地	荒地	台地上・斜面	弥生(後期)	—
	D	港南一丁目 13 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(早期)	破壊
	E	港南一丁目 18 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	古墳	—
	F	上大岡東一丁目 21 付近	古墳	宅地	台地上	古墳	大塚古墳（前方後円墳）、破壊
	G	上大岡東三丁目 1 付近	散布地	墓地・畑地	台地上	縄文(中期)	真光寺裏墓地内の畑地
	H	上大岡東三丁目 2 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(早期)	破壊
	I	上大岡東三丁目 12 付近	散布地	公園・畑地	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳	久良岐公園敷地内
	J	上大岡東三丁目 10 付近	集落跡・ 火葬墓	宅地	台地上・斜面	縄文・中世	井戸尻遺跡、昭和 57 年調査、住居跡(縄文中期)、破壊
	K	上大岡東三丁目 45 付近	貝塚	宅地・荒地	台地斜面	不明	馬飼ヶ谷貝塚、平成 6 年調査
	L	港南五丁目 2 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(中・後期)・歴史	破壊
	M	笹下五丁目 19 付近	包含地	畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	雑色杉本遺跡、平成元・3・7 年調査
	N	笹下五丁目 27 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(中期)	—
	O	港南六丁目 30 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)	—
	P	日野中央一丁目 4 付近	塚	雑木林	台地上	中世	陣ヶ塚、市営日野公園墓地内
	Q	日野四丁目 98 付近	散布地	宅地・荒地	台地上・斜面	縄文?	大部分破壊
R	野庭町 26・30、 日野三丁目 10 付近	散布地	雑木林・畑地・ 宅地・公園	台地上・斜面	縄文(早・前・中・後期)・古墳	野庭町永作遺跡(昭和 63 年調査)、永作遺跡(平成 7～8 年調査)	
S	下永谷一丁目 3 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)	破壊	
T	東永谷一丁目 29 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・後期)	破壊	

注) 表中の No. は、図 2.2-22 に対応します。

資料: 「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマ Site」(横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-27(2) 埋蔵文化財包蔵地・遺跡の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
港南区	U	東芹が谷 13 付近	包含地	宅地	台地上	縄文(中・後期)	芹ヶ谷東遺跡、昭和 59 年調査(集石・土壌)、破壊
	V	芹が谷一丁目 11 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	不明	宅地化により破壊(上大岡セントラルハイツ内)
	W	芹が谷一丁目 24 付近	散布地	宅地・グラント	台地斜面	縄文(後期)・弥生(後期)・古墳～歴史	大部分破壊
南区	X	六ツ川二丁目 156	包含地	学校	台地上	縄文・弥生	六ツ川小西方面校建設(六ツ川西小学校)に伴う調査、昭和 50 年調査
	Y	六ツ川二丁目 105 付近	包含地	道路	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)	南横浜バイパス No.3・4 遺跡、昭和 47 年調査、破壊
	Z	別所七丁目 3 付近	包含地	道路・宅地	台地上・斜面	縄文(前期)	南横浜バイパス No.5・6 遺跡、昭和 47 年調査、破壊
	a	六ツ川二丁目 49 付近	散布地	宅地	台地斜面	不明	破壊
	b	六ツ川一丁目 417 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・古墳	南東部破壊
	c	中里三丁目 441 付近	散布地	宅地・荒地	台地上	不明	破壊
	d	中里二丁目 11 付近	貝塚	宅地	台地上・斜面	縄文(後期)	矢畑貝塚、昭和 35 年調査、破壊
	e	中里三丁目 22 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	宅地化により破壊
	f	中里三丁目 368 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・中期)	破壊
g	弘明寺町 267 付近	寺院跡	寺	低台地	奈良～平安	弘明寺遺跡、現在の弘明寺境内、布目瓦の出土	
磯子区	h	岡村四丁目 11 付近	集落跡・貝塚	史跡地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・弥生(中・後期)・古墳	三殿台遺跡(昭和 34～36・39・47 年調査)、三殿台遺跡北側貝塚(昭和 62 年調査)、三殿台南東斜面遺跡(平成 3 年調査)、住居(縄文～古墳)、貝塚、昭和 41 年:国史跡、横浜市三殿台考古館として昭和 42 年公開
	i	岡村四丁目 15 付近	散布地	学校・宅地	台地上	古墳	破壊
	j	岡村四丁目 34 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・中期)	破壊
	k	岡村五丁目 3 付近	散布地	宅地	台地上	古墳	金剛保育園敷地内、破壊
	l	岡村六丁目 2 付近	散布地	宅地・公園	台地上	弥生(後期)・古墳・歴史	岡村公園敷地内及び隣接地、破壊
	m	磯子六丁目 32 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生(後期)	破壊

注) 表中の No. は、図 2.2-22 に対応します。

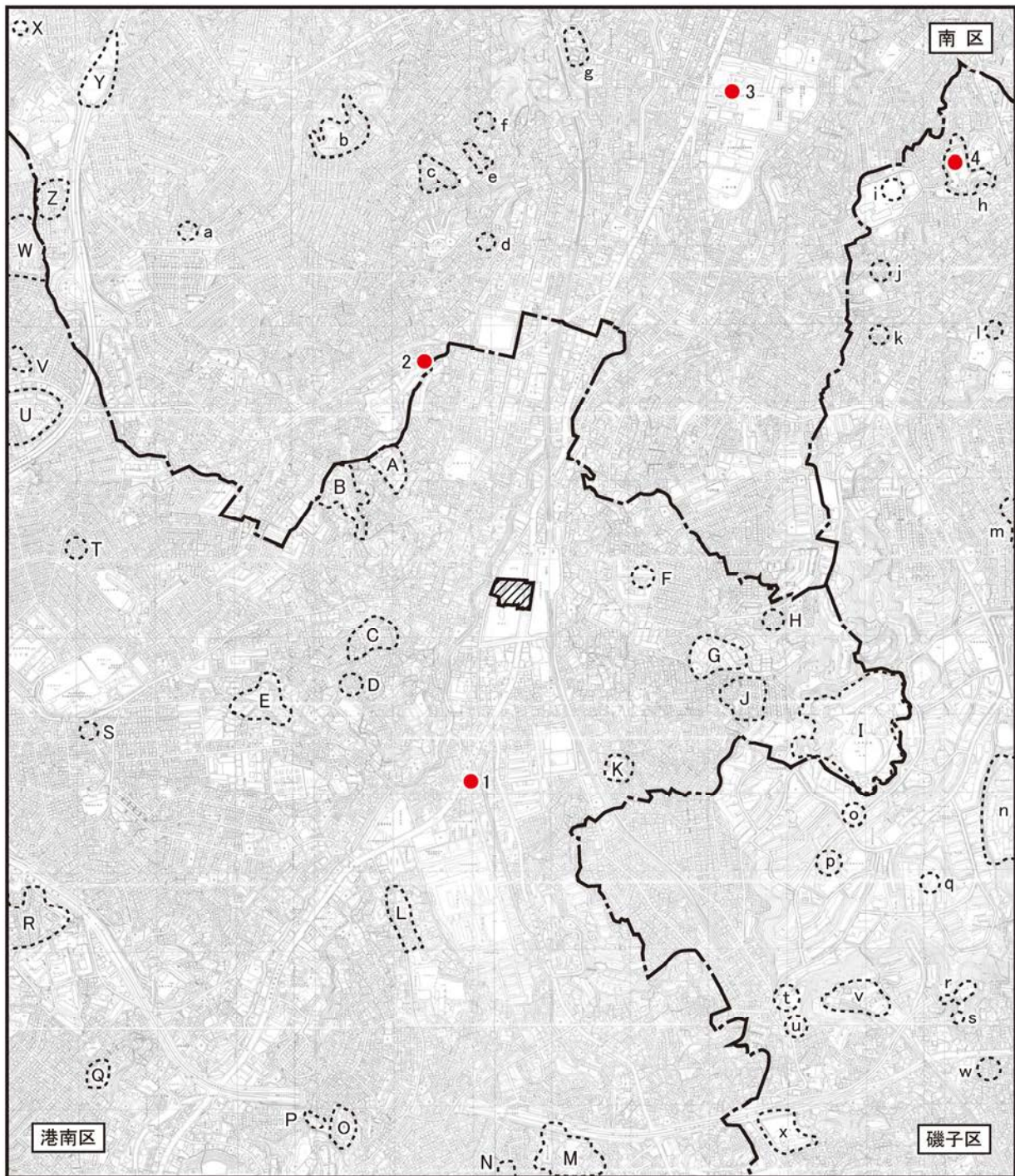
資料:「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマ Site」(横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-27(3) 埋蔵文化財包蔵地・遺跡の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
磯子区	n	磯子台 26・27 付近	包含地	宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)	紅取遺跡(昭和 45・53・54 年調査)、磯子台 1304 遺跡(昭和 61 年調査)
	o	汐見台一丁目 6 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(早期)	破壊
	p	汐見台三丁目 5 付近	集落跡	宅地	台地上	縄文(中期)	平台遺跡、神奈川県住宅供給公社磯子住宅敷地内、破壊
	q	汐見台二丁目 5 付近	包含地	宅地	台地上・斜面	縄文(早・中期)	赤穂原遺跡、昭和 33 年調査、破壊
	r	森二丁目 22 付近	散布地	畑地・荒地	台地上	縄文・古墳～平安	—
	s	森二丁目 21 付近	城跡	宅地・雑木林	台地上	中世	林香寺裏
	t	森四丁目 14 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)	破壊
	u	森四丁目 14 付近	散布地	畑地	台地上	縄文(早期)	破壊
	v	森四丁目 4 付近	散布地	荒地・畑地	低台地上	弥生(後期)・歴史	—
	w	森三丁目 17 付近	館跡	宅地	低地	室町?	伝・間宮氏森居館、破壊
x	森五丁目 22 付近	集落跡・横穴墓	学校	台地上・斜面	縄文(早～後期)・弥生(後期)・古墳	佐藤内遺跡、昭和 44・50 年調査、住居跡～縄文～古墳、横穴墓～西側崖面 3 基、森中学校敷地内、破壊	


注) 表中の No. は、図 2.2-22 に対応します。


資料: 「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマ Site」(横浜市ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)




**凡例**

 計画区域

 指定・登録文化財 (1~4)

 区界

 埋蔵文化財包蔵地・遺跡 (A~x)

注) 図中のNo. は、表2.2-26及び表2.2-27(1)~(3)に対応します。

資料: 「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマSite」(横浜市ホームページ、令和4年4月調べ)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録(令和元年11月5日現在)」

(横浜市教育委員会ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-22 文化財等の状況

S=1/20,000

0 100 500 1,000m



## 2.2.10 公害等の状況

### 1)公害苦情の発生状況

調査対象地域における令和2年度の公害苦情の発生状況は、表2.2-28に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は1,704件であり、公害苦情の多い項目としては騒音、悪臭、大気汚染となっています。

計画区域のある港南区における公害苦情総数は75件であり、公害苦情の多い項目としては大気汚染、悪臭、騒音となっています。隣接区である南区においては騒音、磯子区においては悪臭に関する苦情が多くなっています。

表 2.2-28 公害苦情の発生状況件数（令和2年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,704	445	74	—	555	151	—	466	13
港南区	75	23	7	—	20	2	—	23	—
南区	64	10	—	—	35	9	—	10	—
磯子区	47	14	—	—	12	6	—	15	—

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和4年4月調べ）

## 2)大気汚染の状況

調査区域における測定局は、図 2.2-23 に示すとおりです。一般環境大気測定局（磯子区総合庁舎局）が計画区域の東南東約 2.1km に、自動車排出ガス測定局（港南中学校局）が計画区域の南西約 0.7km に位置しています。

また、各測定局の平成 28 年度～令和 2 年度までの測定結果は、表 2.2-29(1)～(2)に示すとおりです。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質は上記 2 局、微小粒子状物質は磯子区総合庁舎局で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。

二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類（毎年の測定ではありません。）は磯子区総合庁舎局で測定されており、二酸化硫黄とダイオキシン類は測定されているすべての年度で環境基準に適合、光化学オキシダントはすべての年度で環境基準に適合していませんでした。なお、光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準に適合している測定局が極めて少ない状況です。

一酸化炭素は、調査区域では測定されていません。

### 注) 環境基準の適合条件について

測定局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかについては、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、以下に示す条件で評価されています。

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>※1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>※1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	短期的評価	8 時間平均値が 20ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること。
	長期的評価	日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>※1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 <sup>※3</sup> (NO <sub>2</sub> )	98% 値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>※2</sup> ) 以内であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値の評価 と 98% 値評価 の併用	年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>※2</sup> ) 以内であること。
光化学 オキシダント (OX)	—	1 年間の昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	—	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

※1：2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※2：98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※3：横浜市では、環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としています。

資料：「環境基準適合条件」(横浜市環境監視センターホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-29(1) 一般環境大気測定局（磯子区総合庁舎）の経年変化

項目		測定年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.018	0.018	0.017	0.017	0.016	
	日平均値の年間98%値	ppm	0.037	0.035	0.042	0.036	0.037	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	1	
	98%値 評価	98%値評価による日平均値が 0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
		適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○
浮遊粒子 状物質	年平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.022	0.022	0.018	0.016	0.014	
	日平均値の2%除外値	mg/m <sup>3</sup>	0.050	0.050	0.051	0.047	0.032	
	短期的 評価	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的 評価	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	日	0	0	0	0	0
		適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○
微小粒子 状物質	年平均値	μg/m <sup>3</sup>	12.2	11.5	11.7	9.6	10.0	
	日平均値の年間98%値	μg/m <sup>3</sup>	28.9	27.6	29.6	26.2	25.8	
	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	1	2	2	0	2	
	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	
	日平均値の2%除外値	ppm	0.008	0.007	0.007	0.008	0.005	
	短期的 評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	長期的 評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が 2日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0
適合：○ 不適合：×		—	○	○	○	○	○	
光化学 オキシダント	昼間の年平均値	ppm	0.026	0.029	0.029	0.028	0.028	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	165	234	264	158	154	
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	0	2	2	0	0	
	適合：○ 不適合：×	—	×	×	×	×	×	
キダ イオ 類	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	—	0.013	—	—	0.016	
	適合：○ 不適合：×	—	—	○	—	—	○	

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第57報」（平成30年3月、横浜市環境創造局）  
「横浜市大気汚染調査報告書 第58報」（平成31年3月、横浜市環境創造局）  
「平成30年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和元年7月、横浜市創造局）  
「令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和2年7月、横浜市創造局）  
「令和2年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和3年7月、横浜市創造局）

表 2.2-29(2) 自動車排出ガス測定局（港南中学校）の経年変化

項目		測定年度		平成	平成	平成	令和	令和	
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.019	0.020	0.018	0.018	0.016	
	日平均値の年間98%値		ppm	0.042	0.041	0.041	0.035	0.037	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数		日	0	0	0	0	0	
	98%値評価	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数		日	0	0	0	0	0
		適合：○ 不適合：×		—	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	年平均値		mg/m <sup>3</sup>	0.021	0.020	0.019	0.017	0.016	
	日平均値の2%除外値		mg/m <sup>3</sup>	0.047	0.046	0.049	0.048	0.038	
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数		時間	0	0	0	1	0
		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数		日	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無		—	無	無	無	無	無
		長期的評価による0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数		日	0	0	0	0	0
		適合：○ 不適合：×		—	○	○	○	○	○

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第57報」（平成30年3月、横浜市環境創造局）

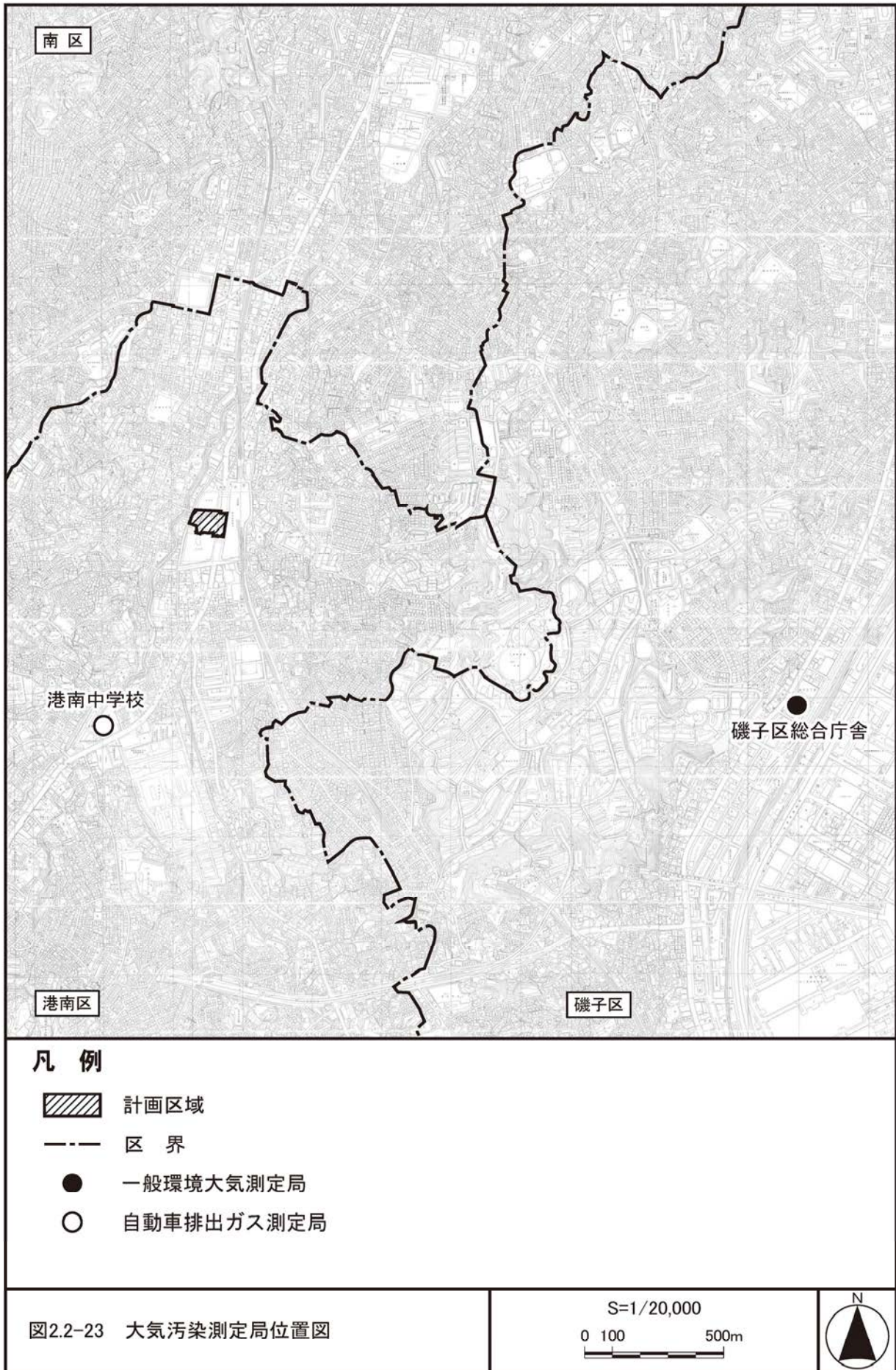
「横浜市大気汚染調査報告書 第58報」（平成31年3月、横浜市環境創造局）

「平成30年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和元年7月、横浜市創造局）

「令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和2年7月、横浜市創造局）

「令和2年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和3年7月、横浜市創造局）





### 3)水質汚濁の状況

#### (1) 公共用水域

計画区域の南側から北側へ流れる大岡川の清水橋で水質調査が行われています。測定地点及び測定結果は、表 2.2-30 及び図 2.2-24 に示すとおりです。

平成 28 年度～令和 2 年度の期間において、大腸菌群数を除くすべての項目で環境基準に適合しています。

表 2.2-30 公共用水域水質測定結果

	項目	単位		平成	平成	平成	令和	令和	環境基準
				28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	
河川： 大岡川 清水橋	水素イオン 濃度指数 (pH)	—	結果	8.0	8.1	8.1	8.0	8.1	6.5 以上 8.5 以下
			判定	○	○	○	○	○	
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)[75%値]	mg/L	結果	1.6	1.9	1.4	2.1	1.7	3mg/L 以下
			判定	○	○	○	○	○	
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	結果	3	3	2	4	3	25mg/L 以下
			判定	○	○	○	○	○	
	溶存酸素 (DO)	mg/L	結果	7.9	8.4	7.7	7.8	7.5	5mg/L 以上
			判定	○	○	○	○	○	
	大腸菌群数	MPN /100mL	結果	$2.5 \times 10^4$	$3.0 \times 10^4$	$2.8 \times 10^4$	$6.6 \times 10^3$	$9.0 \times 10^3$	5,000MPN /100mL 以下
			判定	—*	—*	×	×	×	

注 1) 大岡川清水橋の環境基準は B 類型の値です。

注 2) 各項目の結果は平均値を示します。

BOD は 75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。

注 3) 環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合

※：大岡川における平成 28 年度、平成 29 年度の大腸菌群数については、神奈川県告示第 702 号（平成 12 年 10 月 31 日）により、当分の間適応しないとされていたため、「-」としています。

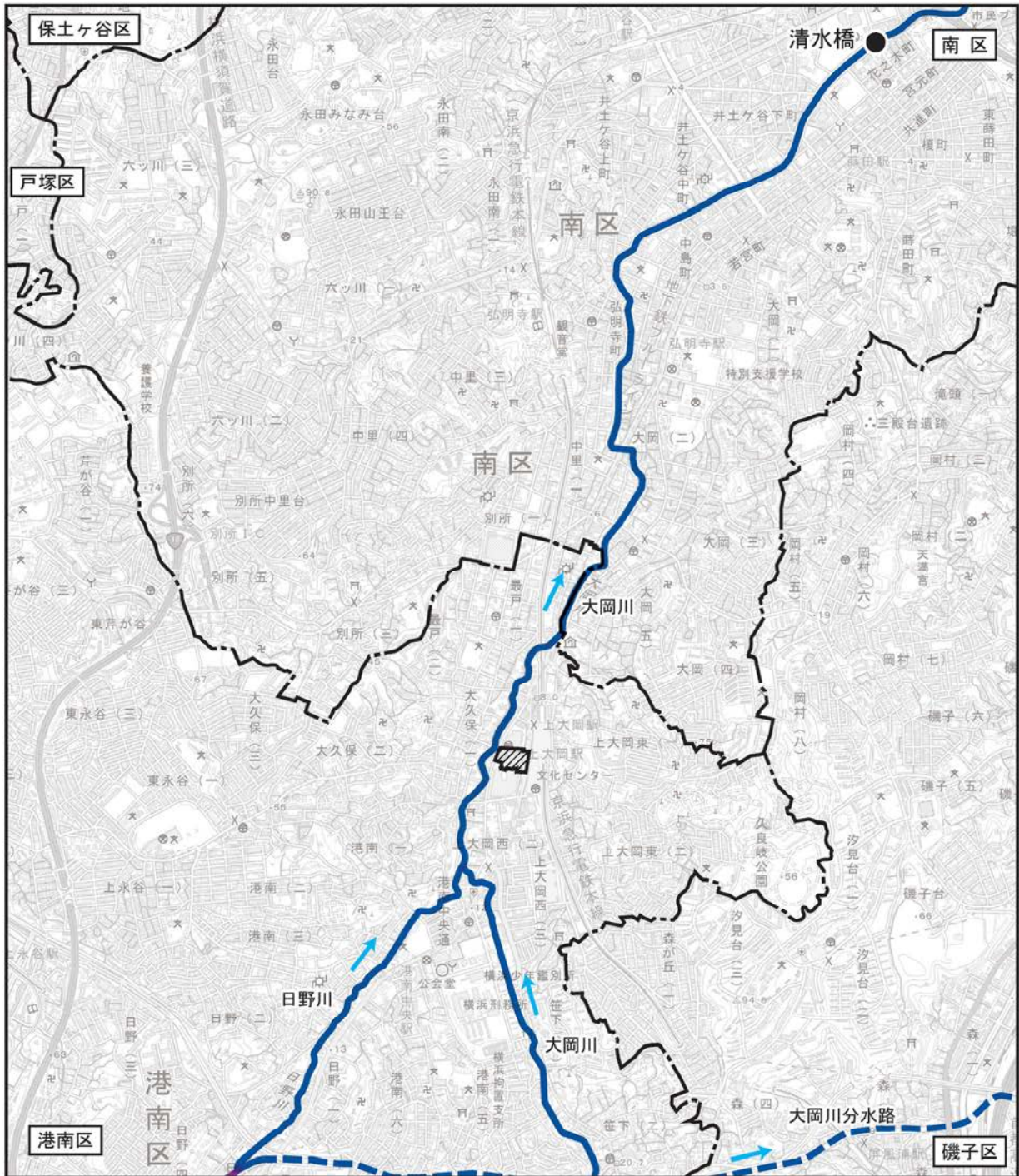
資料：「平成 28 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（平成 30 年 3 月、横浜市環境創造局）

「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（平成 31 年 4 月、横浜市環境創造局）





「平成 30 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 3 年 3 月、横浜市環境創造局）



「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 3 年 3 月、横浜市環境創造局）

「令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 4 年 3 月、横浜市環境創造局）



**凡例**

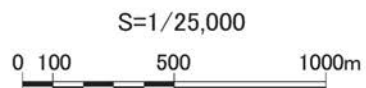
-  計画区域
-  区界
-  二級河川
-  準用河川

-  公共用水域水質測定地点
-  流下方向

注) 点線はトンネル内部であることを示しています。

資料: 「令和2年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和4年3月、横浜市環境創造局)

図2.2-24 公共用水域水質測定地点位置



(2) 地下水

調査区域内では、横浜市によって地下水の水質調査が行われています。平成 28 年度～令和 2 年度における調査の実施状況は、表 2.2-31 及び図 2.2-25 に示すとおりです。

平成 28 年度の概況調査（メッシュ調査）において鉛（No.0496）が、平成 28 年度～令和 2 年度の継続調査において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（No.1416）が、環境基準値を超過していました。

表 2.2-31 地下水質測定結果

メッシュ番号	調査年度	調査種類	環境基準値超過項目
0477	令和 2 年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
0487	令和 2 年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
0488	平成 30 年度	概況調査（定点調査）	なし
0496	平成 28 年度	概況調査（メッシュ調査）	鉛
	平成 30 年度	継続監視調査	なし
	令和元年度	継続監視調査	なし
1407	平成 29 年度	概況調査（定点調査）	なし
	令和 2 年度	概況調査（定点調査）	なし
1408	令和元年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
1416	平成 28 年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	平成 29 年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	平成 30 年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	令和元年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	令和 2 年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1417	令和元年度	概況調査（メッシュ調査）	なし

注 1) 表中の No.は、図 2.2-25 に対応します。

注 2) 定点調査について、調査地点が含まれるメッシュ No.を記載しています。

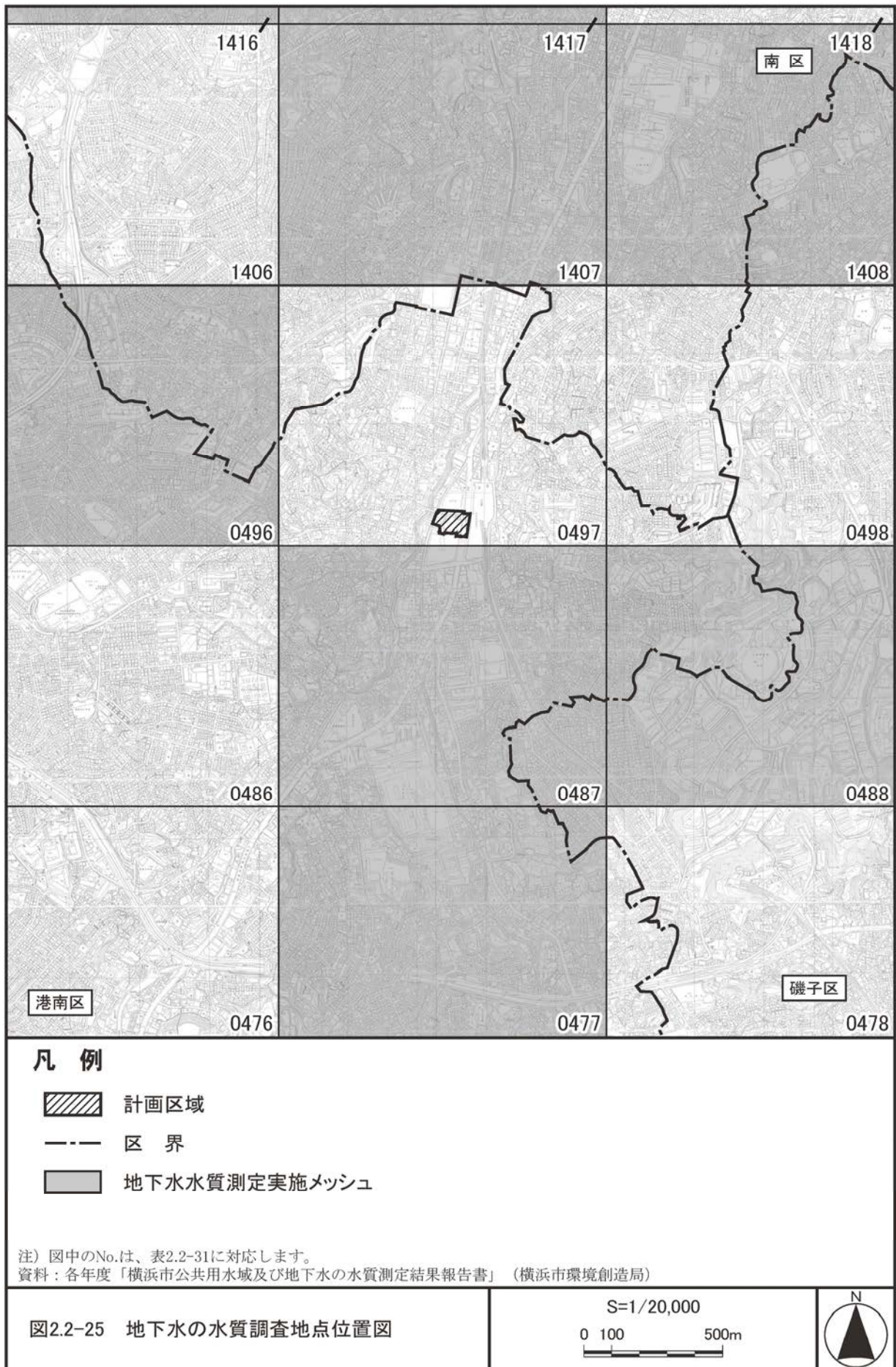
資料：「平成 28 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（平成 30 年 3 月、横浜市環境創造局）

「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（平成 31 年 4 月、横浜市環境創造局）

「平成 30 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 3 年 3 月、横浜市環境創造局）

「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 3 年 3 月、横浜市環境創造局）

「令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和 4 年 3 月、横浜市環境創造局）



#### 4)騒音の状況

##### (1) 一般環境騒音

調査区域内では、横浜市によって平成 27 年度に一般環境騒音の測定が行われていま  
す。測定地点は図 2.2-26 に、測定結果は表 2.2-32 に示すとおりです。

南区大岡二丁目 (No.B) で、夜間に環境基準を超過していましたが、その他の地点で  
は、昼夜ともに環境基準を満たしていました。

表 2.2-32 一般環境騒音の状況 (平成 27 年度)

No.	測定場所	用途地域	地域の 類型 ※1	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) ※2 (dB)			
				測定結果		環境基準	
				昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)	昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)
A	南区別所中里台	第一種低層 住居専用地域	A	42	38	55	45
B	南区大岡二丁目	第一種住居地域	B	53	<b>46</b>	55	45
C	港南区日野三丁目	第二種中高層 住居専用地域	A	48	45	55	45
D	港南区港南四丁目	準工業地域	C	47	38	60	50

注 1) 表中の No.は、図 2.2-26 に対応します。

注 2) 表中の太字・下線は環境基準の超過を示します。

※1: 地域の類型 A は専ら住居の用に供される地域であることを示します。

地域の類型 B は主として住居の用に供される地域であることを示します。

地域の類型 C は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域であることを示します。

※2:  $L_{Aeq}$  (等価騒音レベル) : 騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内  
で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料: 「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」(平成 29 年 3 月、横浜市環境創造局)

(2) 道路交通騒音

調査区域内では、横浜市によって道路交通騒音の測定が令和元年度まで毎年行われていました。横浜市における平成 29 年度～令和元年度の道路交通騒音測定地点は図 2.2-26 に、各測定地点の測定結果は表 2.2-33 に示すとおりです。

計画区域に最も近い測定地点は、令和元年度の鎌倉街道沿道(No.4)であり、昼間 70dB、夜間 67dB と、夜間における環境基準を超過していました。

なお、計画区域周辺の騒音の主な発生源としては、鎌倉街道等の道路における自動車走行音や京浜急行線の鉄道走行音、大規模商業施設の稼働音等があげられます。

表 2.2-33 道路交通騒音の状況（平成 29 年度～令和元年度）

調査年度	No.	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型 ※1	特例適用 ※2	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) ※3 (dB)			
							測定結果		環境基準	
							昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)	昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)
平成 29 年度	1	県道弥生台桜木町線	南区 六ツ川一丁目	二種住居	B	○	66	61	70 以下	65 以下
平成 30 年度	2	環状 2 号線	磯子区 森二丁目	近隣商業	C	○	<b>72</b>	<b>69</b>		
令和元年度	3	県道横浜鎌倉線 (鎌倉街道)	南区 大岡二丁目	商業	C	○	64	60		
	4		港南区 日野一丁目	準工業	C	○	70	<b>67</b>		

注 1) 表中の No. は、図 2.2-26 に対応します。

注 2) 表中の太字・下線は環境基準の超過を示します。

※1: 地域の類型 B は主として住居の用に供される地域であることを示します。

地域の類型 C は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域であることを示します。

※2: 「幹線交通を担う道路に近接する空間」は、特例適用として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されています。この場合の環境基準は以下のとおりです。

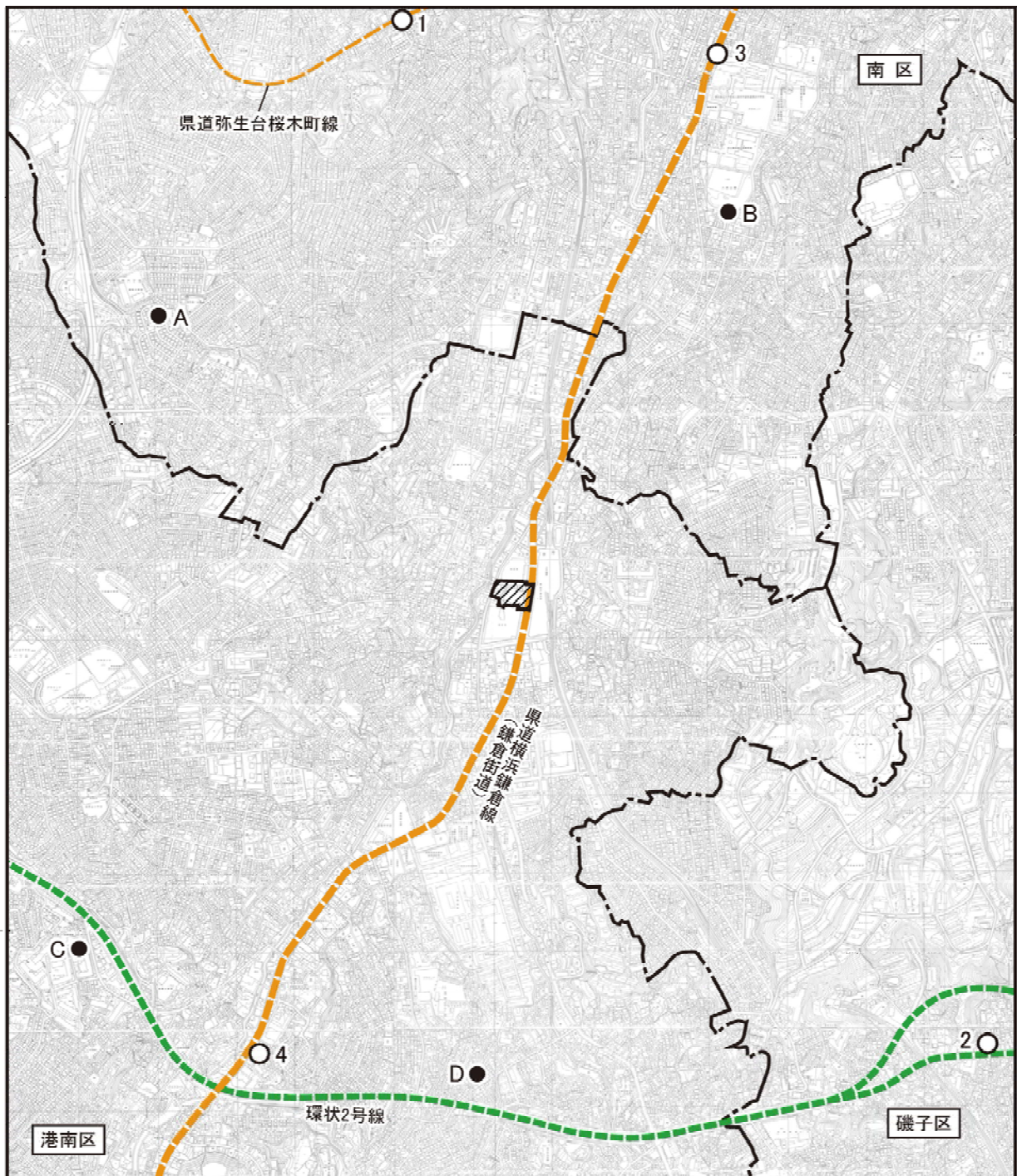
幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間 70dB、夜間 65dB

※3:  $L_{Aeq}$ （等価騒音レベル）：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料：「平成 29 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（平成 30 年 8 月、横浜市環境創造局）

「平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和元年 7 月、横浜市環境創造局）

「令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（令和 2 年 7 月、横浜市環境創造局）

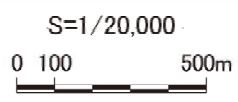


**凡例**

- 計画区域
- 区界
- 一般環境騒音測定地点
- 道路交通騒音測定地点
- 主要地方道(市道)
- 主要地方道(県道)
- 県道

注) 図中のNo.は、表2.2-32～33に対応します。  
 資料：「平成27年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」(平成29年3月、横浜市環境創造局)  
 各年度「大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市環境創造局)

図2.2-26 騒音測定地点位置図





#### 5)振動の状況

調査区域内では、横浜市による道路交通振動の測定点はありません。  
計画区域周辺の振動の主な発生源としては、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行による影響があげられます。

#### 6)土壌汚染の状況

調査区域内における令和4年4月現在の土壌汚染対策法に基づき指定された汚染された土地の指定状況は表 2.2-34 に、分布は図 2.2-27 に示すとおりです。

調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が1箇所あります。  
なお、計画区域内での指定はありません。

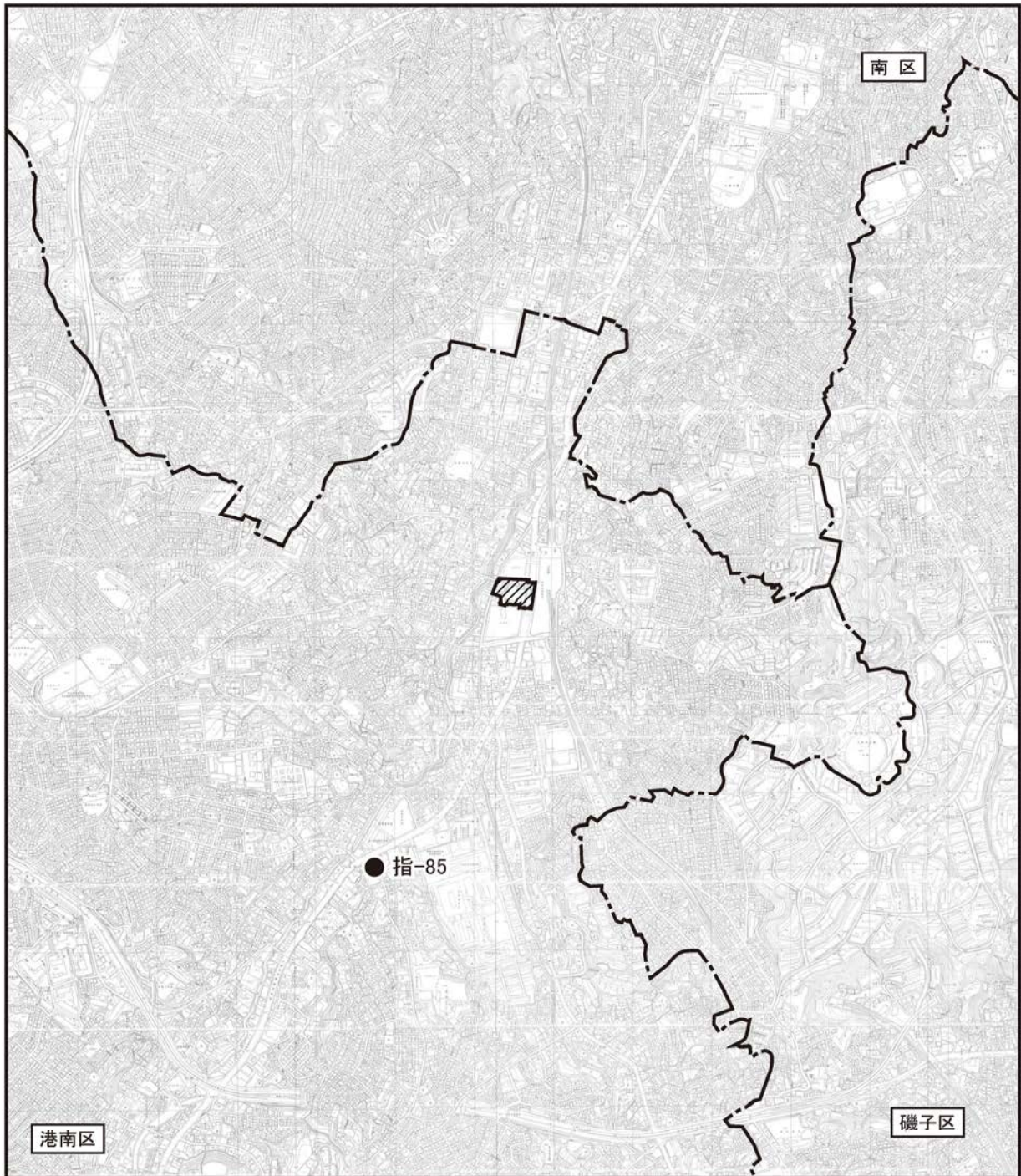
表 2.2-34 調査区域内の形質変更時要届出区域の指定概要

指定番号	所在地（地番）	指定年月日	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質
指-85	港南区 港南中央通 2,036 番 6	H26.11.14	113.5	テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン

注）表中の指定番号は、図 2.2-27 に対応します。

資料：「汚染された区域に指定された土地」

（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和4年4月調べ）



**凡例**



計画区域



形質変更時要届出区域の指定を受けている土地

--- 区界

注) 図中のNo.は、表2.2-34に対応します。

資料: 「汚染された区域に指定された土地」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和4年4月調べ)

図2.2-27 土壌汚染対策法に基づく  
汚染された土地の分布図

S=1/20,000



7)悪臭の状況

計画区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。

8)地盤沈下の状況

調査対象地域における区別地盤沈下状況は表 2.2-35、地盤沈下の経年変化は表 2.2-36(1)～(3)に示すとおりです。

調査対象地域の沈下点数は、令和 2 年度に観測が行われている水準点数 10 地点のうち 9 地点であり、その沈下量は 10mm 未満となっています。

また、調査対象地域における過去 5 年間の前年比最大変動量は-4.5～-0.1mm となっています。887

表 2.2-35 区別地盤沈下状況（令和 2 年度）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下内訳（地点）			
			10.0mm 未満	10.0～19.9mm	20.0～29.9mm	30.0mm 以上
横浜市	98	62	62	—	—	—
港南区	3	3	3	—	—	—
南区	4	3	3	—	—	—
磯子区	3	3	3	—	—	—

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

表 2.2-36(1) 港南区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準点数	沈下点数	沈下内訳（地点）					前年比最大変動量（mm）
			10.0mm 未満	10.0～19.9mm	20.0～29.9mm	30.0～39.9mm	40.0mm 以上	
平成 28 年度	3	3	3	—	—	—	—	-3.1
平成 29 年度	3	1	1	—	—	—	—	-0.8
平成 30 年度	3	3	3	—	—	—	—	-3.8
令和元年度	3	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	3	3	3	—	—	—	—	-4.1

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

表 2.2-36(2) 南区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準点数	沈下点数	沈下内訳（地点）					前年比最大変動量（mm）
			10.0mm 未満	10.0～19.9mm	20.0～29.9mm	30.0～39.9mm	40.0mm 以上	
平成 28 年度	4	4	4	—	—	—	—	-4.4
平成 29 年度	4	1	1	—	—	—	—	-0.1
平成 30 年度	4	4	4	—	—	—	—	-3.3
令和元年度	4	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	4	3	3	—	—	—	—	-1.9

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

表 2.2-36(3) 磯子区の地盤沈下の経年変化

観測基準：各年1月

整理年度	水準 点数	沈下 点数	沈下内訳（地点）					前年比 最大変動量 (mm)
			10.0mm 未満	10.0～ 19.9mm	20.0～ 29.9mm	30.0～ 39.9mm	40.0mm 以上	
平成 28 年度	7	5	5	—	—	—	—	-2.7
平成 29 年度	7	7	7	—	—	—	—	-3.5
平成 30 年度	3	3	3	—	—	—	—	-4.5
令和元年度	3	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	3	3	3	—	—	—	—	-1.1

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局統計情報課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

## 2.2.11 災害の状況

### 1)災害による被害の発生状況

調査対象地域における令和2年の災害による被害の発生状況は表2.2-37に、計画区域がある港南区の平成28年～令和2年までの災害による被害の発生状況の推移は表2.2-38に示すとおりです。

令和2年の横浜市内では、住宅被害で一部破損が1棟、その他の被害でがけ崩れが4箇所、その他の被害が2箇所発生していました。また、同年の港南区内で発生した被害は、その他の被害でがけ崩れが1件でした。

港南区では、その他の被害に区分される被害が平成30年を除き発生しています。また、平成29年及び平成30年には風水害による住宅の一部破損の被害が発生しており、令和元年には台風15号により多くの住宅で一部破損の被害が発生していました。

表 2.2-37 災害による被害の発生状況件数（令和2年）

被害分類	人的被害				住宅被害						非住宅被害						その他の被害※1						
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物				その他		文教施設(学校)	道路	港湾	がけ崩れ	水道	ガス	ブロック塀等	その他※2
			重傷者	軽傷者						全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	全壊								
	人				棟						件		件		箇所		戸		箇所				
横浜市							1																2
港南区																		4					
南区																		1					
磯子区																							

※1：調査対象地域で発生した項目のみ示しています。

※2：道路冠水で、一時的に交通機能障害となったものや、単なる土砂流出で、がけ崩れに計上されないもの、軽度の住家被害で他に該当しないもの等を示しています。

資料：「令和2年 横浜市の災害」（令和4年1月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

表 2.2-38 災害による被害の発生状況件数の推移（港南区）

集計年	人的被害				住宅被害						非住宅被害						その他の被害※1					
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物				その他		道路	がけ崩れ	ブロック塀等	その他※2			
			重傷者	軽傷者						全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	全壊					半壊	一部破損	浸水
	人				棟						件		箇所		箇所							
平成28年																			2			
平成29年				1			3								1			1	1			
平成30年				1			24				1				3							
令和元年				3		6	86	8						2	2	17	1		1	3	3	116
令和2年																			1			

※1：調査対象地域で発生した項目のみ示しています。

※2：道路冠水で、一時的に交通機能障害となったものや、単なる土砂流出で、がけ崩れに計上されないもの、軽度の住家被害で他に該当しないもの等を示しています。

資料：「平成28年～令和2年 横浜市の災害」（平成29年6月～令和4年1月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

## 2)地震マップ

横浜市では、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震が発生した場合の市内各地の揺れを予測した「地震マップ」がまとめられています。最新の地震マップは「横浜市地震被害想定調査報告書」※（平成 24 年 10 月、横浜市）で公表されており、横浜市にとって影響が大きいと想定される想定地震として、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震が選定されています。調査区域の地震マップは図 2.2-28(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域では、これら 3 種の想定地震が発生した場合、元禄型関東地震で震度 5 強～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されています。

また、計画区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で震度 5 強の揺れが想定されています。

---

※：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月、横浜市）では、内閣府中央防災会議（2005）、神奈川県地震被害想定（2009）、神奈川県津波浸水想定（2012）で検討されている各種想定地震について、震源域・種類（タイプ）からグループ化し、そのうち相模トラフ、南海トラフ、首都圏直下を震源とする以下の想定地震を対象に地震マップ（震度分布図）がまとめられています。

### <元禄型関東地震>

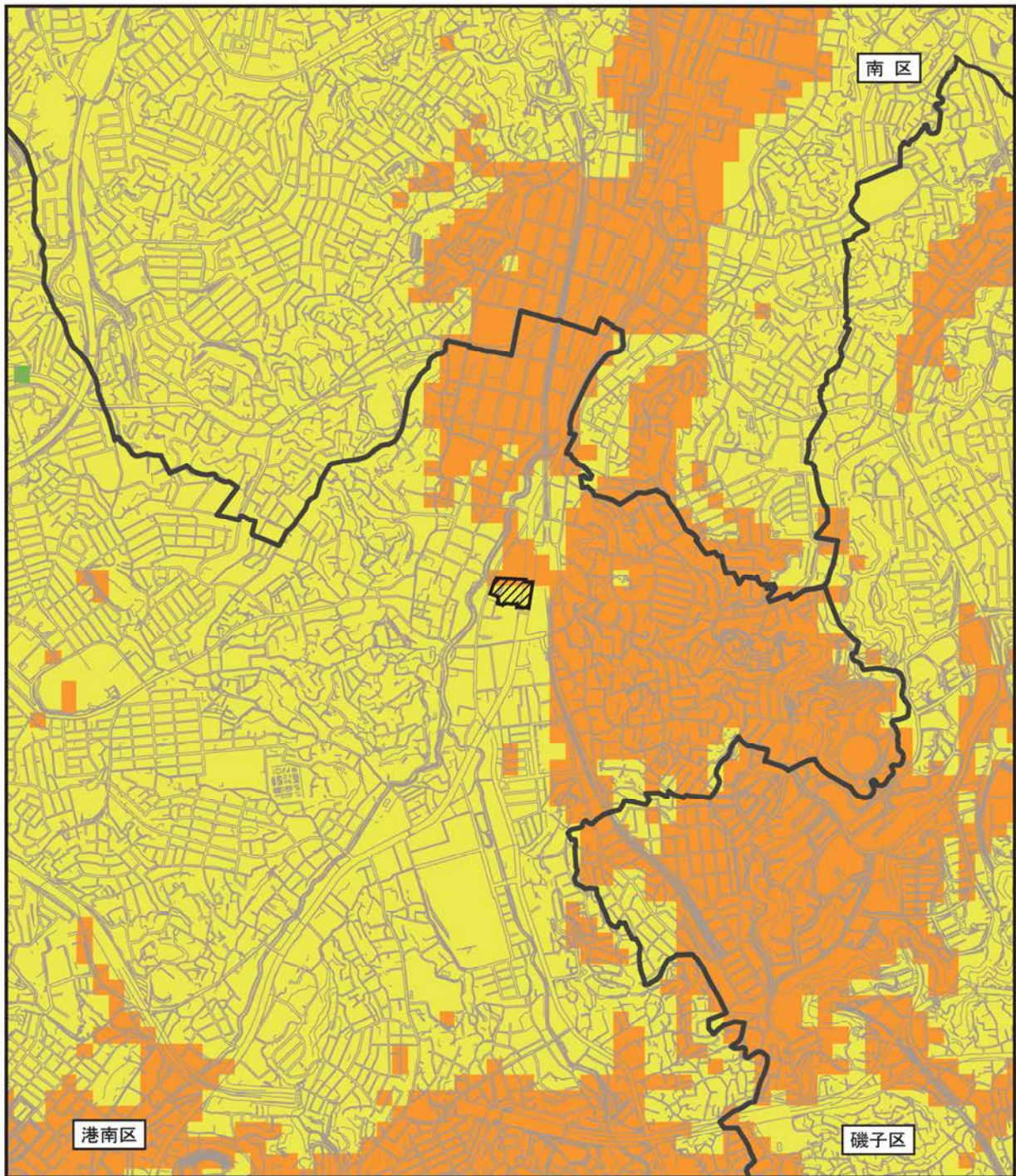
相模トラフを震源とする M8 級の想定地震です。1703 年に発生した元禄型関東地震は、房総半島沖まで連動しており、1923 年に発生した大正型関東地震よりも発生確率は低いものの、津波、強震動が大きくなると想定されています。

### <東京湾北部地震>






首都直下を震源とする M7 級の想定地震です。内閣府中央防災会議において、最も切迫し、横浜市を含めた首都圏への被害やその影響が大きい地震として検討の対象に取り上げられています。

### <南海トラフ巨大地震>

相模湾や紀伊半島付近の南海トラフを震源とする M9 級の想定地震です。内閣府中央防災会議でも東海地震を包括した最大級の地震として検討の対象とされています。



**凡 例**

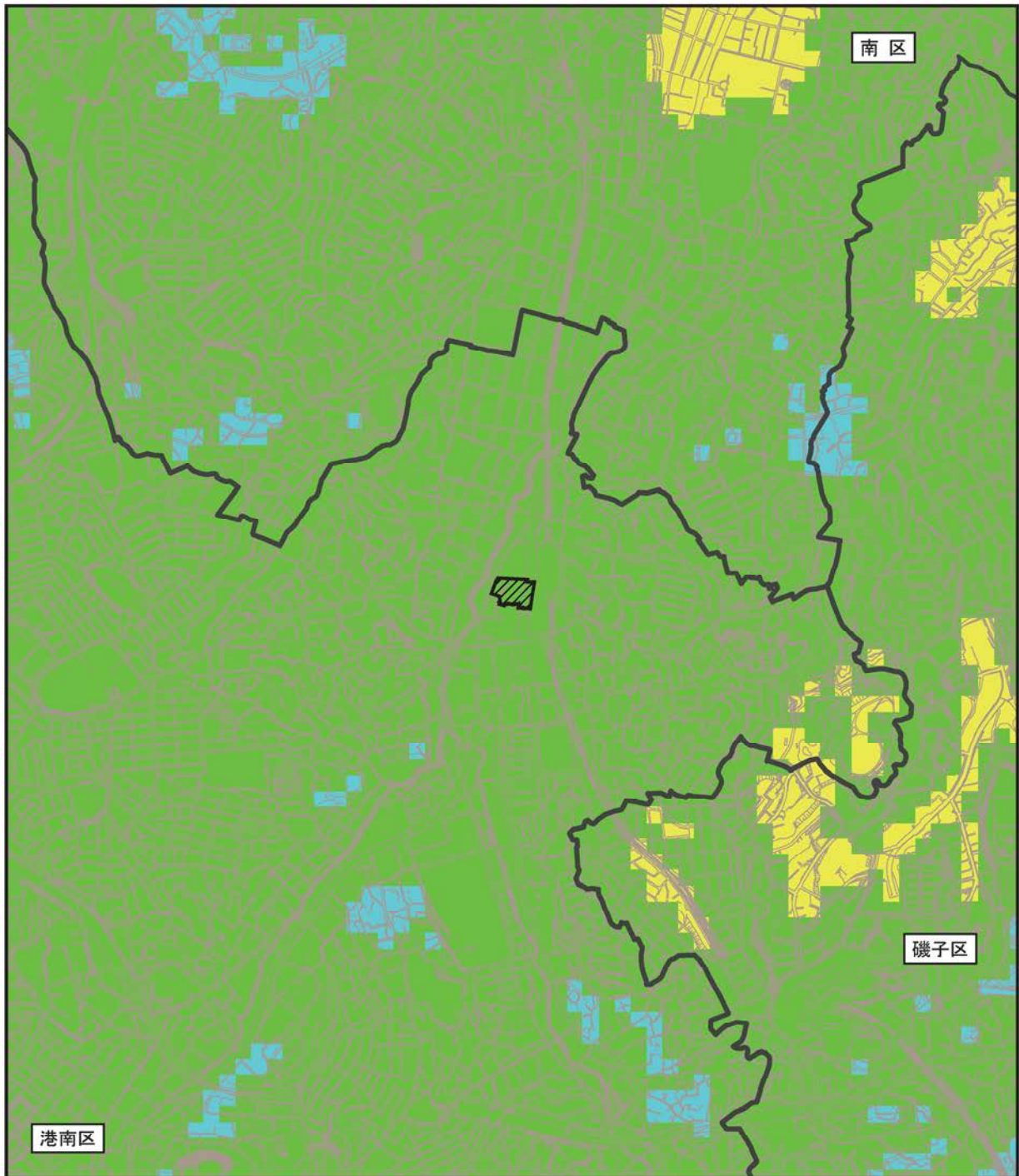
- |                                                                                          |                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  震度6強 |
|  区 界  |  震度6弱 |
|                                                                                          |  震度5強 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）




図2.2-28(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

S=1/20,000  
0 100 500m






**凡例**

- |                                                                                          |                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  震度6弱 |
|  区界   |  震度5強 |
|                                                                                          |  震度5弱 |

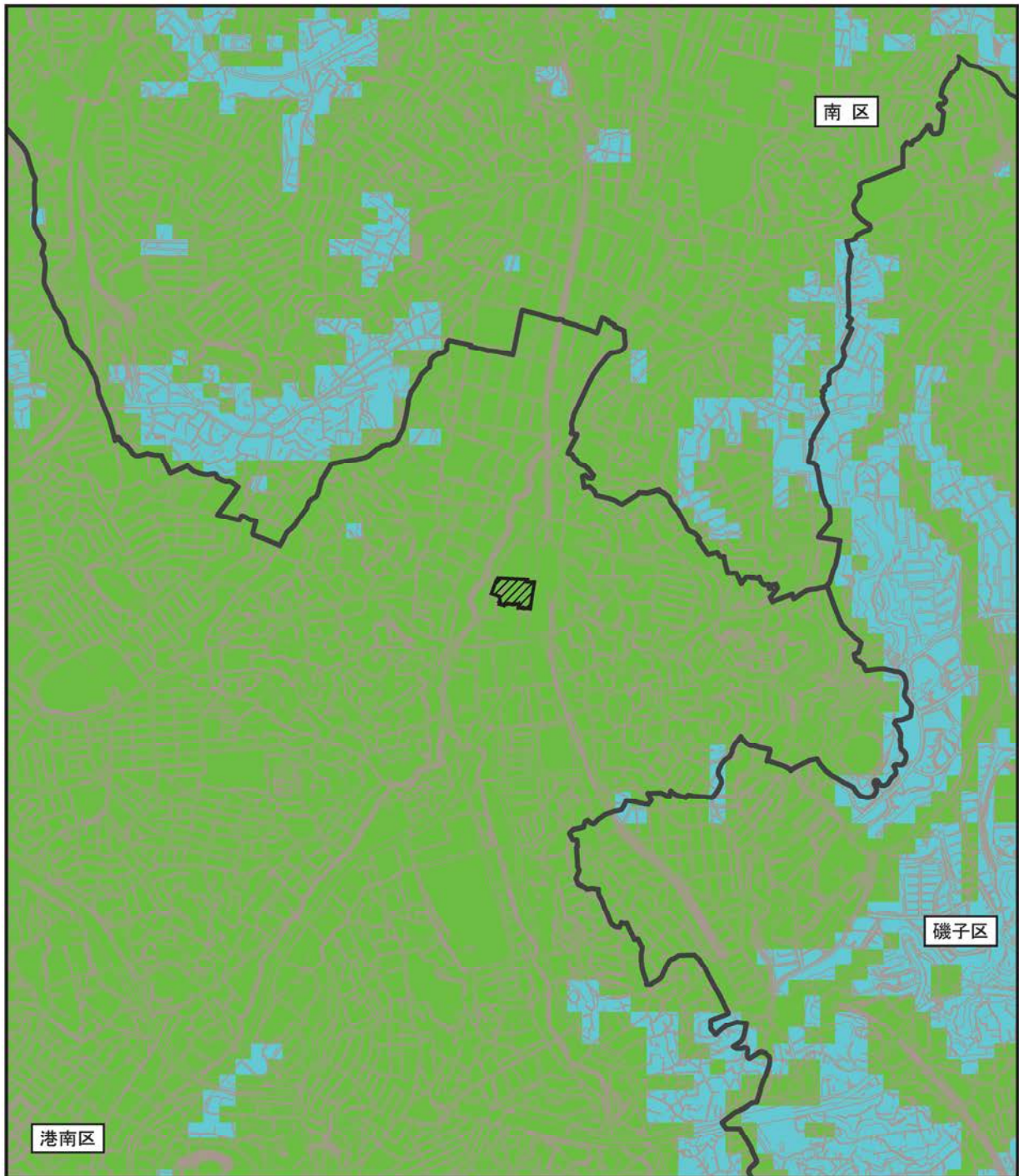
資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-28(2) 地震マップ（東京湾北部地震）

S=1/20,000  
0 100 500m





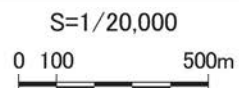



**凡例**

- |                                                                                          |                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画区域 |  震度5強 |
|  区界   |  震度5弱 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-28(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）



### 3)急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域<sup>※1</sup>は図 2.2-29 に示すとおりです。

計画区域に最も近い急傾斜地崩壊危険区域は、計画区域の東南東約 170m に存在しています。なお、計画区域に急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

### 4)土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域<sup>※2</sup>は図 2.2-30 に示すとおりです。

計画区域に最も近い土砂災害警戒区域は、計画区域の東約 140m に存在しています。なお、計画区域に土砂災害警戒区域の指定はありません。




---

※1：「急傾斜地崩壊危険区域」とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、傾斜角度が 30 度以上かつ高さが 5m 以上、ならびに急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が 5 戸以上である（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある）場合に神奈川県が指定する区域です。

※2：「土砂災害警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として神奈川県が指定する区域です。

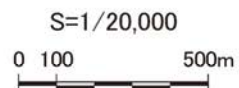


**凡例**

-  計画区域
-  区界
-  急傾斜地崩壊危険区域




資料：「港南区土砂災害ハザードマップ」（令和3年6月、横浜市）  
「南区土砂災害ハザードマップ」（平成31年4月、横浜市）  
「磯子区土砂災害ハザードマップ」（平成31年4月、横浜市）

図2.2-29 急傾斜地崩壊危険区域





凡例

-  計画区域
-  区界
-  土砂災害警戒区域

資料：「港南区土砂災害ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)  
「南区土砂災害ハザードマップ」(平成31年4月、横浜市)  
「磯子区土砂災害ハザードマップ」(平成31年4月、横浜市)

図2.2-30 土砂災害警戒区域

S=1/20,000  
0 100 500m



## 5) 浸水のおそれのある区域

調査区域における「洪水ハザードマップ<sup>※1</sup>」（令和2年1月、横浜市）は図2.2-31(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域では、計画規模の降雨（1時間で約93mm（大岡川水系の準用河川部分については1時間で約74mm））時、想定最大規模の降雨（24時間で332mm）時に、大岡川及び日野川の沿岸域の一部で3.0m未満の浸水が予想されています。計画区域は、計画規模の降雨時、想定最大規模の降雨時における「浸水のおそれのある区域」には含まれていませんが、想定最大規模の降雨時には、計画区域内の西側の一部が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」とされています。

また、調査区域における「内水ハザードマップ<sup>※2</sup>」（令和3年6月、横浜市）は図2.2-32に示すとおりです。

調査区域では、想定最大規模の降雨（1時間に最大153mm）時に大岡川の沿岸域の一部で2.0m以上の浸水が予想されています。計画区域においては、想定最大規模の降雨時に一部で最大1.0mの浸水が予想されています。また、計画区域周辺では、西約40mの場所で最大2.0mの浸水が予想されています。

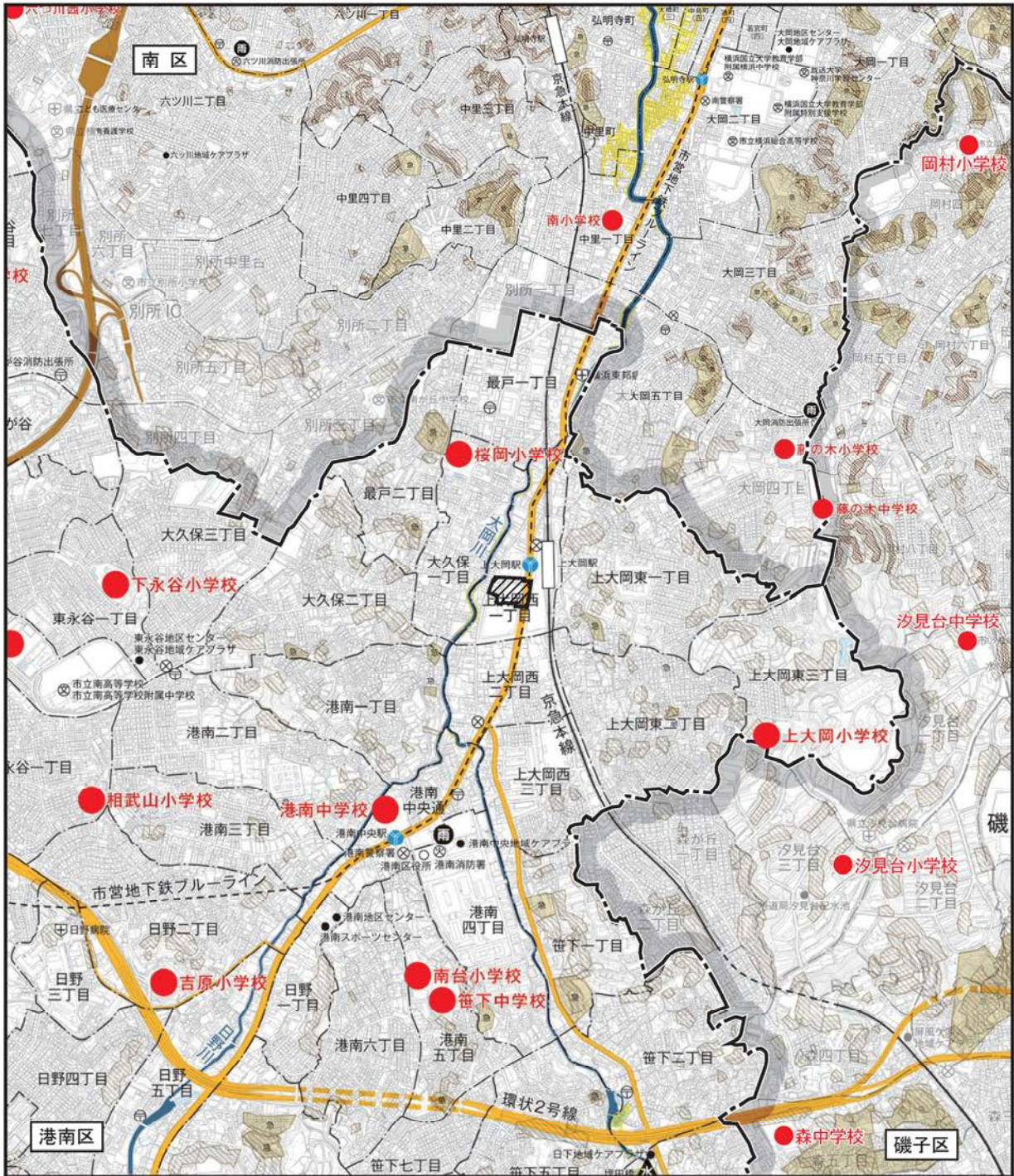
なお、「神奈川県津波浸水想定図<sup>※3</sup>」（平成27年3月、神奈川県）では、計画区域及びその周辺は浸水域として想定されていません。

---

※1：「洪水ハザードマップ」とは、主要河川の氾濫が予想される場合や実際に氾濫した場合に速やかに避難できるように作成されたものです。

※2：「内水ハザードマップ」とは、大雨時に下水道や水路等があふれた場合に想定される浸水区域と水深を整理したマップのことです。横浜市では、1999年に関東地方で観測された実績降雨を対象降雨として、1時間に153mmの降雨が発生した場合の浸水を想定しています。

※3：「神奈川県津波浸水想定図」とは、神奈川県沿岸地域における「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるように重ね合わせた図面（津波浸水想定図）です。



**凡例**

(浸水想定区域)



計画区域



区界



大岡川水系



指定緊急避難場所



0.5m以上3.0m未満



0.5m未満

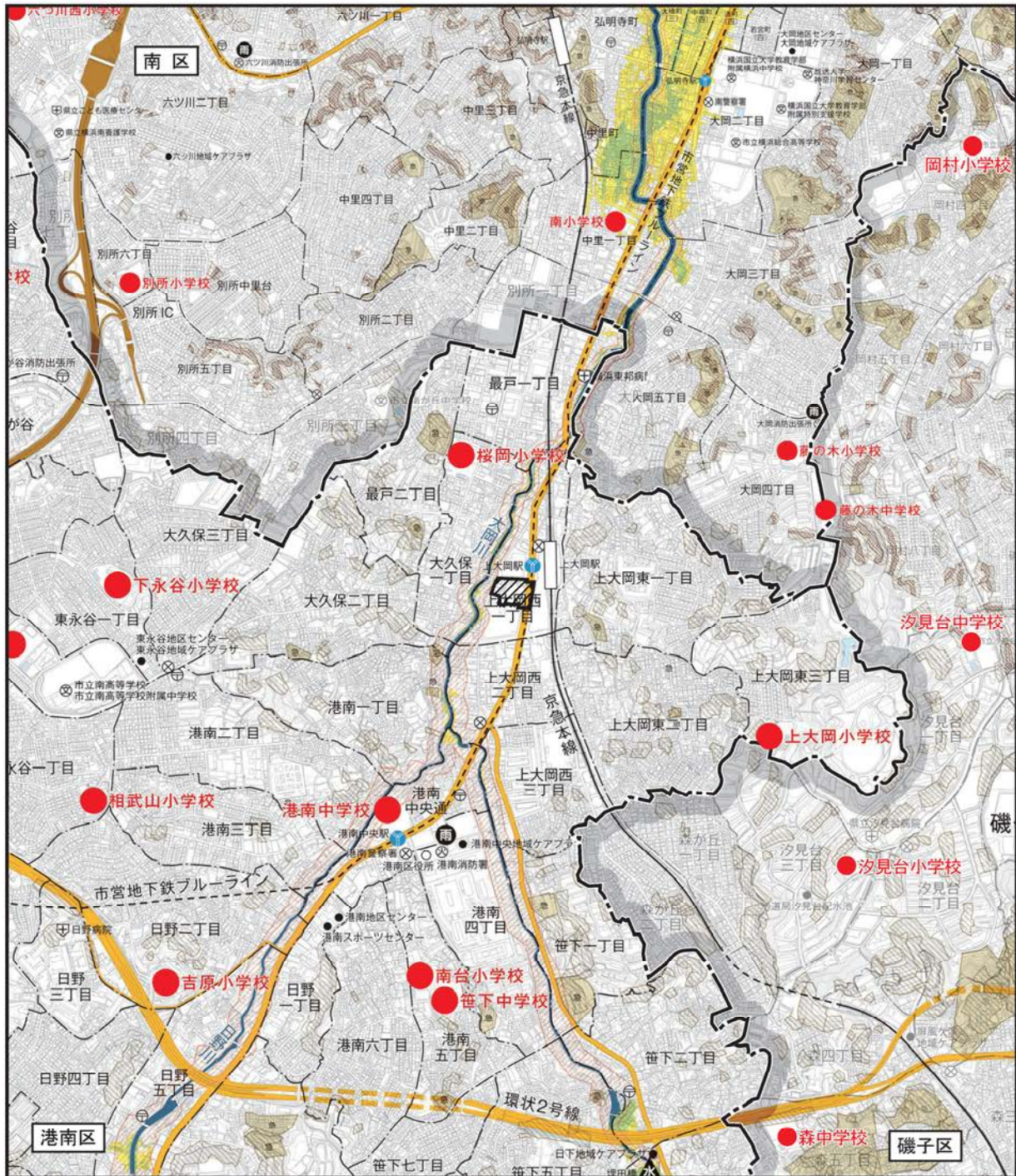
注) 計画規模の降雨(1時間で約93mm(大岡川水系の準用河川部分については1時間で約74mm))を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。

資料: 「港南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「磯子区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)








図2.2-31(1) 洪水ハザードマップ(計画規模)

S=1/20,000





**凡例**

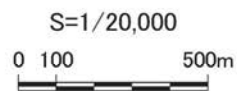
- |                                                                                     |          |                                                                                     |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|  | 計画区域     |  | 0.5m以上3.0m未満      |
|  | 区界       |  | 0.5m未満            |
|  | 大岡川水系    |  | 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) |
|  | 指定緊急避難場所 |                                                                                     |                   |

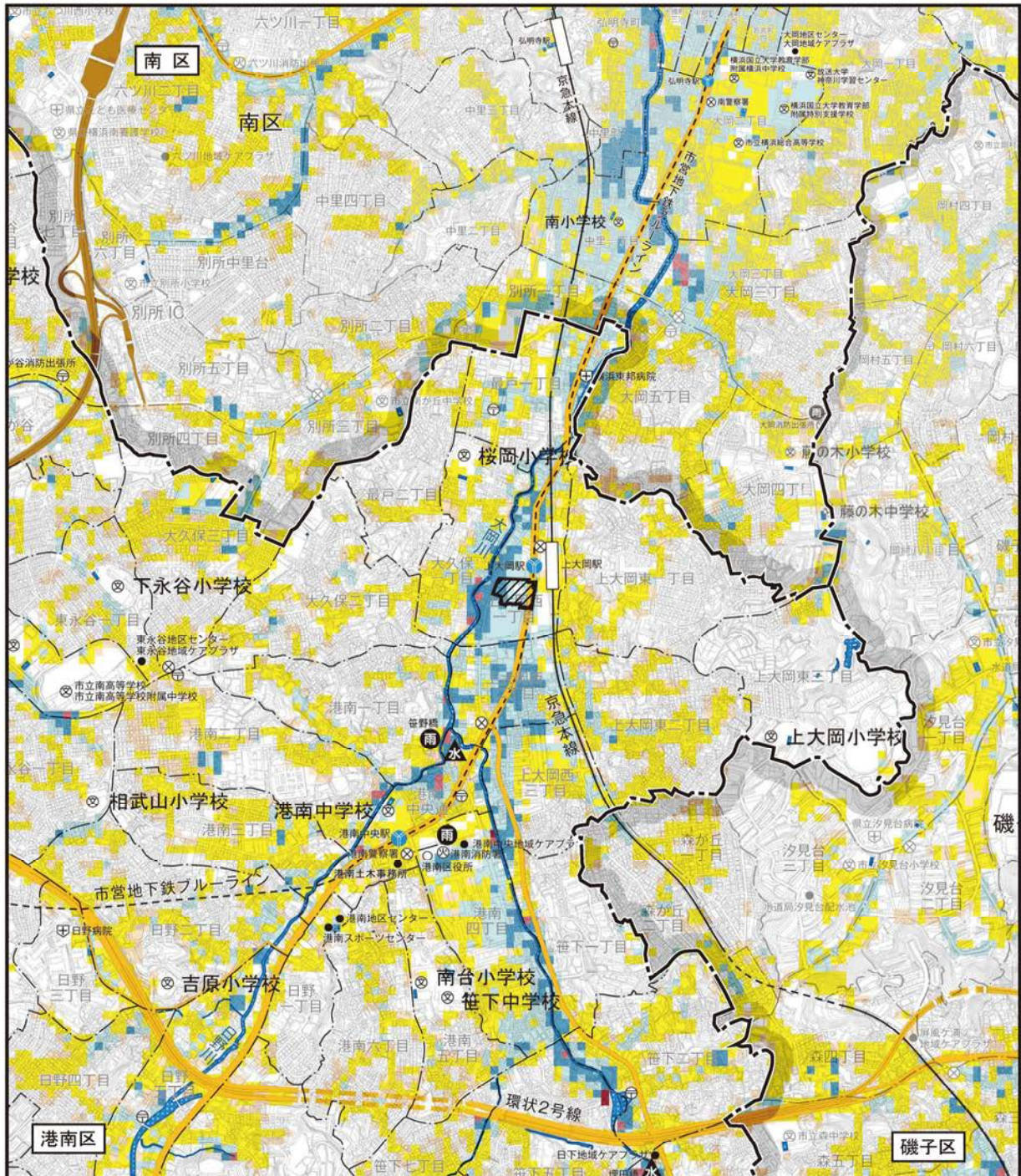
(浸水想定区域)

注) 想定し得る最大規模の降雨(24時間で332mm)を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。

資料: 「港南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「磯子区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)

図2.2-31(2) 洪水ハザードマップ(想定最大規模)





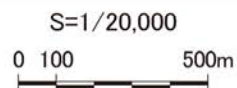
**凡例**

(浸水した場合に予想される浸水深)

	計画区域		2cm未満		50cm～1.0m
	区界		2～20cm		1.0～2.0m
	河川・遊水池		20～50cm		2.0m以上

注) 想定最大規模の降雨(1時間に最大153mm)が発生した場合の浸水を予測したものです。  
 資料: 「港南区内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)  
 「南区内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)  
 「磯子区内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)

図2.2-32 浸水の恐れのある区域(内水)





## 6)液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域※は図 2.2-33(1)～(3)に示すとおりです。

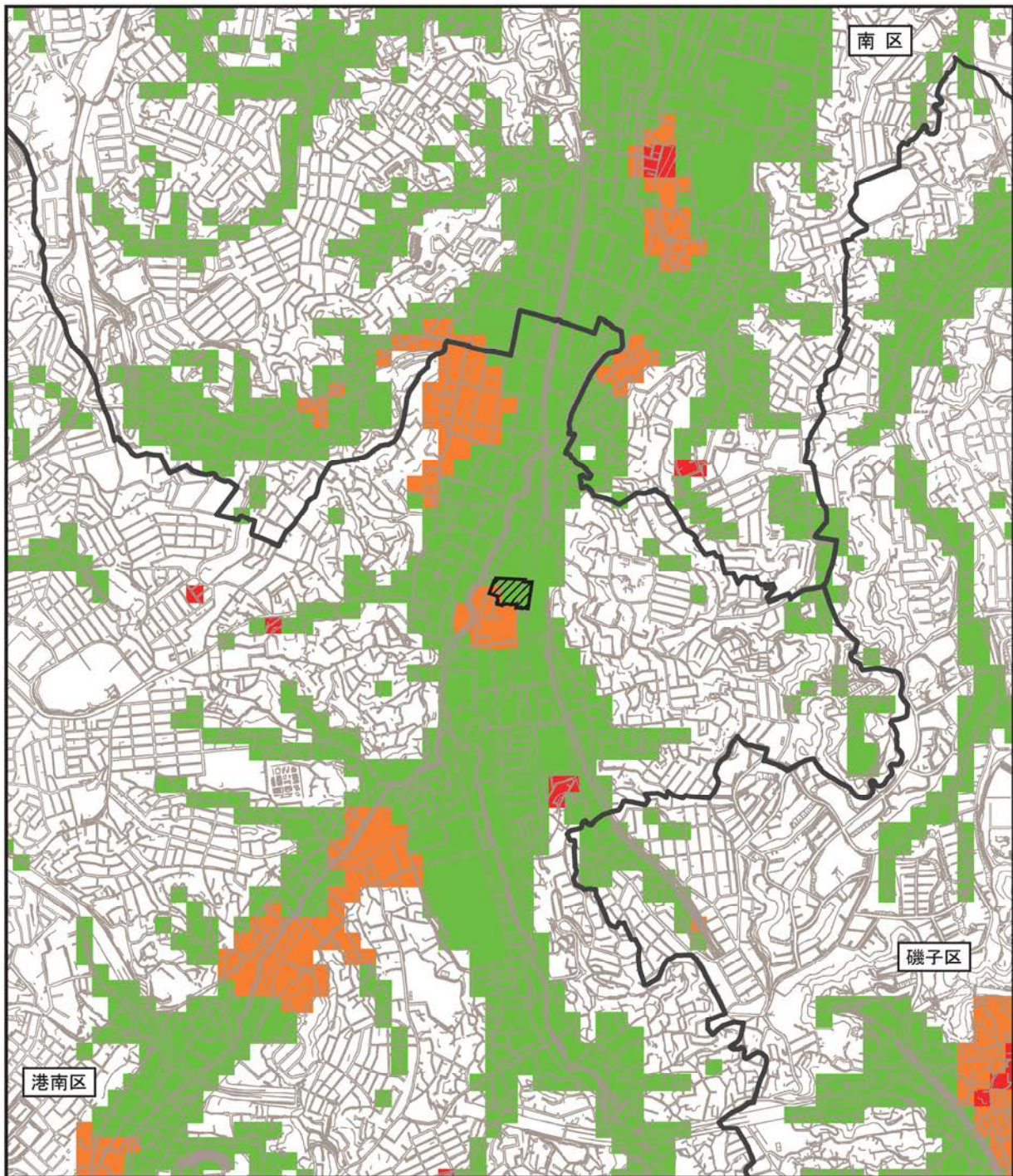
「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成 24 年 10 月、横浜市)では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を被害想定の対象とし、検討が行われています。

調査区域では、これら 3 種の想定地震が発生した場合、ほとんどが「液状化危険度はかなり低い」～「液状化危険度は低い」区域と想定されています。

計画区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」区域、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」区域と想定されています。

---

※:「液状化の可能性が高いと想定される地域」とは、その地点での液状化の危険度を示す PL 値 ( $F_L - P_L$  法 (道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編 (平成 8 年 12 月、公益社団法人日本道路協会)) による) を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。



凡例

計画区域

区界

液状化危険度が高い： $15 < PL$

液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$

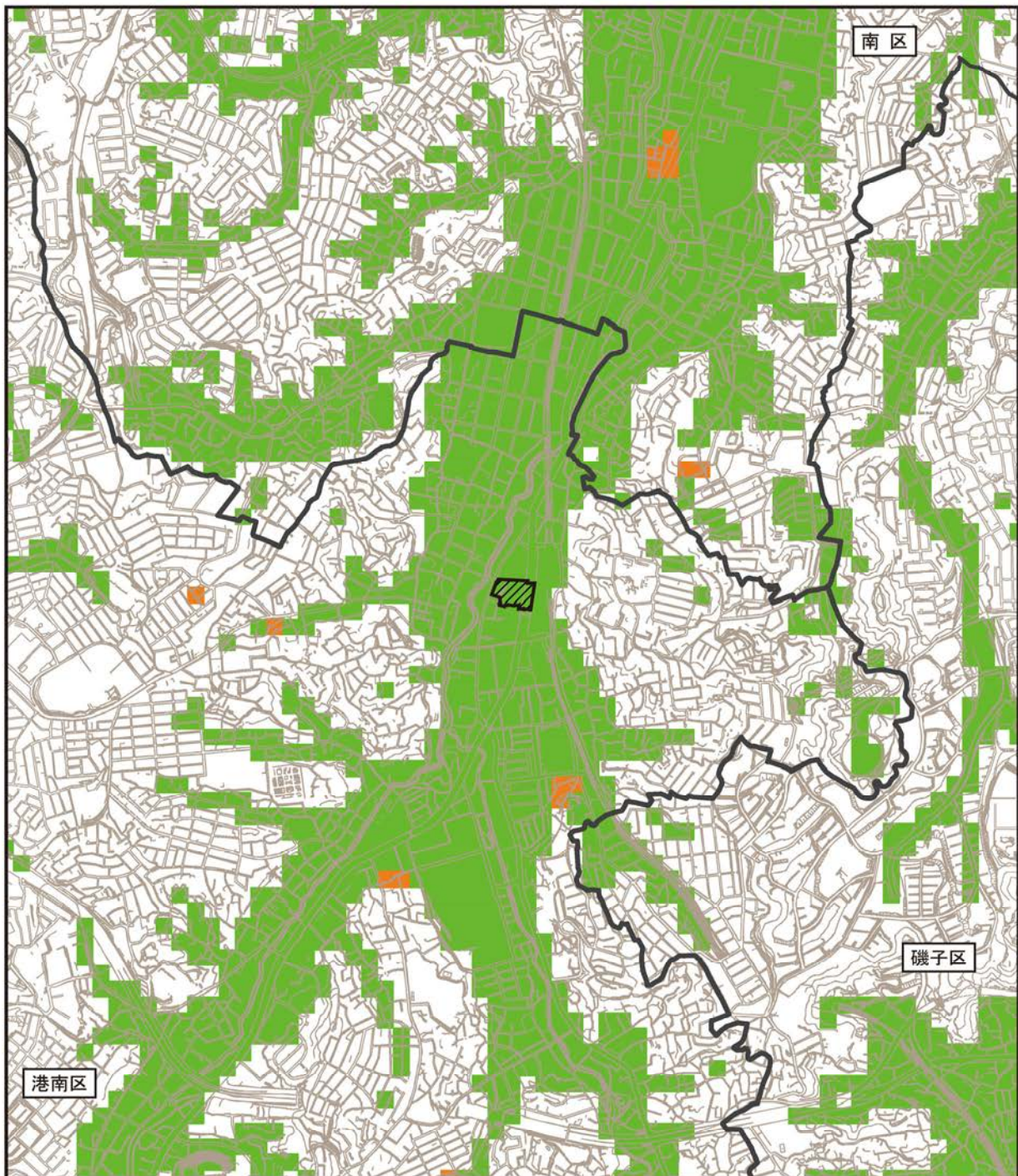
液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-33(1)  
液状化の恐れのある地域（元禄型関東地震）

S=1/20,000  
0 100 500m






凡例

 計画区域

--- 区界

 液状化する可能性がある :  $5 < PL \leq 15$

 液状化危険度は低い :  $0 < PL \leq 5$

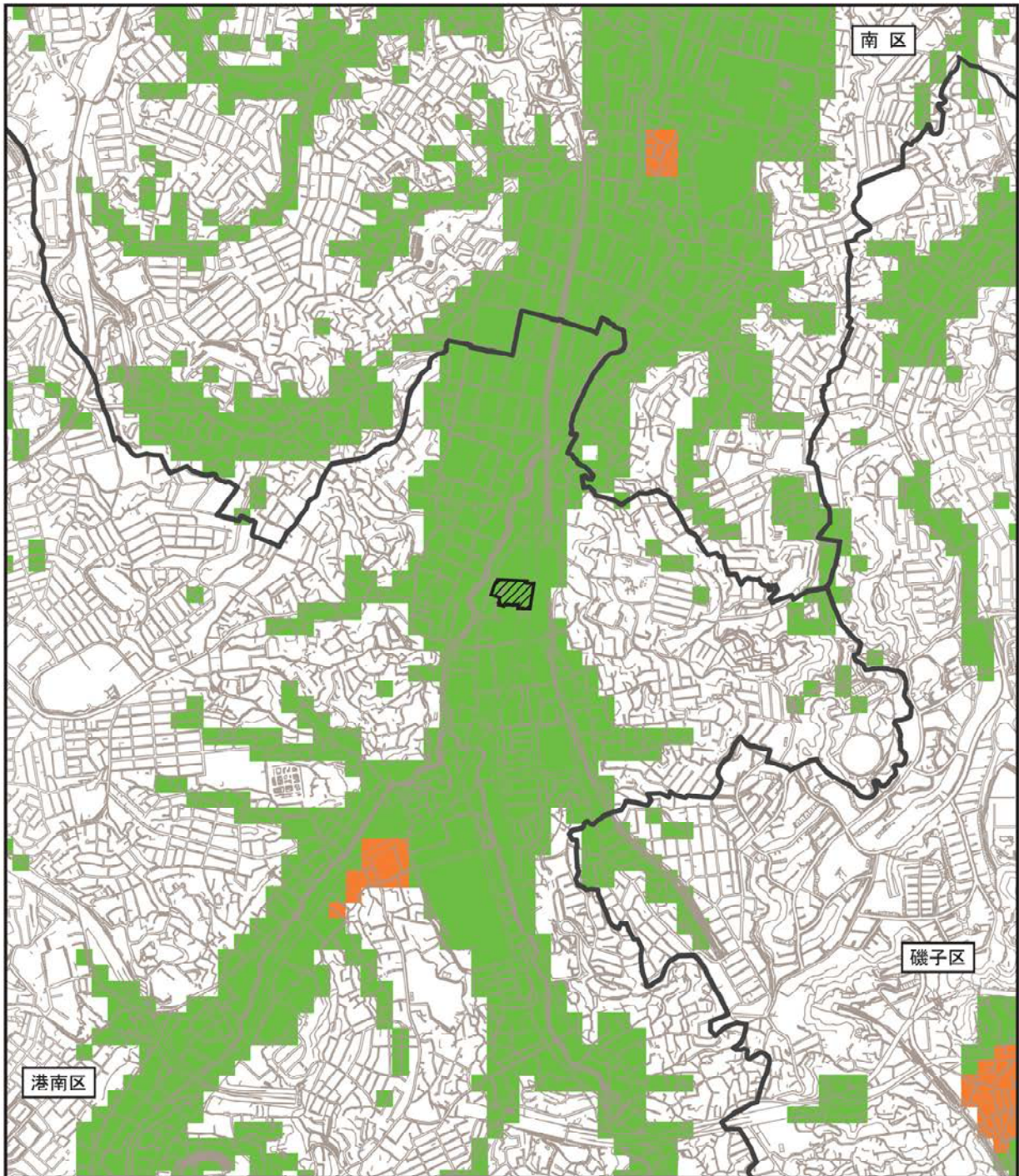
 液状化危険度はかなり低い :  $PL = 0$

資料 : 「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成24年10月、横浜市)

図2.2-33(2)  
液状化の恐れのある地域(東京湾北部地震)


S=1/20,000  
0 100 500m







凡例

 計画区域

 区界

 液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$

 液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$

 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-33(3)  
液状化の恐れのある地域（南海トラフ巨大地震）

S=1/20,000  
0 100 500m



## 2.2.12 廃棄物の状況

### 1)一般廃棄物

横浜市におけるごみと資源の総量の状況は、表 2.2-39 に示すとおりです。

横浜市では、「ヨコハマ 3R 夢プラン」に基づき、ごみと資源の総量を平成 37 年度（令和 7 年度）までに平成 21 年度比 10%以上削減することを目指しています。

令和 2 年度のごみと資源の総量は約 1,200 千トンで、基準年度である平成 21 年度（1,275 千トン）と比較して、約 75 千トンの削減（約-5.9%）となっています。

このうち、ごみの総量については約 869 千トンであり、平成 21 年度（約 930 千トン）と比較して約 60 千トンの削減（約-6.5%）、資源の総量については約 331 千トンであり、平成 21 年度（約 346 千トン）と比較して、約 15 千トン（約-4.2%）の減少となっています。

表 2.2-39 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 <sub>※1</sub>	令和 2 年度	
ごみと資源の総量		1,275,444	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,410	
処理内訳	ごみ量	焼却	922,003	882,136	877,706	867,252	886,643	866,338
		直接埋立	7,725	5,361	5,055	3,096	4,004	2,926
		計	929,728	887,498	882,761	870,348	890,647	869,264
		資源化量	345,716	333,408	324,776	324,377	329,950	331,146
焼却残さ	埋立	117,871	117,005	124,986	124,344	123,686	124,000	
	資源化	10,777	13,649	968	1,009	1,032	830	

注) 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※1：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物(2,139 トン)
- ・令和元年台風第 19 号による他都市化からの搬入ごみ(神奈川県川崎市:187 トン、宮城県丸森町:163 トン)
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物(306 トン)

資料：「令和 3 年度 事業概要」（令和 3 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課）

## 2)産業廃棄物

産業廃棄物は、減量やその他適正な処理を促進させることを目的に、一般的に広域的処理がなされます。神奈川県並びに横浜市の産業廃棄物処分別発生量の推移は、表 2.2-40(1)～(2)に示すとおりです。

令和元年度の神奈川県の排出量は約 1,808 万トンで、最終処分量は約 28 万トン、横浜市の令和元年度の排出量は約 952 万トン、最終処分量は約 17 万トンとなっています。令和元年度の発生量に対する最終処分量の割合は、平成 30 年度と比較して、神奈川県、横浜市ともに減少しています。

表 2.2-40(1) 神奈川県の産業廃棄物・処分別発生量の排出状況の推移

単位：万トン

	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量
平成 29 年度	717 (39.0%)	1,046 (56.9%)	74 (4.0%)	1,837 (100.0%)
平成 30 年度	691 (36.8%)	1,155 (61.5%)	34 (1.8%)	1,879 (100.0%)
令和元年度	691 (38.2%)	1,089 (60.2%)	28 (1.5%)	1,808 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と排出量が一致しない場合があります。

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」

(神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-40(2) 横浜市の産業廃棄物・処分別発生量の推移

単位：万トン

	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量
平成 29 年度	384 (36.1%)	658 (61.8%)	22 (2.1%)	1,064 (100.0%)
平成 30 年度	245 (23.1%)	770 (72.6%)	45 (4.2%)	1,060 (100.0%)
令和元年度	284 (29.8%)	651 (68.4%)	17 (1.8%)	952 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と排出量が一致しない場合があります。

資料：「令和 3 年度 事業概要」(令和 3 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課)

## 2.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 2.2-41(1)～(4)に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 2.2-41(1) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係		
環境関連	環境一般	環境基本法	○	
		神奈川県環境基本条例	—	
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	
		横浜市環境管理計画	○	
		生活環境保全推進ガイドライン	○	
	環境影響評価関連	環境影響評価法	—	
		神奈川県環境影響評価条例	—	
		横浜市環境影響評価条例	○	
	温暖化対策関連	地球温暖化対策の推進に関する法律	○	
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
		横浜市地球温暖化対策計画書制度	○	
		エネルギー政策基本法	○	
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—	
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○	
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○	
		バイオマス活用推進基本法	—	
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○	
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—	
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○	
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○	
		神奈川県循環型社会づくり計画	○	
		神奈川県バイオマス利活用計画	—	
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	
		横浜グリーンバレー構想	—	
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
		横浜市地域冷暖房推進指針	—	
		横浜市建築物環境配慮制度 (CASBEE 横浜)	○	
		再生可能エネルギー導入検討報告制度	○	
		廃棄物関連	循環型社会形成推進基本法	○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律		○	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		○	
食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○			
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○			
神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○			
神奈川県循環型社会づくり計画	○			
神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—			
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○			
神奈川県分別収集促進計画	○			
アスベスト除去工事に関する指導指針	○			
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○			
横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○			
第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○			
横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○			

(令和4年4月調べ)

表 2.2-41(2) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
環境 関連	公害全般	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）	○
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	—
		下水道法	○
		神奈川県洗剤対策推進方針	—
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	○
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
	日照阻害	建築基準法	○
		横浜市建築基準条例	○
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
		横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	—
	景観	景観法	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		神奈川県景観条例	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市景観計画	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
横浜市景観ビジョン	○		
文化財	文化財保護法	—	
	神奈川県文化財保護条例	—	
	横浜市文化財保護条例	—	

(令和4年4月調べ)



表 2.2-41(3) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
まちづくり	都市計画	都市計画法	—
		土地区画整理法	—
		大規模小売店舗立地法	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		横浜国際港都建設計画都市再開発の方針*	○
		都市再生緊急整備地域 地域整備方針*	○
		横浜市都市計画マスタープラン 港南区プラン*	○
		上大岡駅周辺地区街づくり協議指針*	○
		「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	—
		交通計画	横浜都市交通計画
駐車場・駐輪場	横浜市駐車場条例	○	
	横浜市自転車活用推進計画	○	
	横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例	○	
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	○	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
		エコツーリズム推進法	—
		自然環境保全条例（神奈川県）	—
		かながわ生物多様性計画	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
		緑化地域制度	—
		横浜自然観察の森条例	—
		横浜つながりの森構想	—
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
都市公園法		—	
神奈川県立自然公園条例		—	
神奈川県都市公園条例		—	
	横浜市公園条例	—	
自然環境保全地域	自然環境保全法	—	
風致地区	風致地区条例（神奈川県）	—	
	横浜市風致地区条例	—	
特別緑地保全地区	都市緑地法	—	
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—	
緑化	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○	
	横浜市緑化地域に関する条例	—	
生産緑地地区	生産緑地法	—	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	—	
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	

※：詳細は、資料編「1. 上位計画関連」（p.資-1～12 参照）に示すとおりです。

（令和4年4月調べ）

表 2.2-41(4) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係	
災害防止	保安林	森林法	—	
	砂防指定地	砂防法	—	
	海岸保全地域	海岸法	—	
	港湾区域	港湾法	—	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—	
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—	
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—	
	河川保全区域	河川法	—	
	航空障害	航空法	—	
	防火・危険物等の取り扱い	消防法		○
		横浜市火災予防条例		○
		化学物質の適正な管理に関する指針		—
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律			—	
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		○	
	光害対策ガイドライン		○	
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律		○	
	工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン		○	
	よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン		○	
	上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想		○	

(令和4年4月調べ)

## 2.3 調査対象地域等の地域特性

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 2.3-1(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域の地形は主に丘陵地及び台地面ですが、調査区域には、南側から北側へ大岡川及び日野川が流れており、これら大岡川水系沿岸域には谷底低地が広がっています。計画区域は、大岡川の沿岸域の谷底低地に位置しており、計画区域内には、層厚 5～20m 程度の軟弱地盤が存在するとされています。

また、調査区域では、計画区域の東約 1km にある久良岐公園等、一部に樹林地が残っていますが、計画区域及びその周辺は、市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地（植生区分）はありません。そのため、計画区域及びその周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心と考えられます。また、大岡川が近いことから、水辺を利用する種の生息も考えられます。

主な道路網としては、計画区域内の東側を、南北方向に鎌倉街道が通っています。調査区域の用途地域は、主に住居系の用途が指定されていますが、道路沿いは市街化が進み、商業系の用途が指定されており、鎌倉街道の沿道に位置する計画区域は商業地域に指定されています。

また、調査区域における旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線であり、この 2 路線の駅である上大岡駅が計画区域の最寄り駅です。なお、上大岡駅の令和 2 年度における乗降者人員（1 日平均）は、両路線あわせて 16 万人を超えています。

上大岡駅周辺は、「マスタープラン」によると、『交通基盤の整備が早くから整い、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能の集積が進んでおり、また横浜市の交通ネットワークの主要な拠点としての広域的な拠点性と地域生活の拠点性の両面を持ち、港南区の中心となっています。』とされています。また、上大岡駅のバスターミナルは、『横浜市南部地域で最大規模であり、上大岡駅周辺では、1 日当たり 1,000 本を超えるバスが発着しています』とされています。

表 2.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜地方気象台（横浜市中区山手町）における令和3年の年平均気温は17.0℃、年平均相対湿度68%、年平均風速3.5m/s、最多風向は北、年間降水総量2,056.5mmとなっています。</li> </ul>
地形、地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域は、人工地形分類では盛土地、自然地形分類では谷底低地に分類されます。</li> <li>計画区域の位置する場所の表層地質は、未固結堆積物となっています。</li> <li>計画区域の位置する場所の土壌は、人工改変地土であり、層厚5~20m程度の軟弱地盤が存在するとされています。</li> </ul>
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の南側から北側へ二級河川の大岡川が流れており、大岡川には日野川が流入しています。</li> </ul>
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域は、ほとんどが市街地及び緑の多い住宅地ですが、計画区域の東約1kmに位置する久良岐公園等、一部に樹林地（植生区分）が残っています。</li> <li>計画区域及びその周辺は市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地（植生区分）はありません。</li> <li>計画区域及びその周辺に森林法に基づく保安林等の重要な樹林はありません。</li> <li>調査区域の潜在自然植生としては、開放水域を除き、概ね常緑樹林が成立するとされています。</li> <li>計画区域及びその周辺の潜在自然植生は、主にイノデ・タブ群集・典型亜群集が成立するとされています。</li> <li>調査区域には、特定植物群落が2箇所、巨樹・巨木林が2本、名木古木が9本、天然記念物が2箇所存在しています。</li> <li>調査区域には、地域森林計画対象民有林が計画区域の東約1kmに分布しています。</li> <li>計画区域の東約1kmに位置する久良岐公園の植生は、代償植生（森林）のオニシバリ・コナラ群集が最も多くを占めています。また、久良岐公園における植物調査では、シダ植物が11科26種、裸子植物が5科8種、離弁花が63科218種、合弁花が25科111種、単子葉植物が15科115種確認されており、そのうちレッドリスト等掲載種は9種でした。</li> <li>調査区域では、港南区と磯子区にまたがる久良岐公園が鳥獣保護区に指定されています。</li> <li>久良岐公園における動物調査では、哺乳類が4目5科5種、鳥類が12目28科45種、両生類が1目3科3種、爬虫類が2目6科10種、昆虫類が18目154科641種確認されており、そのうちレッドリスト等掲載種は哺乳類で0種、鳥類で12種、両生類で1種、爬虫類で5種、昆虫類で19種でした。</li> <li>計画区域及びその周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心と考えられます。また、計画区域の西約20mには、南側から北側へ大岡川が流れているため、水辺を利用する動物も生息していると考えられます。</li> <li>計画区域に最も近い生産緑地地区は、計画区域の西約360mに存在しています。</li> <li>調査区域内に農地はありますが、計画区域及びその周辺に農地はありません。</li> </ul>
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年の計画区域がある港南区の人口は約21万人、一世帯あたりの人員は2.23人、人口密度は10,800人/km<sup>2</sup>となっています。平成30年~令和4年の人口等の推移を見ると、人口は概ね横ばい傾向にあり、世帯数は増加の傾向がみられます。</li> <li>計画区域がある港南区において、事業所数及び従業者数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域がある港南区は、総面積の約19.9km<sup>2</sup>ほぼ全てが市街化区域となっており、用途地域は住居系が約17.6km<sup>2</sup>、商業系が約0.6km<sup>2</sup>、工業系が約0.7km<sup>2</sup>となっています。</li> <li>調査区域では主に住居系の用途が指定されています。</li> <li>計画区域周辺は商業地域、近隣商業地域、第1種住居地域、計画区域は商業地域に指定されています。</li> </ul>

表 2.3-1(2) 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
交通、運輸の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域周辺の主な道路網としては、計画区域内の東側を、南北方向に鎌倉街道が通っています。また、計画区域の西側は旧鎌倉街道に接しており、旧鎌倉街道は計画区域の北側及び南側において鎌倉街道と合流しています。</li> <li>計画区域周辺では、横浜市営バスのほか、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、江ノ電バスが運行しています。</li> <li>計画区域周辺を走行する旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線です。計画区域の一部は、横浜市営地下鉄上大岡駅の地上部に位置しています。</li> <li>調査区域に位置している鉄道駅の乗降車人員は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけては、各線・各駅ともに増加傾向にありましたが、令和元年度に一部の駅でわずかながら減少し、令和 2 年度には全ての駅で大幅に減少しています。</li> </ul>
公共施設等の状況		<p>計画区域周辺の主な公共施設等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関等は、B 地区にあるカミオの中に上大岡ゆう保育園、計画区域の西南西約 80m につばさ保育園があります。また、計画区域が指定されている通学区域は、小学校は市立桜岡小学校、中学校は市立港南中学校です。</li> <li>主な医療機関は、計画区域の北北東約 650m に横浜東邦病院、南西約 900m に横浜じんせい病院があります。</li> <li>主な官公庁、郵便局は、計画区域の北約 20m に横浜上大岡郵便局、南南東約 60m に上大岡駅前郵便局があります。また、横浜市営地下鉄上大岡駅の構内に上大岡行政サービスコーナーがあります。</li> <li>主な福祉施設等は、計画区域の南南東約 70m にラポート上大岡、北北西約 110m に医心館 上大岡、南西約 150m に横浜上大岡就労支援センターがあります。</li> <li>主な公園・緑地等は、計画区域の西約 200m に大久保公園、東約 200m に上大岡東一丁目公園等が分布しています。また、西南西約 710m に港南一丁目特別緑地保全地区が分布しています。</li> </ul>
文化財等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域に最も近い指定・登録文化財は、計画区域の南約 570m にある岡本橋記念碑です。</li> <li>計画区域周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡の分布状況としては、計画区域の東約 300m に大塚古墳（前方後円墳）がありましたが、現在では破壊されています。</li> </ul>
公害等の状況	大気汚染	<p>計画区域周辺に位置する一般環境大気測定局（磯子区総合庁舎）及び自動車排出ガス測定局（港南中学校）の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類の各対象物質に対する平成 28 年度～令和 2 年度までの期間の環境基準の適合状況は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素、浮遊粒子状物質は上記 2 局、微小粒子状物質は一般環境大気測定局 1 局で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。</li> <li>二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類（毎年の測定ではありません。）は一般環境大気測定局の 1 局で測定されており、二酸化硫黄とダイオキシン類は測定されているすべての年度で環境基準に適合、光化学オキシダントはすべての年度で環境基準に適合していませんでした。なお、光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準に適合している測定局が極めて少ない状況です。</li> </ul>
	水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の南側から北側へ流れる大岡川の清水橋で水質調査が行われており、平成 28 年度～令和 2 年度の期間において、大腸菌群数を除くすべての項目が環境基準に適合しています。</li> <li>調査区域内では、横浜市により地下水の水質調査が行われています。平成 28 年度～令和 2 年度における調査結果としては、平成 28 年度の概況調査（メッシュ調査）において鉛が、平成 28 年度～令和 2 年度の継続調査において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、環境基準値を超過していました。</li> </ul>

表 2.3-1(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="300 280 416 636">騒音・振動</li> <li data-bbox="300 636 416 714">土壌汚染</li> <li data-bbox="300 714 416 757">悪臭</li> <li data-bbox="300 757 416 869">地盤沈下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境騒音は、H27 年度に調査区域内の 4 地点で測定されており、1 地点（南区大岡二丁目）では夜間に環境基準を超過していましたが、その他の地点では昼夜ともに環境基準を満たしていました。</li> <li>・道路交通騒音は、計画区域に最も近い測定地点である鎌倉街道沿道において、昼間 70dB、夜間 67dB であり、夜間の環境基準を超過していました。</li> <li>・計画区域周辺の騒音の主な発生源は、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行音や京浜急行線の鉄道走行音、大規模商業施設の稼働音等があげられます。</li> <li>・調査区域内には、横浜市による道路交通振動の測定点はありません。</li> <li>・計画区域周辺の振動の主な発生源は、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行による影響があげられます。</li> <li>・調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。なお、計画区域内での指定はありません。</li> <li>・計画区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。</li> <li>・計画区域周辺において、令和元年度に観測が行われた水準点 10 地点のうち 9 地点で地盤沈下が観測されており、その沈下量は 10mm 未満となっています。</li> </ul>
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市では、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震が発生した場合の市内各地の揺れを予測した「地震マップ」がまとめられています。計画区域では、想定地震が発生した場合、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で震度 5 強の揺れが想定されています。</li> <li>・計画区域に最も近い急傾斜地崩壊危険区域は計画区域の東南東約 170m に、計画区域に最も近い土砂災害警戒区域は、計画区域の東約 140m に存在しています。なお、計画区域には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域の指定はありません。</li> <li>・「洪水ハザードマップ」によると、計画区域は、計画規模の降雨（1 時間で約 93 mm（大岡川水系の準用河川部分については 1 時間で約 74 mm））時、想定最大規模の降雨（24 時間で 332mm）時における「浸水のおそれのある区域」には含まれていませんが、想定最大規模の降雨時においては、計画区域内の西側の一部が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」とされています。</li> <li>・「内水ハザードマップ」によると、想定される降雨時（1 時間に最大 153mm）に、計画区域の一部で最大 1.0m の浸水が予想されています。また、計画区域周辺では、西約 40m の場所で最大 2.0m の浸水が予想されています。</li> <li>・「神奈川県津波浸水想定図」では、計画区域及びその周辺は浸水域として想定されていません。</li> <li>・計画区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」区域、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」区域と想定されています。</li> </ul>
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物について、令和 2 年度のごみと資源の総量は約 1,200 千トンで、基準年度である平成 21 年度（1,275 千トン）と比較して、約 75 千トンの削減（約-5.9%）となっています。</li> <li>・産業廃棄物について、令和元年度の神奈川県の排出量は約 1,808 万トンで、最終処分量は約 28 万トン、横浜市の令和元年度の排出量は約 952 万トン、最終処分量は約 17 万トンとなっています。令和元年度の発生量に対する最終処分量の割合は、平成 30 年度と比較して、神奈川県、横浜市ともに減少しています。</li> </ul>
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業と関連のある適用法令等としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令等、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」等の個別の法令等が該当します。</li> </ul>

### 第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容





### 第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（以下、配慮指針）の「別記 事業別の配慮事項 8 高層建築物の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性や地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した項目について、本事業で検討した計画段階配慮の内容を表3-1(1)～(8)の右欄に記載しました。

表3-1(1) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。	<p>○</p> <p>計画区域が属する横浜上大岡駅西地域は、横浜市営地下鉄、京浜急行線及びバス路線等の集中する交通ターミナルとして形成されており、交通拠点として道路・鉄道施設を改良するとともに、安全で快適な市街地環境を再整備し、併せて商業・業務・文化等の都市機能の強化が求められています。</p> <p>これを踏まえ、本事業では、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業機能を中心とした高度利用及び住宅供給による土地の有効利用を図るとともに、上大岡駅周辺の利便性の向上を図った横浜市が掲げるコンパクトな市街地の形成に寄与します。</li> <li>・ 計画建築物は、低層部を低く抑えるほか、高層部を隣接する既存高層建築物と可能な限り離隔を取り、圧迫感の低減及び風害（吹き降ろし）の抑制を図ります。</li> <li>・ 「上大岡駅周辺地区街づくり協議指針」に基づき、横浜市南部地域の拠点にふさわしい街づくりを進めるため、建物づくりにあたって、共同建築の推進、歩行者空間の確保と壁面後退、用途の適正化、デザイン等、地元の地域団体と事前の協議を行います。</li> <li>・ 上大岡駅前の賑わいと利便性及び快適性に配慮した歩行者空間を確保するため、計画区域の東側、北側及び西側の道路沿いでは、歩道の道路拡幅を行うとともに、敷地内に空地を設けます。また、計画区域の南東側の歩道橋へと繋がるリスト館2階の歩行者通路と連結する歩行者デッキを設け、駅前の歩行者の回遊空間を確保する計画です。</li> <li>・ エスカレーターやエレベーターを適宜配置して、バリアフリー化を図るほか、パサージュ上大岡については、地域貢献として路面のフラット化を図る等、市民が安心して暮らせるよう福祉に配慮した人に優しいまちづくりを進める計画です。</li> </ul>

表 3-1(2) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>基本的な配慮事項</p>	<p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p>計画区域にはまとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等はありません。</p> <p>横浜市では、「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」において『地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高める』等の目標を掲げています。また、「横浜市環境管理計画」においては、横浜が目指す将来の環境の姿として『郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち』を掲げています。</p> <p>これらを踏まえ、本事業では、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の緑化にあたっては、可能な限り市民の目に触れる場所での緑化や生物多様性に配慮した樹種の選定等、緑を活用した潤いある空間の創出を図ります。</li> <li>・ 計画区域の西側の旧鎌倉街道沿いの空地には、C南地区の空地の並木と連続性のある樹木を植栽した歩行者空間を形成する計画です。</li> <li>・ 計画建築物低層部は、東側と西側に屋上緑化を設け、樹木の大きさや樹種をバランスよく配置する計画です。さらに北側の屋上庭園にも樹木植栽を行うことにより、居住者や施設利用者に潤いある空間を提供します。</li> </ul> <p>横浜市では、温暖化対策(緩和策・適応策)・エネルギー施策のさらなる強化を図るため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」が定められており、持続可能なまちづくりの基本方針における対策・施策として、「建築物の省エネ化」や「省エネ設備・機器の導入」、「交通まちづくり」などがあげられています。</p> <p>これらを踏まえ、本事業では、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築環境総合性能評価システム (CASBEE) において、Aランク以上の認証取得を目指します。</li> <li>・ 計画建築物高層部の共同住宅共有部や低層部の店舗については、高性能な省エネルギー機器の導入を検討します。</li> <li>・ 上大岡駅周辺にふさわしい利便性と歩行者に安全で快適な歩行者空間を提供して駅周辺のシームレス化に寄与する計画です。</li> <li>・ 自転車駐車場は、「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」及び「大規模小売店舗立地法」に基づく横浜市の基準を満たす必要台数以上を確保して利便性の向上による自転車活用の推進と地域課題の放置自転車対策に寄与する計画です。</li> </ul>

表 3-1(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、歩行者の状況など現況の把握を行いました。また、併せて、環境影響評価手続きが行われたC南地区の準備書等の内容について情報収集を行いました。
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<p>工事計画の策定にあたっては、ボーリング調査を実施して地盤状況をしっかり把握した上で、設計上の適切な対策や安全な工法、工程等を検討します。</p> <p>また、工事の実施にあたっては、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、仮囲いを設置します。また、車両出入口には交通誘導員を配置し、工事用車両通行時の歩行者及び一般車両の安全を確保します。</li> <li>・ 車両出入口は市立桜岡小学校の通学路上に位置するため、今後、市立桜岡小学校と協議を行い、必要な対策を講じます。</li> <li>・ 横浜市営地下鉄については、横浜市交通局の担当部署と各種協議を実施して駅利用者や地下鉄運行に配慮した工事を行います。</li> <li>・ 解体工事着工前の調査によりアスベストを含有する建築材料が確認された場合には、届出の上、事前に周知し、飛散防止を行うなどの適切な措置を講じます。また、アスベストの廃棄にあたっては、法令、行政指導等に基づき適切に対応します。</li> </ul> <p>その他、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」を参考に歩行者のバリアフリーの推進に努めます。</p> <p>また、市民への情報提供については、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき、標識の設置や、近隣住民への説明会等を実施する予定です。</p> <p>なお、止むを得ず夜間工事が発生する場合は、仮囲いに設置する週間工事予定に記載し、必要に応じチラシ配布を行い近隣住民の方へお知らせします。</p>
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<p>緑化及び環境関連の法令、条例、指針等に従い環境の創造や環境負荷低減に資する計画とします。</p> <p>建築物の長寿命化、地上部や計画建築物低層部の緑化、高性能な省エネルギー機器の導入検討等の様々な環境配慮事項に取り組み、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)において、Aランク以上の認証取得を目指します。</p>

表 3-1(4) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
<p>本事業に係る配慮事項</p>	<p>(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。</p>	○	<p>現在、計画区域には保全の対象となるグリーンインフラはありません。</p> <p>本事業の緑化にあたっては、可能な限り市民の目に触れる場所での緑化や生物多様性に配慮した樹種の選定等、緑を活用した潤いある空間の創出を図ります。</p> <p>計画区域内の南側に緑地を、計画建築物低層部の東側と西側に屋上緑化を設け、「緑の環境をつくり育てる条例」で定められている緑化面積以上の緑化面積を確保する計画です。さらに北側の屋上庭園にも樹木植栽を行うことにより、居住者や施設利用者に潤いある空間を提供します。</p> <p>また、可能な限り緑化面積を確保してヒートアイランド現象の緩和に貢献するほか、適切に維持管理を行う計画です。</p> <p>さらに、雨水の有効利用についても検討します。</p>
	<p>(6) 低層部の屋上や壁面、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>	○	<p>横浜市では、「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」において『地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高める』等の目標を掲げています。また、「横浜市環境管理計画」においては、横浜が目指す将来の環境の姿として『郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち』を掲げています。</p> <p>これらを踏まえ、本事業では、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画区域内の緑化は、計画区域内の南側に緑地を、計画建築物低層部の東側と西側に屋上緑化を設け、「緑の環境をつくり育てる条例」で定められている緑化面積以上の緑化面積を確保する計画です。</li> <li>・ 樹種の選定にあたっては、耐陰性や耐風性のある計画区域の特性に合った樹種を用いるほか、地域の潜在自然植生や、「環境エコアップマスタープラン」に示される「ふるさと生物候補」等を参考に、可能な限り郷土種を採用します。</li> <li>・ 生物多様性の観点から、単一種や同一規格による植栽を避けつつ、都市部に生息する鳥や蝶等の生き物を誘う誘鳥木や食草の配植に配慮した計画とし、生物多様性の創出に配慮します。</li> </ul>

表 3-1(5) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<p>本事業では、計画建築物高層部の共同住宅共有部や低層部については、高性能な省エネルギー機器の導入を検討します。</p> <p>また、以下の環境制御技術や、建築技術等の採用を検討し、運用エネルギーの低減を図った環境配慮型建築とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然採光の活用、高効率電気機器、LED 照明の採用</li> <li>・ 高性能 Low-E ガラスや二重ガラス・断熱サッシの採用等による熱負荷低減</li> <li>・ 日射遮蔽効果のある庇による外壁負荷削減</li> <li>・ 太陽光発電設備の設置</li> </ul>
	(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<p>店舗が供給を受ける電力は、可能な限り低炭素電気の利用を図ります。</p> <p>また、建設資材や設備の確保については、グリーン購入を図ります。</p>
	(9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	<p>「都市再開発の方針」では、コンパクトな市街地の形成を図るために、鉄道駅周辺を中心に重点的な再開発を進めるといった基本方針が示されています。</p> <p>これを踏まえ、本事業では、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場は、電気自動車の充電設備の設置について検討します。</li> <li>・ 鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進を図るため、広場や空地など上大岡駅周辺にふさわしい利便性と歩行者に安全で快適な歩行者空間を提供する計画です。</li> <li>・ 計画区域の南東側にある鎌倉街道歩道上の地下鉄換気塔の移設により、歩行者空間を拡大して、歩道の環境向上を図る計画です。</li> </ul>

表 3-1(6) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(10)建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	<p>本事業では、建築物の建設から解体に至るまでの長期にわたり、建築物が環境に与える負荷を低減するため、建築物の長寿命化、地上部や計画建築物低層部の緑化、高性能な省エネルギー機器の導入検討等の様々な環境配慮事項に取り組み、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）において、Aランク以上の認証取得を目指します。</p> <p>また、工事中は、低燃費型建設機械の採用や低燃費型車両の使用に努めるとともに、適切な施工管理の実施などの取組を行います。</p>
	(11)微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<p>計画区域内の南側に緑地を、計画建築物低層部の東側と西側に屋上緑化を設け、「緑の環境をつくり育てる条例」で定められている緑化面積以上の緑化面積を確保する計画です。また、計画区域の西側の旧鎌倉街道沿いの空地に樹木を植栽します。</p> <p>可能な限り緑化面積を確保してヒートアイランド現象の緩和に貢献するほか、適切に維持管理を行う計画です。</p> <p>外構計画では、環境配慮型舗装である保水性舗装の導入や緑陰を効果的に形成させる高木の適切な配植等、「横浜市ヒートアイランド対策取組方針」や「暑さをしのぐ環境づくりの手引き」を参考とし積極的なヒートアイランド対策の検討を行います。</p>
	(12)街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<p>本事業では、「横浜市景観ビジョン」や「上大岡駅周辺地区街づくり協議指針」等の上位計画の建物配置や景観に関するルールを踏まえ、以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の環境整備を考慮したデザインで街並みとの調和を図ります。</li> <li>・ 計画建築物の外観は、特異な色は避け、街並みとの調和を図ります。</li> <li>・ 計画建築物の高層部をセットバックして圧迫感の低減を図ります。</li> </ul>
	(13)大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	○	<p>「内水ハザードマップ」（令和3年6月、横浜市）によると、想定最大規模の降雨（1時間に最大153mm）が発生した場合、計画区域及びその周辺は、「浸水のおそれのある区域」に該当していることから、本事業では、浸水対策として、主要な電気室等を2階以上に設置するとともに、非常用発電を整備する計画とします。</p> <p>さらに、「地下空間における浸水対策ガイドライン」等に則り、人が常時利用する場所が浸水しないよう、床の高さを浸水のおそれのないレベルに設定することや、防水板の設置検討等の大雨に対する対策を行うほか、計画建築物4階の防災備蓄倉庫、広場や店舗内通路での一時滞在場所の提供を検討します。</p>

表 3-1(7) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(14) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<p>駐車場は、計画区域内の南側に店舗用と共同住宅用のタワーパーキングを各1棟配置する計画であり、駐車台数は「横浜市駐車場条例」又は「横浜市建築基準条例」の附置義務に基づき、必要台数を確保する計画です。</p> <p>「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」に定められている駐車場の必要台数については、今後想定される入居テナントの業種を基に算定し、横浜市経済局及び警察等と協議していきます。</p> <p>また、電気自動車の充電設備の設置について検討します。</p> <p>関連車両の出入口は、地域の幹線道路であり、計画区域内の東側を通る鎌倉街道の交通を阻害することがないように、計画区域の西側に接する一方通行路の旧鎌倉街道沿いに整備し、右折入庫右折出庫とする計画です。</p>
	(15) 風害、光害の影響を少なくする。	○	<p>風害対策として、計画区域周辺の既存高層建築物とは可能な限り離隔を取り、高層階のセットバックやコーナー部の面取りにより吹き降ろしの抑制を図ります。また、歩行者の往来や滞留が多い計画建築物の北東から北西にかけてはガラス屋根や庇を設けます。</p> <p>なお、これらの検討では、風洞実験を行い効果的な対策を講じます。</p> <p>本事業で取り組む光害対策は、「光害対策ガイドライン」（令和3年3月改訂版、環境省）等を踏まえ、計画区域周辺に悪影響を及ぼさない外構照明計画とします。</p> <p>なお、テレビ受信障害対策についても、計画建築物による電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて受信アンテナの改善やCATVの加入等を含めた対策を行う等適切に対応します。</p> <p>また、工事中は、クレーン未使用時のブームを電波到来方向に向ける等の対策を講ずる計画とします。</p>
	(16) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	—	<p>本事業により、地域の住民に親しまれた施設の移転や、文化財の消滅・移転、地域の分断はありません。</p> <p>計画建築物低層部では、上大岡駅とともに歴史を歩み地域の中心軸として親しまれ続けるパサージュ上大岡の店舗と既存大型店舗の再整備等により、賑わいと地域の魅力向上を図ります。</p>

表 3-1(8) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(17)廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	<p>「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成 28 年度-32 年度）」の取組を推進し、解体工事、建設工事中においては、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再使用及び再生利用の促進を図るとともに、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討します。</p> <p>建設発生土は、分析調査を行い、受け入れ先での基準を満たす適正処分を行います。また、可能な限り場内仮置き・埋め戻し利用を計画し、場外処分量の削減を図ります。</p> <p>構造計画、施工計画の工夫により掘削土を減らし、土砂搬出に伴う工事用車両の台数を極力減らす計画とします。また、周辺の交通交雑の状況を勘案して、可能な限り交通車両の走行時間や台数を調整する計画とします。</p> <p>また、供用後においては、入居テナント等に対して廃棄物の排出抑制の協力や分別排出の徹底を促します。</p>



「横浜市環境配慮指針」に掲げられた事項のほかに、事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項及び配慮の内容は、表 3-1(9)に示すとおりです。

表 3-1(9) 配慮指針に追加し行った計画段階配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(18)地震やそれに起因する液状化等の災害に対して、安全性への影響を計画段階から検討する。	○	<p>「横浜市地震被害想定調査報告書」によると、計画区域は「液状化危険度は低い」とされています。</p> <p>計画建築物は、支持地盤までの直接基礎とする計画であり、高層建築物の耐震性を確保するために、制震構造等を採用し、巨大地震への対策を講じます。</p> <p>本事業では、大規模な災害が発生して交通機関が麻痺した場合の帰宅困難者等への一時滞在場所を提供するほか、水や食料、防災用品等を備蓄した防災備蓄倉庫を計画建築物4階に設置し、地域全体の災害対応力の強化に寄与します。</p> <p>本事業においては、災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定し、防災イベントや防災訓練を定期的に行い、避難・誘導手順、滞留者や帰宅困難者への対応手順等の情報共有を居住者や店舗従業員などを行う予定です。</p>



## 資料編



## 1. 上位計画関連

### ○横浜国際港都建設計画都市再開発の方針

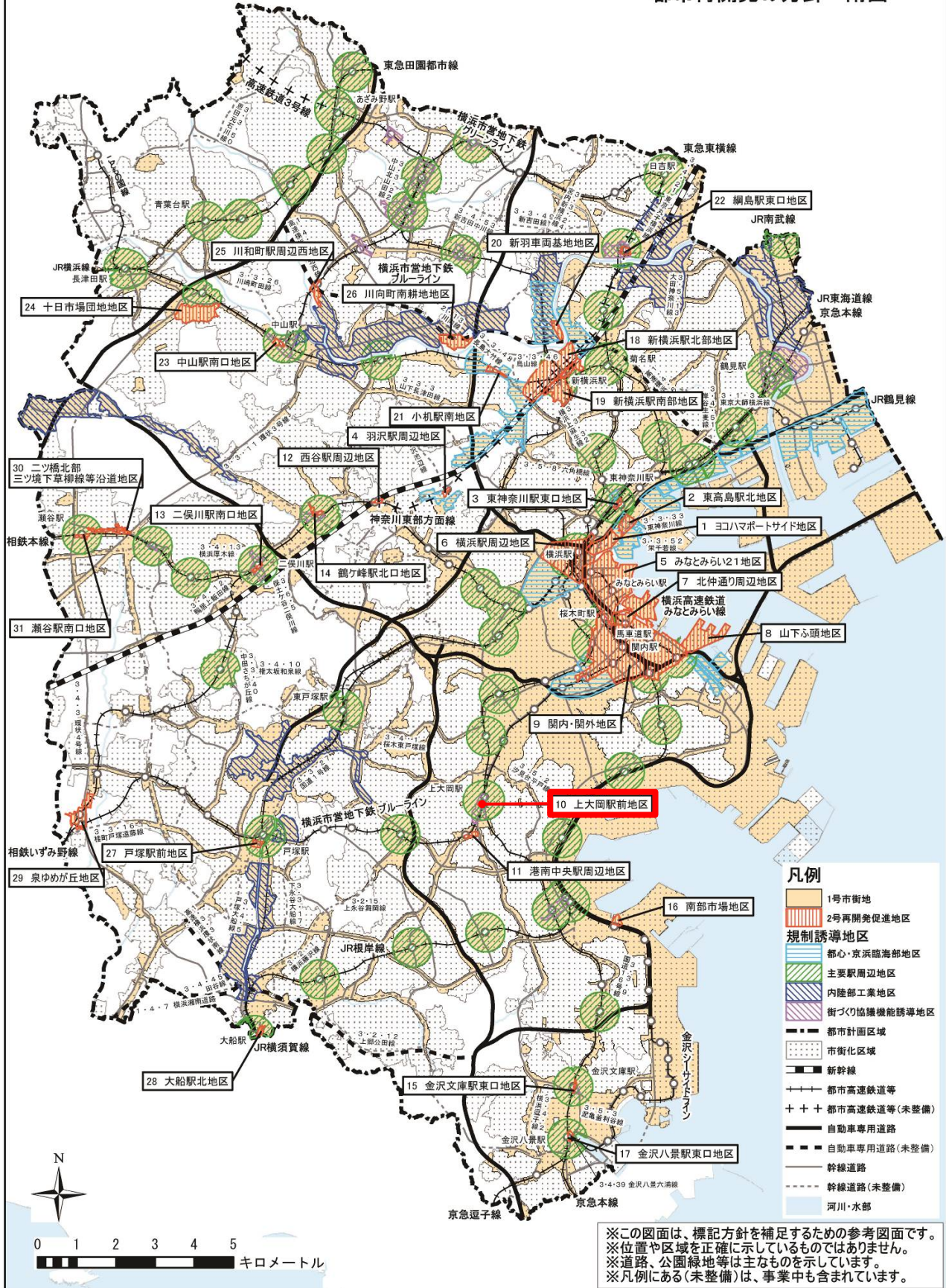
(昭和 45 年 6 月都市計画決定 (平成 30 年 3 月変更)、横浜市)

横浜市における都市計画に関する方針は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」があり、そのうち本方針は、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的としています。

#### 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針 (抜粋 1)

<b>■都市再開発の方針</b>
<b>基本方針</b>
①横浜型のコンパクトな市街地の形成 人口動態や産業構造等の変化に対応した持続可能な都市を構築するために、これまで整備されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図り、活力ある拠点を形成するため、次を基本方針として市街地の再開発を進める。 <ul style="list-style-type: none"><li>・就業の場の確保、各種都市機能の集積を計画的に推進するため、新たな市街地の開発と既成市街地の再開発を進める。</li><li>・コンパクトな市街地の形成を図るため、横浜都心、新横浜都心、鉄道駅周辺を中心に重点的な再開発を進める。</li><li>・産業の活性化や国際競争力の強化、市民生活の利便性向上をはかるため、鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺等の都市基盤施設の整備効果を最大限に生かした土地利用など、戦略的・計画的な土地利用を周辺環境との調和を図りながら進める。</li><li>・地域の歴史、文化資産や水際線、河川、丘陵等の自然的環境を保全・活用し、地域住民の参加のもとで個性と魅力にあふれたまちづくりを積極的に展開する。</li><li>・環境への負荷の低減に十分に配慮したまちづくりを進める。</li><li>・市街化区域内の未利用地・農地等については、周辺土地利用や景観等との調和を図り、市街地としての整備を誘導するとともに、優良な農地・樹林地等の保全を図る。</li><li>・市街地の整備にあたっては、市民が安心して暮らせるよう福祉に配慮した人に優しいまちづくりを進める。</li></ul>
②再開発の推進に係る配慮事項 <ul style="list-style-type: none"><li>・市街化区域内の計画的、効率的な土地利用を図り、市街地の再開発を適切に進めるため、都市施設の整備と一体的な計画開発を推進するとともに、市街地再開発事業、土地地区画整理事業等の事業手法と、特別用途地区や地区計画、横浜市市街地環境設計制度 (総合設計制度) 等の規制・誘導手法を連携させ、効果的な活用を図る。</li><li>・良好な景観形成や緑の保全・創出を図るため、景観計画、地区計画等の規制・誘導手法の活用を推進する。</li><li>・市街地の整備にあたっては、民間活力を有効に活用し、事業の総合化と効率的な推進を図る。</li></ul>
<b>既成市街地の再開発の整備方針</b>
既成市街地においては、都市機能の向上や更新、防災性の向上、住環境の整備・改善を図るため、公共施設整備や土地利用の適正化・効率化により、積極的に市街地の整備改善を進める。 また、良好な環境を有する地区は、その保全に努める。
①土地の高度利用に関する方針 <ul style="list-style-type: none"><li>・横浜都心、新横浜都心では、都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、業務・商業施設をはじめとする都市機能や、適正な居住機能の立地、誘導を促進する。</li><li>・鉄道駅周辺では、駅周辺の利用者の圏域の規模に応じ、都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、業務・商業施設や生活利便施設、福祉施設等の都市機能や、多様な住まいを供給する居住機能の立地、誘導を促進する。</li></ul>

# 横浜国際港都建設計画 都市再開発の方針 附図



横浜国際港都建設計画都市再開の方針（抜粋 2）

<p><b>■計画的な再開が必要な市街地（1号市街地）</b></p> <p>既成市街地を中心に、横浜型のコンパクトな市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開が必要な市街地として、整備・改善を図ることを目的に指定する。</p>
<p><b>■特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき相当規模の地区（2号再開促進地区）</b></p> <p>1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき相当規模の地区として、再開の実現を図ることを目的に指定する。なお、実施中の事業にあっては、その推進を図る。</p> <p>2号再開促進地区の概要は別表3及び附図のとおりである。</p>

別表3 2号再開促進地区の整備又は開発の計画の概要

地区名	10 上大岡駅前地区
面積	約 0.9ha
イ 地区の再開、整備の主たる目標	・拠点にふさわしい都市基盤施設の整備を図るとともに、商業施設、都市型住宅等の整備を図り、商業環境等を向上させる。
ロ 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	・土地の高度利用により、商業施設、都市型住宅等の整備を図る。
ハ 建築物の更新の方針 (住宅供給と住宅用地の環境改善の方針)	・既存の商店街等の商業系機能を更新し、商業施設、都市型住宅等の整備を図る。
ニ 都市施設及び地区施設の整備方針	・都市計画道路、歩行者空間等の整備を図る。
ホ その他の特記すべき事項	

資料：「都市再開の方針」

(横浜市都市整備局企画部企画課ホームページ、令和4年4月調べ)



資料：「2号再開促進地区（10 上大岡駅前地区）」

(横浜市都市整備局企画部企画課ホームページ、令和4年4月調べ)

都市再開の方針 附図（2号再開促進地区（うち、10 上大岡駅前地区））

○横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン（令和元年8月改定、横浜市）

都市計画マスタープランは、横浜市の都市計画に関する長期的な基本方針を示したものであり、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられています。

都市計画マスタープラン港南区プランとは、横浜市都市計画マスタープラン全体構想を前提として、港南区のまちづくりに関する方向性を整理するとともに、概ね20年後の港南区の将来像を描き、それを実現するための中長期的な方針を示します。

また、港南区内の都市計画に関する情報を、分かりやすくまとめ、区民等に提供し、区民・事業者・行政が、まちづくりを円滑に進めるための“道しるべ”としての役割を担っています。

横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン（抜粋1）

<b>2章 港南区の現況と課題</b>	
<b>(1) 港南区のなりたち</b>	
4) まちづくりの経緯	
<p>明治末期においては、区のほぼ全域が森林となっており、現在の上大岡駅から港南中央駅付近の河川沿いの谷間の地形では田を中心とした農地が広がっていました。</p> <p>1930(昭和5)年の湘南電気鉄道（現、京浜急行電鉄本線）上大岡駅開業時には、駅周辺で戦後の闇市から発展した市街地のにぎわいが広がっていました（現在の上大岡駅中央商店街）。</p> <p>港南区が分区された1969(昭和44)年頃には、概ね環状2号線より北側がD I D区域に編入されました。J R根岸線は1973(昭和48)年に全線が開通しましたが、港南台駅周辺の集合住宅は、1974(昭和49)年から入居が始まったため、港南台駅は市街地開発の最中に開業しています。</p> <p>また、横浜市営地下鉄ブルーラインは、1972(昭和47)年の開業時に伊勢佐木長者町駅～上大岡駅間が開通し、以降、1976(昭和51)年に上永谷駅、1985(昭和60)年に下永谷駅が順次開業しています。</p> <p>現在の港南区は、区内の大部分が住宅地として利用されていますが、1980(昭和55)年頃に土地区画整理事業やニュータウン事業等、大規模な開発により整備された市街地が多い区西～南方がD I D区域に編入され、これにより区のほぼ全域がD I D区域に編入されました。</p> <p>このように区内のほぼ全域が市街地として利用されているため、近年、大規模な開発動向はなく、駅周辺での市街地整備や公務員住宅、企業社宅などの跡地整備が部分的に行われています。</p>	
<b>(2) まちづくりの成果</b>	
<p>《施設等の整備に関するもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010(平成22)年2月： 上大岡C南地区第一種市街地再開発事業完了</li> </ul> <p>《計画・制度等に関するもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012(平成24)年6月： 上大岡C北地区市街地再開発準備組合設立</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>上大岡駅・港南中央駅周辺</b></p>
<p>図 2005（平成17）年7月以降のまちづくりの成果 より</p>	



横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン（抜粋 2）

<p><b>2章 港南区の現況と課題</b></p>
<p><b>(3) 港南区の現況</b></p>
<p>2) 土地利用            分布状況としては、商業系用途地域は駅周辺を中心として指定されており、商業地域は上大岡駅周辺のみ指定され、近隣商業地域は下永谷駅を除く区内各駅で指定されています。</p> <p>5) 道路交通            ②主要鉄道駅の乗客数            港南区には3つの鉄道(京浜急行電鉄本線、JR根岸線、横浜市営地下鉄ブルーライン)及び6つの駅があります。            2017(平成 29)年度において1日当たりの乗客数(乗車人員)が最も多いのは上大岡駅(京急 71,643 人、ブルーライン 36,844 人)であり、横浜市内の主要な交通結節点として1日当たり 10 万人超の乗車人員となっています。</p> <p>③公共交通網            鉄道駅間の連絡及び住宅地と鉄道駅を連絡するようにバス路線が多く設定されています。            横浜鎌倉線(鎌倉街道)は、平日1日当たり(双方向)のバス走行数が500本を超える路線になっています。特に上大岡駅のバスターミナルは、横浜市南部地域で最大規模であり、上大岡駅周辺では、1日当たり1,000本を超えるバスが発着しています。</p>
<p><b>(4) まちの課題</b></p>
<p>2) 拠点機能の強化、拠点間の連携の強化            ○区内には、鉄道駅を中心とした5つの生活拠点が形成され、3つの鉄道路線ごとに生活圏が異なります。このため、生活拠点の充実や各路線の連携が重要となっています。            ○今後は、上大岡駅及び港南中央駅周辺は、区の中心部にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、5つの拠点を中心にした生活圏の中で、駅勢圏の大きい生活拠点を中心に区民の日常生活に必要な商業・公共サービス機能などの充実や、各拠点と都市機能を補い合いながら拠点間との連携・強化を図ることを進め、各生活圏を結ぶ交通ネットワークの充実が必要です。</p>
<p><b>3章 港南区の将来像</b></p>
<p><b>(1) 港南区の将来像</b></p>
<p>1) 拠点及び市街地の空間～拠点を中心に生活圏を形成するまち・ゆとりのあるまち～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅周辺を5つの生活拠点※とし、拠点相互の連携や住宅市街地の特性を踏まえた生活圏が形成され、生活圏ごとに商業や公共サービス機能など、区民の日常生活に必要な機能を備えたまちを目指します。</li> <li>・5つの拠点は機能を強化するとともに、相互が役割を分担し、機能を補い合うことにより、それぞれの個性が発揮できる拠点づくりを目指します。</li> <li>・市街化の進行が沈静化し、区民の定住化が進む中で、区民にとって暮らしやすい環境づくりを進めるため、地域の特性を活かした市街地や公共施設などの都市施設を整備・充実させるとともに、公園や緑地などの緑の創出によりゆとりのある空間をつくることで、生活環境の質の向上を目指します。</li> <li>・多くの人々が集い、交流する駅周辺及び道路や公共施設などの公共空間のバリアフリー化や防犯・防災対策を進めることにより、高齢者や体の不自由な方など全ての人々が、安全に安心して生活できるまちづくりを目指します。</li> <li>・区内外や、拠点間を中心とした生活圏の間を行き来する人々の移動と交流を支えるため、交通ネットワークの充実を目指します。</li> </ul> <p>※上大岡駅については、2路線が乗り入れています。近接していることから1つの拠点として扱うこととします。</p>

横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン（抜粋 3）

<p><b>（２）港南区の将来都市構造</b></p> <p>1) 拠点及びまちづくりの圏域（エリア）</p> <p>①主要な生活拠点（上大岡駅周辺）</p> <p>○横浜市における主要な生活拠点に位置付けられている上大岡駅周辺には、商業・業務・文化機能など、区の中心部にふさわしい都市機能の集積を進めます。</p> <p>○また、横浜市内における広域的な拠点性のみならず、地域生活の拠点性の両面を持っているため、日常生活に必要な機能の集積も併せて進めます。</p>
<p><b>4章 部門別の方針</b></p>
<p><b>（１）土地利用の方針</b></p> <p>&lt;目標&gt; <b>地域の特性を活かしたにぎわいとゆとりの共存するまち</b></p> <p>■現在の土地利用の規制や誘導の仕組みを基本としつつ、地域の特性や港南区全体のバランスに配慮した土地利用の誘導を進めます。</p> <p>■新たな市街地整備や既存市街地の再整備の必要が生じた場合は、地域の状況や周辺の環境にも配慮しながら適切な土地利用の誘導を進めます。</p> <p>1) 駅周辺</p> <p>○バランスのとれた機能の集積による拠点のにぎわいづくりと、緑化や誰もが過ごしやすいゆとりある空間づくりを進めます。</p> <p>○また、住宅地と商業施設などとの共存を図り、活気ある拠点とその周辺市街地の形成を目指します。</p> <p>①主要な生活拠点（上大岡駅周辺）</p> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上大岡駅周辺は、交通基盤の整備が早くから整い、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能の集積が進んでおり、また横浜市の交通ネットワークの主要な拠点としての広域的な拠点性と地域生活の拠点性の両面を持ち、港南区の中心となっています。今後は、港南区の中心としての機能のさらなる充実と、周辺地域へ与える影響への対策が課題です。</li> </ul> <p>&lt;方針&gt;</p> <p>○港南区の中心である上大岡駅周辺では、より活気とゆとりのある拠点づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺では、バリアフリー化を推進するとともに、緑化・オープンスペースの設置や誰もが過ごしやすい空間づくりを進めます。</li> <li>・上大岡C北地区（2号再開発促進地区）の市街地再開発事業では、拠点にふさわしい都市基盤施設の整備を図るとともに、商業施設、都市型住宅等の整備を図り、商業環境等を向上させます。</li> <li>・大規模な建築物の新築や建替えの際には、周辺地域と調和した拠点づくりのため、事業者や地域の商店街などと連携し、周辺住民に配慮したまちづくりを促進します。</li> </ul> <p>2) 商業、業務を中心とした市街地</p> <p>○多様な都市機能や複合型集合住宅を集積し、市街地のにぎわいをつくります。</p> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅を中心とした拠点及びその周辺市街地は、商業・業務、公共施設など港南区の中心としての役割や、生活利便施設など多様な日常生活を支える機能が集積した魅力的な拠点を形成することが大切です。</li> <li>・駅利用者の利便性やアクセス性向上のための空間整備・活用が必要です。</li> </ul> <p>&lt;方針&gt;</p> <p>○鉄道駅の特性や既存ストックに応じた、商業・業務、公共施設の機能集積の強化・維持に努めます。また、開発などの機会を捉え、これらの施設と共に複合型の集合住宅の誘導など、各拠点の特性に応じた土地の有効利用を進めます。</p> <p>○駅利用者の利便性や鉄道駅としてふさわしい空間形成のため、緑化や歩行者空間などの整備とともに既存施設の活用などを進めます。</p>

## 横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン（抜粋4）

### 5章 地域特性に応じた重点的な取組

#### (1) 港南区北部地域

<基本方針>

##### ①上大岡駅周辺の整備

- ・2号再開発促進地区（上大岡駅前地区）である上大岡C北地区においては、市街地再開発事業により老朽化した建物を更新し、防災性の向上や商業施設の拡充、歩行者の回遊性確保等を図ります。また、上大岡駅周辺では、商業振興、バリアフリー化、違法駐車・違法駐輪の解消を進めます。

<想定される重点的な取組>

- ・地域のニーズにあった多様な商業サービスの充実に向けた支援や上大岡C北地区の市街地再開発事業などによる商業機能の強化
- ・老朽化した建物の更新や道路拡幅などによる防災性の向上
- ・未利用敷地や低層利用の敷地が集積している地域の有効活用
- ・バリアフリー基本構想に基づいた駅及び駅周辺のバリアフリー化
- ・駐車場の整備、駐車禁止区域の拡大
- ・違法駐輪対策として、積極的なパトロールの実施

○都市再生緊急整備地域等について

「都市再生緊急整備地域」は、平成 14 年 4 月に制定された都市再生特別措置法において、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域です。

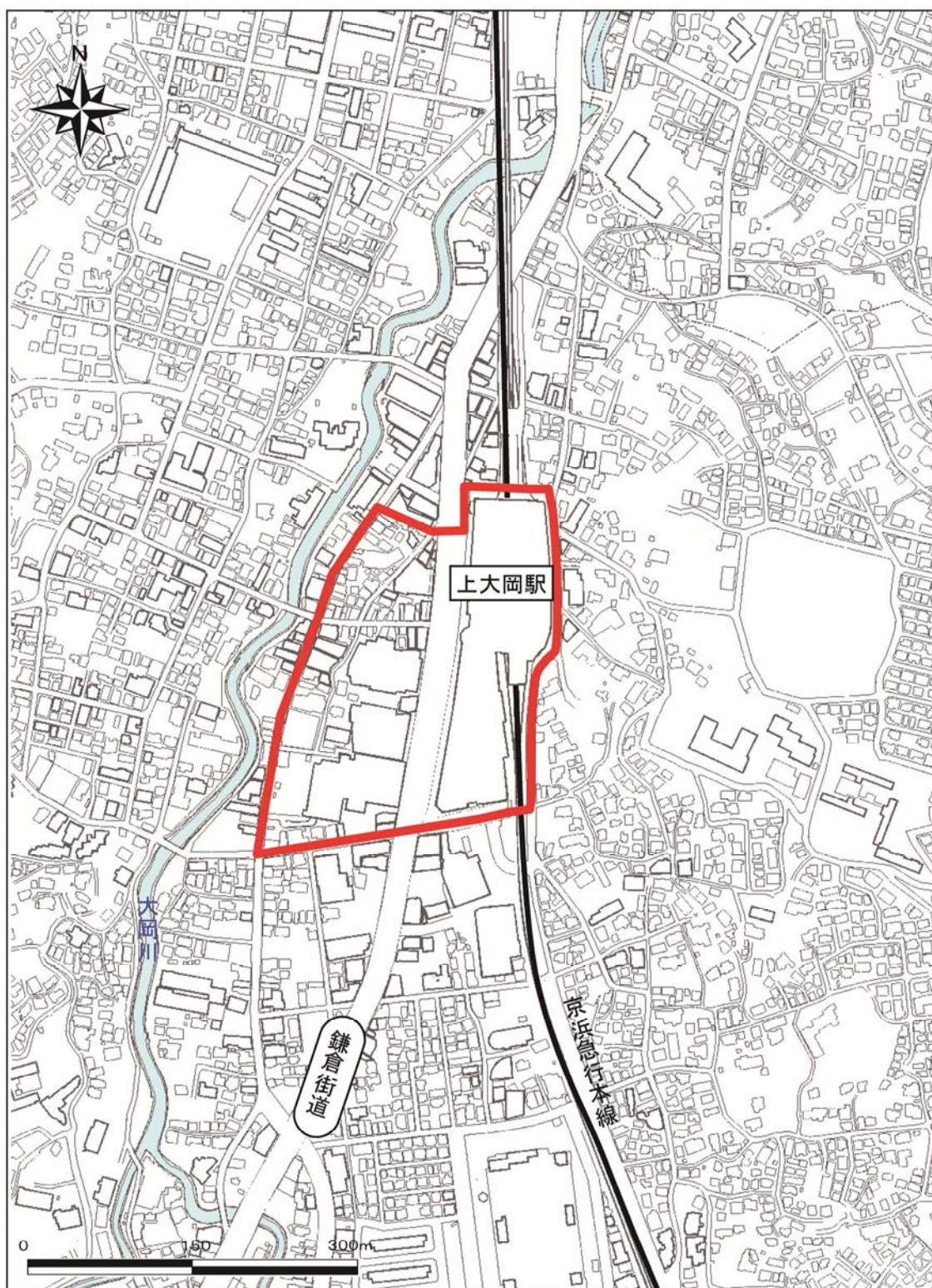
地域整備方針（横浜上大岡駅西地域）

<b>地域名称</b>
横浜上大岡駅西地域
<b>整備の目標</b>
〔都市再生緊急整備地域〕 京浜急行電鉄と市営地下鉄等の交通結節点である上大岡駅西地域において、土地の集約化等により、横浜市の拠点にふさわしい魅力的な複合市街地を形成
<b>都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項</b>
○業務・商業機能の強化と、都心との近接性を活かした居住機能や生活支援機能の充実 ○大規模災害に備えた緊急輸送路の沿道建築物の不燃化、耐震化、延焼防止対策等による防災機能の強化
<b>公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項</b>
○上大岡駅周辺の自動車交通円滑化のため、都市計画道路横浜鎌倉線の拡幅整備 ○上大岡駅やバスターミナルへのアクセスの向上に資するペDESTリアンデッキ等の整備 ○街区内広場、歩道状空地等のオープンスペースの充実
<b>緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項</b>
○建築物の低層に商業・文化・交流機能を導入すること等により、にぎわいや界限性を創出する都市開発事業を促進

資料：「都市再生緊急整備地域等について」

（横浜市都市整備局企画部企画課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）

# 横浜上大岡駅西地域



資料：「都市再生緊急整備地域等について」  
(横浜市都市整備局企画部企画課ホームページ、令和4年4月調べ)

横浜上大岡駅西地域 区域図

## ○上大岡駅周辺地区街づくり協議指針

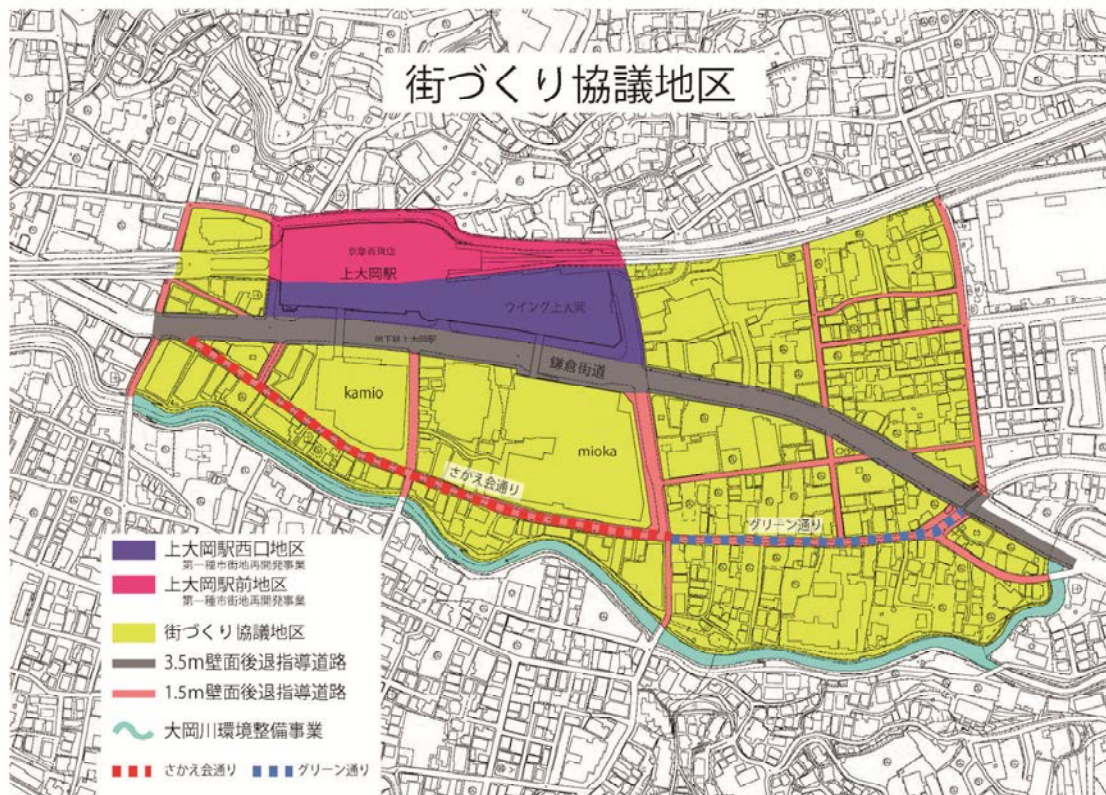
上大岡駅周辺地区は、横浜市南部地域の拠点にふさわしい街づくりを進めるため、建物づくりにあたって、共同建築の推進、歩行者空間の確保と壁面後退、用途の適正化、デザイン等、事前の協議を行うようにしています。

### 上大岡駅周辺地区街づくり協議指針

<b>■協議区域</b>
港南区上大岡（上大岡西一丁目の一部並びに上大岡西二丁目）のうち約 18ha （別添図のとおり）
<b>■協議対象</b>
建築物及び工作物
<b>■協議内容</b>
詳細は別途『協定書』を策定していますので、参考にしてください。 また、「さかえ会通り」及び「グリーン通り」に面する敷地には別途、協議項目があります。
<b>【マスタープランの会（全域）】</b>
1 建物の形態 近隣的环境整備を考慮したデザインで街並との調和を図る。
2 建物の壁面後退 一階部分は、別添図に示す 1.5 m 又は 3.5 m の壁面後退をし、歩行者空間とする。
3 建物の外壁 特異な色は避け、街並との調和を図る。
4 建物用途 建築物の 1 階部分を店舗とする場合は、物販・飲食・サービス業とすること。
5 その他 別途『協定書』を策定していますので、参考にしてください。
<b>【「さかえ会通り」に面する敷地の場合】</b>
1 建築の形態
(1) 壁面後退（セットバック）の推進 歩行者空間の確保をするため 1 階部分（地盤面から 1 階の軒までの高さは 3 m 以上とする）については、官民境界から 1.5 m 以上の壁面後退を行う。なお、壁面後退部分の色や材質などは、歩道と連続性のあるものとする。
(2) 共同建築の推進 良好な建築条件と環境を確保するために共同建築の推進に努める。
(3) 広告・看板・掲示物等 建物と街並との調和を図るとともに、各店の個性を表現し商店街の魅力づくりに努め、過度に大きなものを避ける。
(4) 駐車場、荷捌き場 地域の交通に支障をきたさないよう、駐車場と荷捌き場（商店の場合）を設置するように努める。
(5) ごみ集積所 清潔な環境を維持するため、ごみ集積所を設置する。
(6) その他委員が必要と認めた事項
2 建物の用途に関する事項 建物の 1 階部分の用途は極力、物販・飲食・サービス業とすること。なお、用途の変更を行う関係者は、その旨を委員会に届け、事前協議を行うこととする。

資料：「上大岡駅周辺地区街づくり協議指針」

（横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ）



資料：「上大岡駅周辺地区街づくり協議指針」  
 (横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課ホームページ、令和4年4月調べ)

### 街づくり協議地区（区域図）

## ○環境エコアップマスタープラン（平成10年2月、横浜市）に示されている「ふるさと生物候補」

環境エコアップマスタープランは、今まで実施されてきた事業をエコアップの視点から体系化・整理し、残された重要な生き物の生息空間を保全するとともに、かつて市内で見られた動植物が再び生息・生育できるように緑や水辺相互のつながりを確保する等、市民参加等を通じて身近にできるエコアップを全市的に展開していくことを目的に作成されたものです。

環境エコアップマスタープランでは、エコアップを推進する際には、現状を把握し、目標を設定するために何らかの指標が必要であるとされており、指標の具体例の一つとして、「ふるさと生物候補」が挙げられています。

「ふるさと生物候補」には、横浜の原風景を構成する身近な生き物が選定されています。また、選定にあたっての考え方は、下記に示すとおりです。

- ・だれにでもわかりやすい身近な生き物であること。
- ・緑地が著しく減少する以前の1960年代前半には横浜に存在した生き物であること。
- ・市民にエコアップのイメージがわかりやすく伝えられる生き物であること。
- ・市民がふれることが可能な空間に生息しうる生き物であること。
- ・希少性にこだわらず、地域性を重視する生き物であること。

ふるさと生物候補種-3 凡例 ◆：生息地，E：エコアップを行うことで住宅地，市街地での自然発生の可能性が高い種

植物-木本	種 類 (花期)	樹林地	畑	水 田	谷 戸	川	海 岸	住宅地	市街地	備 考
裸子植物	アカマツ	◆*			◆*					*内陸，材，遊，鳥
	クロマツ	◆*			◆*		◆			*沿岸部，材，遊，鳥
被子植物	イヌシデ (春)	◆			◆					材
	ウグイスカグラ(春)	◆*			◆					*林縁に多い，食，花，鳥
	ウワミズザクラ(春)	◆			◆					花，食，材，実，イザナクを含む
	エゴノキ (春)	◆			◆					花，材，鳥
	エノキ (春)	◆			◆	◆*		E		*土手・高水敷，材，鳥
	オニグルミ (初夏)				◆	◆*				*土手・高水敷，食，材，鳥
	カラスザンショウ	◆			◆		◆*	E		*横浜南部海岸に大木多い，鳥
	キブシ (早春)	◆*			◆	◆**		E		*林縁**土手など，花
	クスギ (春)	◆*			◆					*内陸部，昆，遊，材
	ケヤキ (春)	◆			◆	◆*		E		*河岸段丘，材
	コナラ (春)	◆			◆					鳥，遊，材
	コブシ (早春)	◆			◆					花，材，鳥
	シモツケ (初夏)	◆*			◆			E		*林縁部，花
	スダジイ (初夏)	◆*						◆		*比較的沿岸部，鳥，食，材，遊
	タブノキ	◆*						◆	E	*沿岸部，材
	トベラ (初夏)							◆	E	鳥，花
	ネムノキ (初夏)	◆*	◆			◆	◆**			*林縁**土手など，花
	ハコネウツギ(初夏)	◆*				◆				*林縁に多い，花
	ハリギリ (春)	◆				◆				材・鳥
	ホオノキ (春)	◆				◆				花，材
	ミズキ (初夏)	◆*				◆			E	*林縁，花，材，遊，鳥
	ムクノキ (春)	◆				◆	◆*		E	*土手，鳥，花，材
	ムラサキシキブ(春)	◆*				◆			E	*林縁に多い，実，花，鳥
モミジイチゴ (春)	◆*	◆			◆			E	*林縁**土手など 花・食・材	
ヤマグワ (春)	◆	◆			◆	◆*		E	**土手など，鳥，食，材	
ヤマザクラ (春)	◆				◆				花，鳥，材	
ヤマツツジ (初夏)	◆				◆				花	
蔓植物	アケビ (春)	◆			◆			E		食，材，ミハアビも含む
	フジ (初夏)	◆			◆			E		花，材

(注：植物編の備考の説明)

- 鳥—果実や種子を野鳥や小動物が好むもの
- 食—人が果実を食べるもの（子供のおやつになるような）及び山菜類
- 実—実の美しいもの
- 花—花の美しいもの
- 材—材・葉・枝・実などを人の生活に用いるもの
- 昆—昆虫の食餌植物として顕著なもの（蜜源は別にして）
- 遊—材・葉・枝・実などを人が遊びに用いるもの

資料：「環境エコアップマスタープラン」（平成10年2月、横浜市環境保全局調整部環境政策課）



## 2. 用語集

本計画段階配慮書で使用する用語は、次のとおりです。

### 【あ行】

#### 一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物が不完全燃焼した場合に発生する無色・無臭の気体のことです。血液中へのヘモグロビンと結合して血液の酸素輸送を阻害し、頭痛、耳鳴り、吐き気等を生じさせるほか、濃度が高いと生命が危険になります。

#### 温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことです。

「温室効果」とは、赤外線を吸収し再放出することで地表を暖め、地球の平均気温を一定に保つ働きのことです。しかし、大気中の温室効果ガスの濃度バランスが崩れると、温室効果が加速されてしまいます。

温室効果ガスの増加には人間の生活・生産活動が大きく関与しています。

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7物質については、温室効果ガスの削減対象物質となっています。

### 【か行】

#### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさ等の数値で定められるものです。

環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進める上での行政上の政策目標であり、公害発生源を直接規制するための基準とは異なります。

#### 環境負荷

人の活動が環境に与える負担のことです。

単独では環境への悪影響を及ぼさないものでも、集積することで悪影響を及ぼす場合があります。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への配慮を考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

#### 光化学オキシダント（OX）

工場・自動車等から大気中に排出される窒素酸化物等が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こして生じる二次汚染物質のことです。

高濃度になると目やのどに刺激を受けたり、植物の葉が枯れたりします。

## 【さ行】

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものです。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ないとされています。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマス等があげられます。

### 社会文化環境等

文化財、地域社会、埋蔵文化財、名木・古木、神社、仏閣、地域のしきたりのほか、通学路、各種公害、自動車走行量、日照、電波等の状況等の環境状況を指します。

## 【た行】

### ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種で、ダイオキシン類対策特別措置法により、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群と定義されています。

水に溶けにくく油や溶剤に溶けやすい、常温では安定しているが高温（800℃以上）ではほとんど分解する、という特徴があります。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において、急性毒性、発がん性、催奇形性、環境ホルモン作用等が報告されています。

### 太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式のことです。

エネルギー源が無尽蔵なこと、発電時に二酸化炭素等を発生させないことから、地球にやさしい発電方法として導入量の増加が期待されています。

なお、太陽電池をいくつも並べて接続し、パネル状にしたものをソーラーパネルと呼びます。

### 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素の酸化物の総称で、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、三酸化二窒素（N<sub>2</sub>O<sub>3</sub>）、五酸化二窒素（N<sub>2</sub>O<sub>5</sub>）等が含まれ、通称ノックス（NO<sub>x</sub>）ともいわれています。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主です。工場の煙や自動車排気ガス等の窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、これが大気環境中で紫外線等により酸素やオゾン等と反応し二酸化窒素に酸化します。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

## 窒素・磷

富栄養化物質のことです。湖沼、海で植物が生育する上で必要とする栄養物質の代表的なものです。

これらの物質の高濃度化により、湖沼ではアオコが繁殖し、海では赤潮が発生したりすることで、魚介類等に悪影響を及ぼします。

## 【な行】

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃えるときに発生する無色、刺激臭のある気体のことです。

二酸化硫黄は、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）とともに酸性雨の原因物質の一つとされています。主な発生源は重油を燃料とするボイラーがあげられます。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

発生源はボイラー等の『固定発生源』や自動車等の『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程等があげられます。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化され生成されます。

呼吸疾患の原因となることが知られているほか、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

## 【は行】

### 廃棄物等

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等のことです。

事業活動によって生じる産業廃棄物、家庭やオフィス、飲食店から生じる一般廃棄物に分けられます。

また、施工段階では、伐採樹木や建設廃材、建設発生土のことを指します。

### 光害

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況またはそれによる悪影響のことをいいます。屋外照明が居住者や歩行者、交通機関等の人間の諸活動や、生態系、家畜、野生動植物、農作物等へ悪影響を及ぼすことがあります。

### 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub> = Particulate Matter 2.5）

大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径（粒径）が 0.0025mm（2.5 μm）以下の非常に細かな粒子のことです。

10 μm 以下の浮遊粒子状物質は小さいため気管に入りやすく、特に粒径が 1 μm 以下になると気道や肺胞に沈着しやすくなり、呼吸器疾患の原因になります。

## ヒートアイランド現象

自然の気候と異なる都市独自の局地的な気候で、都市に人口や経済活動、都市機能が集中した結果、空調機器による人工排熱、コンクリート建物による蓄熱等により、気温が下がりにくくなる現象のことをいいます。

都市の周辺部に比べ気温が高い状態にあり、都心ほど気温が高くなります。等温線を描くと島のような形になることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

## 風害

異常に強い風によって生じる被害の総称です。気象現象である風によって発生する被害のほか、高層建造物の周辺に局部的に発生するビル風が問題になることがあります。

高層建造物が建設されると、ビルの両横で強風となり、風下のビルの後ろ側では風が弱くなり、また、風の変動が大きくなって乱流が発生することがあります。

## 浮遊粒子状物質（SPM = Suspended Particulate Matter）

すすや粉じん等大気中の粒子状物質のうち、粒径が 0.01mm（10 $\mu$ m）以下のものです。大気中に長期間浮遊し、高濃度になると、ぜん息、気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となるおそれがあります。

## 文化財

文化財保護法で定める文化財のことです。

国、県、市の指定・登録文化財のほか、名木・古木や、神社、仏閣、史跡等歴史的建造物、地域の習慣、祭り等も含まれます。

## 【ま・や・ら・わ 行】

### 未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのことをいいます。ヒートポンプ技術等により未利用エネルギーを利用することで、エネルギーの有効活用につながります。

## 【 A ~ Z 】

### BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

微生物の働きで水中の有機物を分解するときに消費される酸素の量のことです。  
数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

### CASBEE（建築環境総合性能評価システム：

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）

建築物の耐震性、省エネ、資源の再利用等約 90 の評価項目を入力することで、総合的な評価ができる仕組みのことです。

### DO（溶存酸素量：Dissolved Oxygen）

水位中に溶け込んでいる酸素の量のことです。数値が低いほど汚れが大きいことを示します。

### SS（浮遊物質量：Suspended Solids）

水中に浮遊している直径 2mm 以下の粒子状物質を、検体の水 1L 中の重さに換算したときの量のことです。水の汚れの程度を示します。

本書に掲載した地図のうち、国土地理院発行の地図について、出典は以下のとおりです。

- ・電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成

本書に掲載した地図のうち、横浜市建築局発行の地形図については、横浜市建築局都市計画課の承認を得て、下記に記載する同局発行の 1/2,500 地形図を複製したものです（横浜市地形図複製承認番号：令 4 建都計第 9103 号）。

- ・地形図（都市計画基本図）1/2,500

125（六ツ川）、126（井土ヶ谷）、127（蒔田）、136（東永谷）、137（上大岡）、  
138（磯子）、147（下野庭）、148（笹下）、149（森）

なお、本書の一部の図面では、上記図面に周辺建築物を加筆して使用しています。

